

飯能市都市計画マスタープラン（改訂版）・
立地適正化計画（素案）

はじめに

市長挨拶(後日追加予定)

目 次

■はじめに

■ 目次

■序 章		都市	立適
1	計画の概要		1
2	目標年次		4
3	対象区域		4
■第1章 現状と課題		都市	立適
1	人口の動態		5
2	都市の現状		11
3	市民の意向		22
4	課題の整理		37
■第2章 基本方針		都市	立適
1	将来都市像		39
2	まちづくりの方針		40
3	まちづくりの目標と施策の方向性		40
4	将来都市構造(目指すべき都市の骨格構造)		43
■第3章 都市計画マスタートップラン		都市	
1	全体構想		48
2	地区別構想		76
■第4章 立地適正化計画		立適	
1	誘導方針		121
2	居住誘導区域		124
3	都市機能誘導区域		141
4	誘導施設		149
5	誘導施策		152
6	届出制度		155
7	防災指針		158
8	目標指標		182
■第5章 実現に向けて		都市	立適
1	計画実現に向けての基本方針		184
2	協働のまちづくりの推進		185
3	適正な見直し		187

※各章のアイコンの説明

- ・ 都市計画マスターplanに関する項目
- ・ 立地適正化計画に関する項目

序 章

1 計画の概要

(1) 都市計画マスタープラン

1) 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、市町村総合計画や都道府県が定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針などに即し、まちづくりの基本的な方向を示すものです。

2) 飯能市都市計画マスタープランの位置付け

飯能市都市計画マスタープランは、第6次飯能市総合振興計画や飯能都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、おむね 20 年後の飯能市を見据え、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくり計画として位置付けられています。

今後、飯能市が行うまちづくりに関連する計画や事業などは、このマスタープランに沿って定められることになり、都市計画の決定・変更、各種まちづくり事業の実施、地域のまちづくりルールなどを定める際の指針として、さらに、市民・事業者・行政が共有する「まちづくり指針」としての役割を果たします。

飯能市都市計画マスタープランは、第6次飯能市総合振興計画で定める将来都市像「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう ~好循環を育む ずっと暮らしたいまち~」を実感できるまちづくりの実現に向け、本市の将来像やまちづくりの基本的な方向性をわかりやすく示しています。

(2) 立地適正化計画

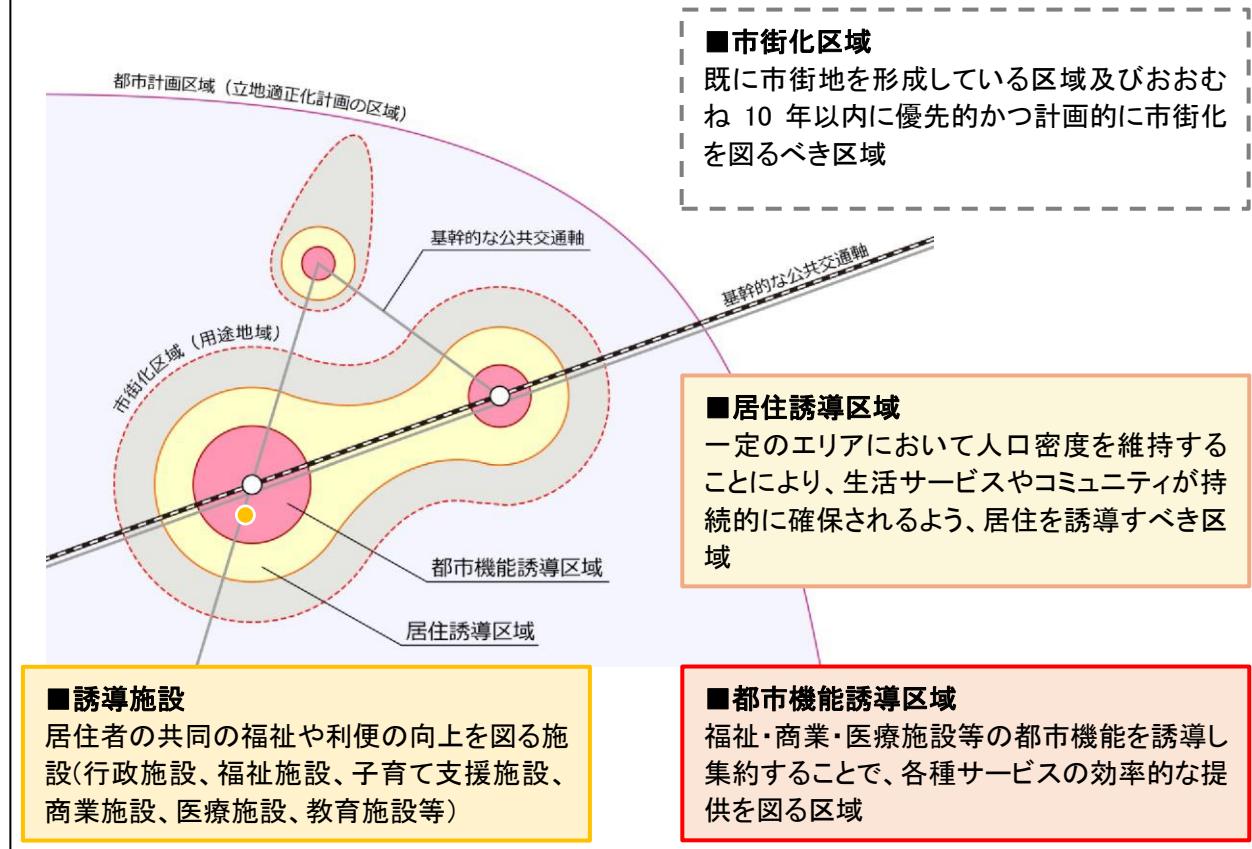
1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画とは、都市再生特別措置法第81条に基づき策定する計画であり、市街化区域内に医療・福祉・商業などの生活に必要なまちの機能をコンパクトに集積する「都市機能誘導区域」、人口減少の中にもあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、安全で暮らしやすい場所に居住を誘導する「居住誘導区域」を設定します。

■記載する事項(都市再生特別措置法第81条第2項等)

- ・計画の区域
- ・立地の適正化に関する基本的な方針
- ・居住誘導区域(都市の居住者の居住を誘導すべき区域)
- ・都市機能誘導区域(都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域)
- ・誘導施設(都市機能誘導区域ごとにその立地を誘導すべき都市機能増進施設)
- ・誘導施策(市町村が講すべき施策、事業等)
- ・防災指針(都市の防災に関する機能の確保に関する指針)
- ・目標値・評価方法

■立地適正化計画制度のイメージ



出典(図):令和7年4月改訂 立地適正化計画の手引き【基本編】

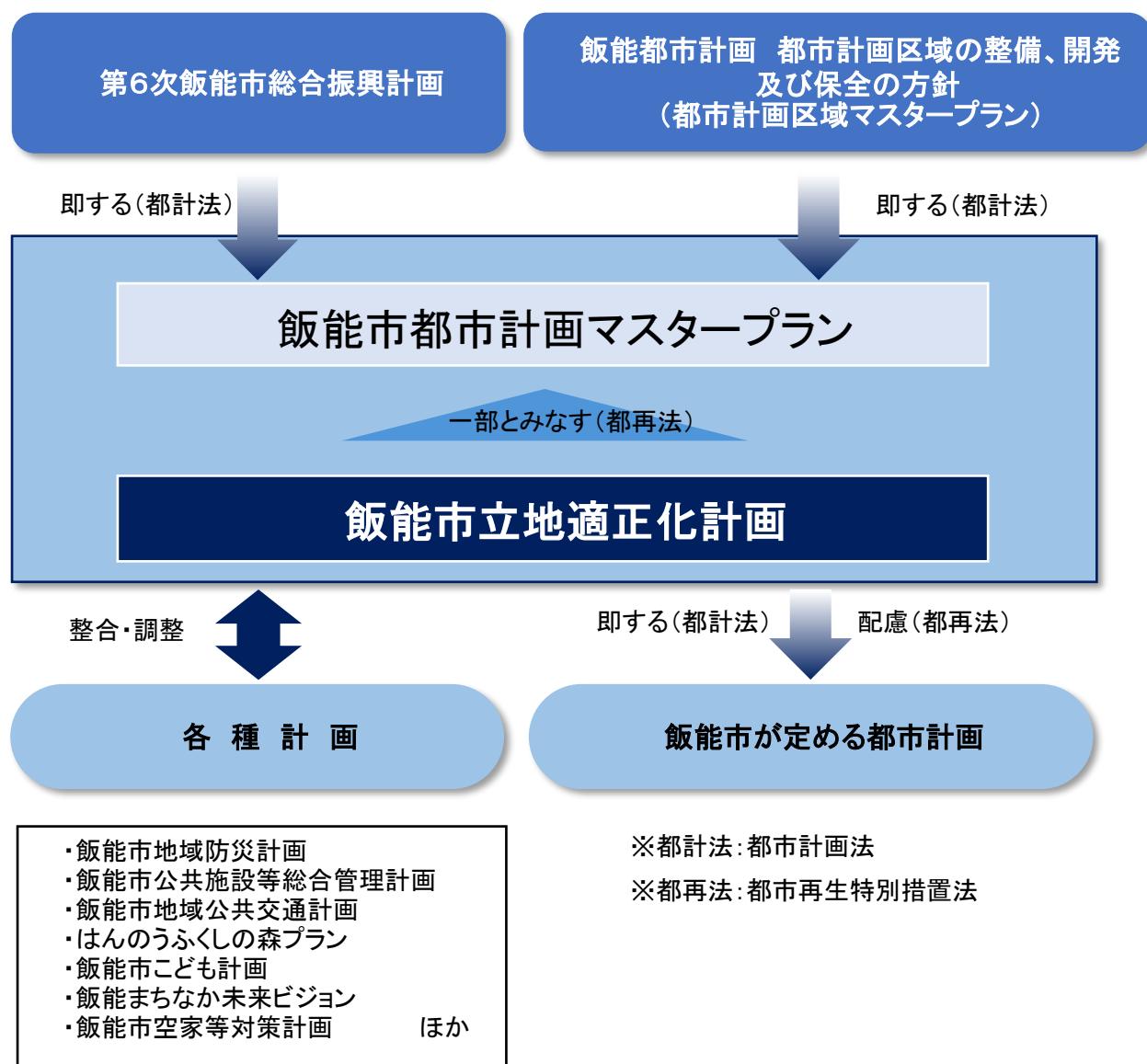
2) 飯能市立地適正化計画の位置付け

飯能市立地適正化計画は、居住機能や商業・医療等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスター・プランとして策定する計画であり、第6次飯能市総合振興計画、飯能都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の上位計画に即して策定します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークに向けた具体的な取組として、土地利用に対する施策だけでなく、公共交通施策、住宅施策、防災施策、財政施策等の多様な分野の計画と連携する必要があります。

なお、本計画は都市再生特別措置法第 82 条に基づき、飯能市都市計画マスター・プランの一部とみなされます。本計画の基本的な考え方や各区域等の設定は上位計画や関連計画等の変更を踏まえ随時調整を図り、見直していくものとします。

(3) 計画の位置付け



2 目標年次

飯能市都市計画マスターplan及び飯能市立地適正化計画は、将来の都市の姿を描き、長期的な方針として本市の都市計画の内容を先導する役割を持つものです。

このため、令和 8 年度(2026 年度)からおおむね 20 年後の令和 27 年度(2045 年度)を目標とした計画とし、中間年度として第6次飯能市総合振興計画の最終年度である令和 17 年度(2035 年度)を設定しますが、今後の社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて計画の見直しを行います。なお、飯能市立地適正化計画については、おおむね 5 年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について調査、分析及び評価を行い、必要に応じて適切に計画の見直し等を行います。

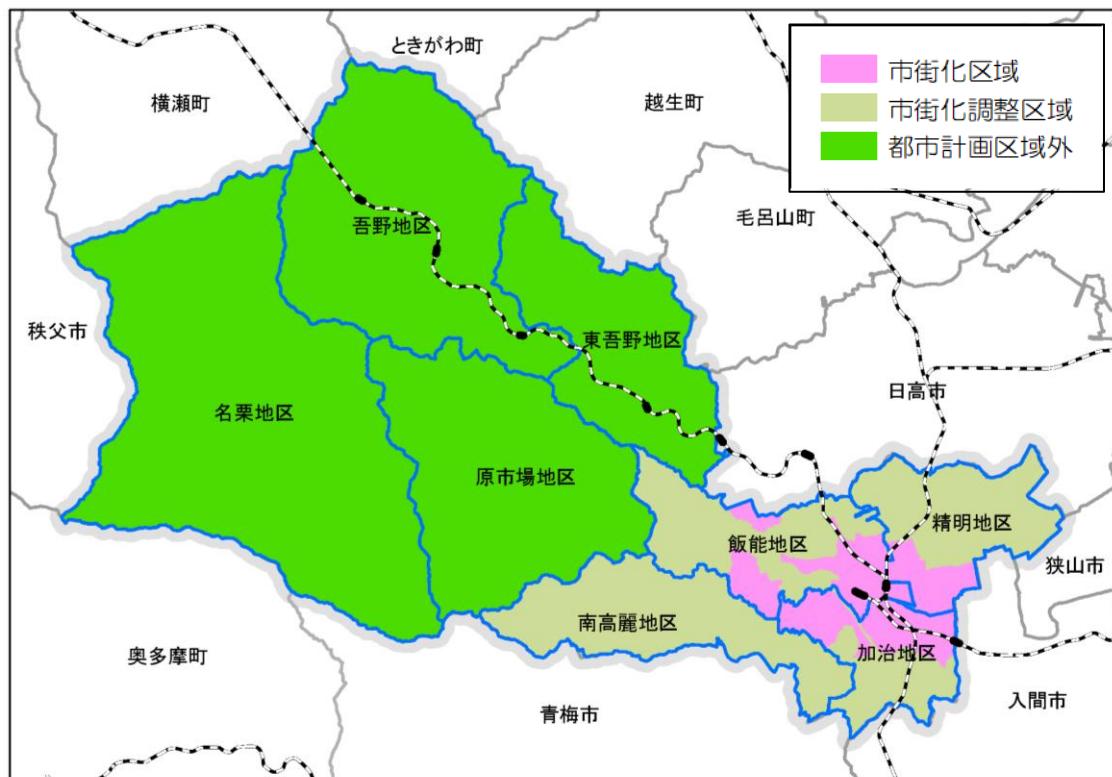
- 中間年度：令和 17 年度（2035 年度）
- 目標年度：令和 27 年度（2045 年度）

3 対象区域

飯能市都市計画マスターplanの対象区域は、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域(50.12 km²・行政区域の約 26%)を前提に策定する計画ですが、都市と自然との関わり、また、地域の特性を生かしたまちづくりの必要性などを考慮し、都市計画区域外も含めた行政区域全体(193.05 km²)を対象とします。

飯能市立地適正化計画の対象区域は都市計画区域を基本としますが、同様の観点から、都市計画区域外についても関連付けた内容とし、市全体において「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを目指します。

■対象区域図



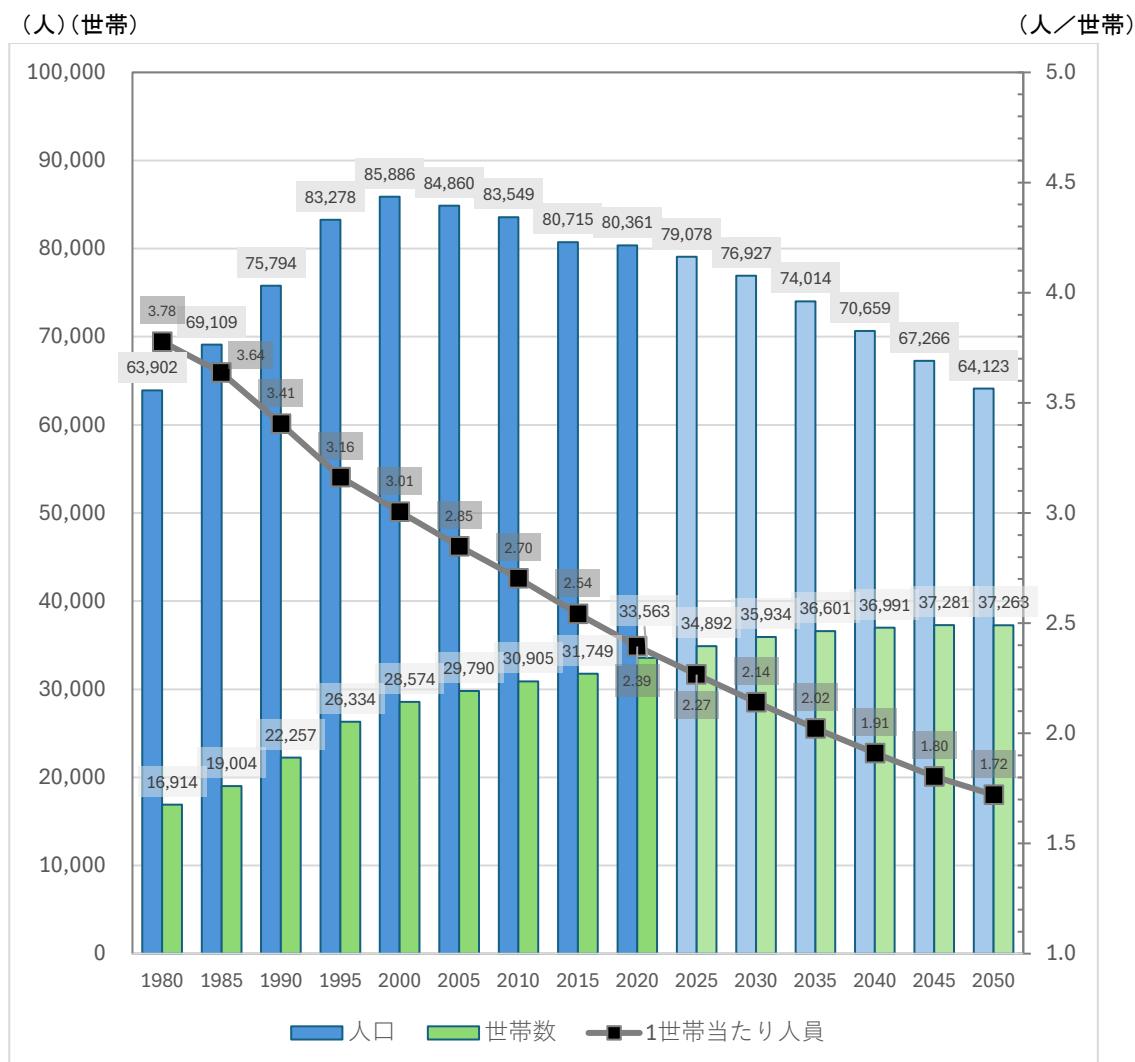
第1章 現状と課題

1 人口の動態

(1) 人口・世帯数の動向

- 平成 12 年(2000 年)の 85,886 人(旧名栗村人口含む。)をピークとして全国的な少子高齢化・人口減少の進行を背景に減少傾向にあり、本計画の中間年度である令和 17 年度(2035 年度)には 74,014 人まで減少すると推計されます。
- 世帯数は、令和 2 年(2020 年)の世帯数は 33,563 世帯で、1 世帯当たり人員は 2.39 人です。昭和 55 年(1980 年)以降、世帯数は増加していますが、1 世帯当たり人員は減少しています。
- この傾向が続くと、本計画の中間年度の令和 17 年度(2035 年度)では、1 世帯当たり人員は 2.02 人になると予測されます。

■人口と年齢構成の推移と推計



※2025 年以降は推計値

出典(人口): 【実績値】国勢調査、【推計値】国立社会保障・人口問題研究所 令和 5 年推計

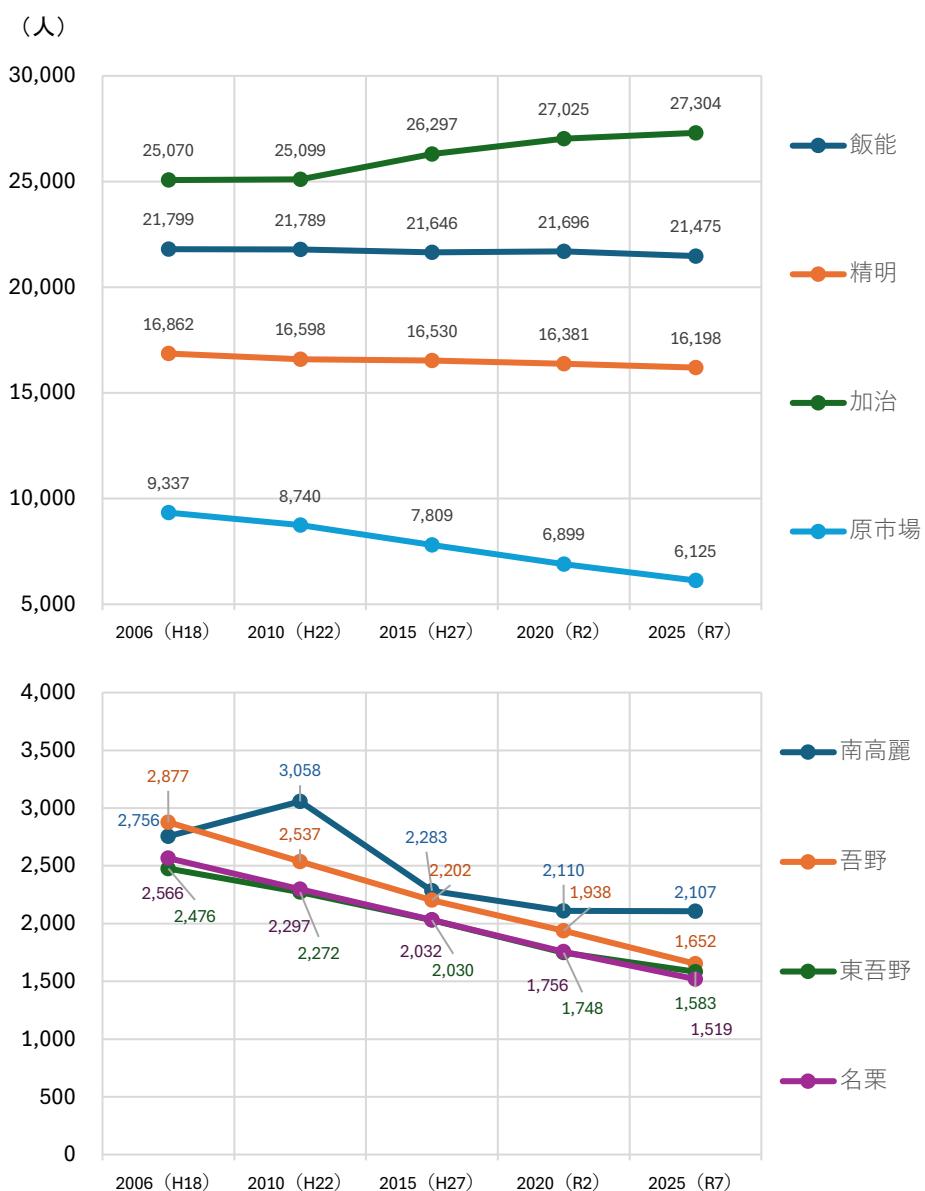
出典(世帯数): 【実績値】国勢調査

【推計値】令和 2 年度国勢調査結果に基づき「埼玉県の市町村別将来人口推計ツール」により推計

(2) 地区別人口

- 令和7年1月1日の地区別人口は、飯能地区が21,475人(総人口の27.5%)、精明地区が16,198人(同20.8%)、加治地区が27,304人(同35.0%)と、市街化区域を含む3地区で全体の人口の8割強を占めています。※総人口は77,963人
- 地区別人口の推移を見ると、加治地区では緩やかな増加、飯能地区、精明地区では横ばいとなっているのに対し、南高麗地区を除く山間地域の吾野地区、東吾野地区、原市場地区、名栗地区は減少傾向が続いている。

■地区別人口の推移



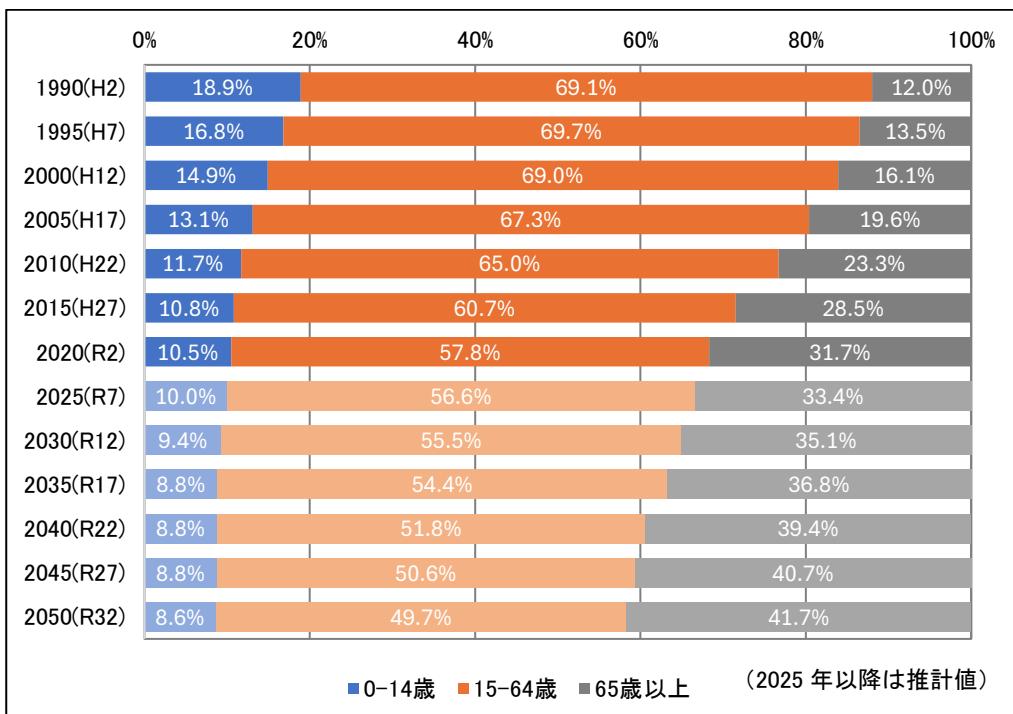
※平成17年に名栗村との合併を行ったため、推移の始点には平成17年ではなく平成18年の値を使用

出典:統計はんのう(住民基本台帳各年1月1日現在)

(3) 年齢別人口

- 年少人口(0～14 歳)割合は、減少傾向であり、令和 2 年(2020 年)で 10.5%となっています。
- 生産年齢人口(15～64 歳)割合は、平成 7 年(1995 年)をピークに減少に転じ、令和 2 年(2020 年)で 57.8%となっています。
- 老年人口(65 歳以上)割合は、増加傾向を示し、令和 2 年(2020 年)で 31.7%となっています。本計画の中間年度である令和 17 年(2035 年)には、老年人口の割合が約 37%まで増加するものと推計されます。

■年齢階級別人口構成



※小数点第 2 位を四捨五入して表示しているため、合計値が 100%にならない場合があります。

出典:【実績値】国勢調査(平成 12 年以前は旧市村合計値)

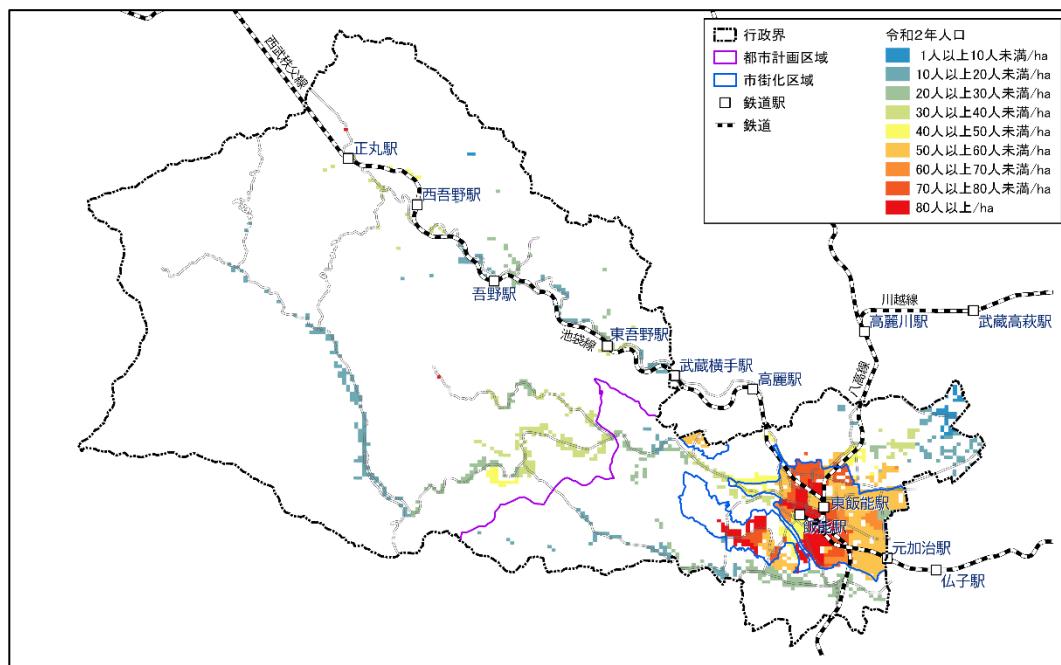
【推計値】国立社会保障・人口問題研究所 令和 5 年推計

(4) 人口密度

1) 市全域(令和2年～令和22年)

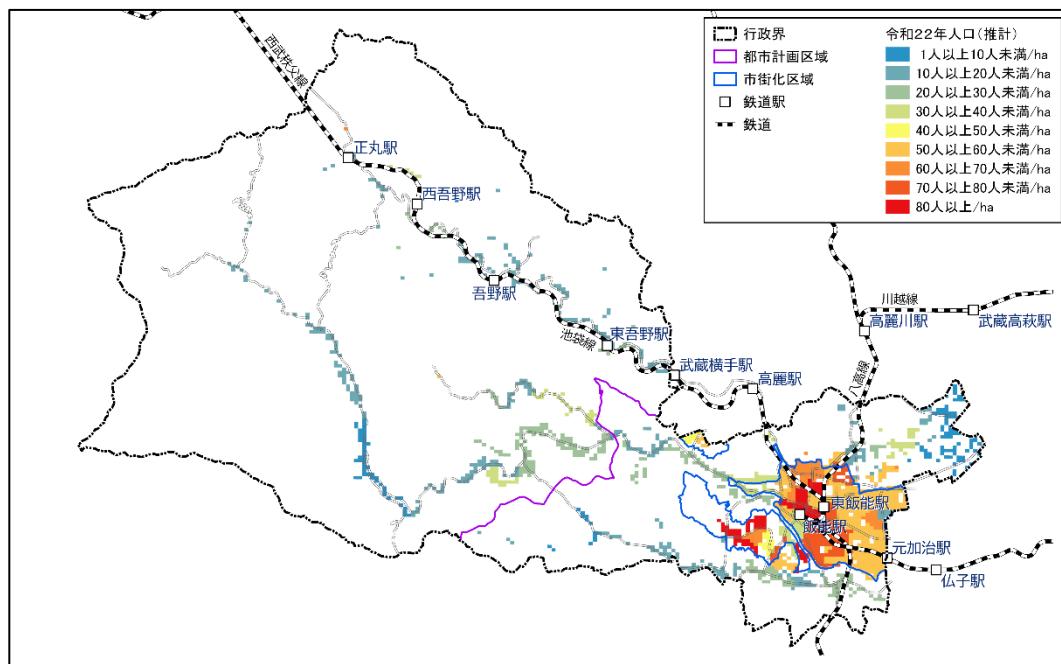
- 現在の市全域の人口分布は、市街化区域を中心に人口が集中しており、郊外や山間部においては主要な道路沿いに人口が分布しています。
- 山間部の集落では、比較的人口の多い区域で「40人以上50人未満/ha」となっていますが、大部分の区域では「1人以上10人未満/ha」や「10人以上20人未満/ha」となっており、20年後には人口密度の更なる低下が見られます。

■人口密度メッシュ図(令和2年)



出典:令和2年国勢調査

■人口密度メッシュ図(令和22年)

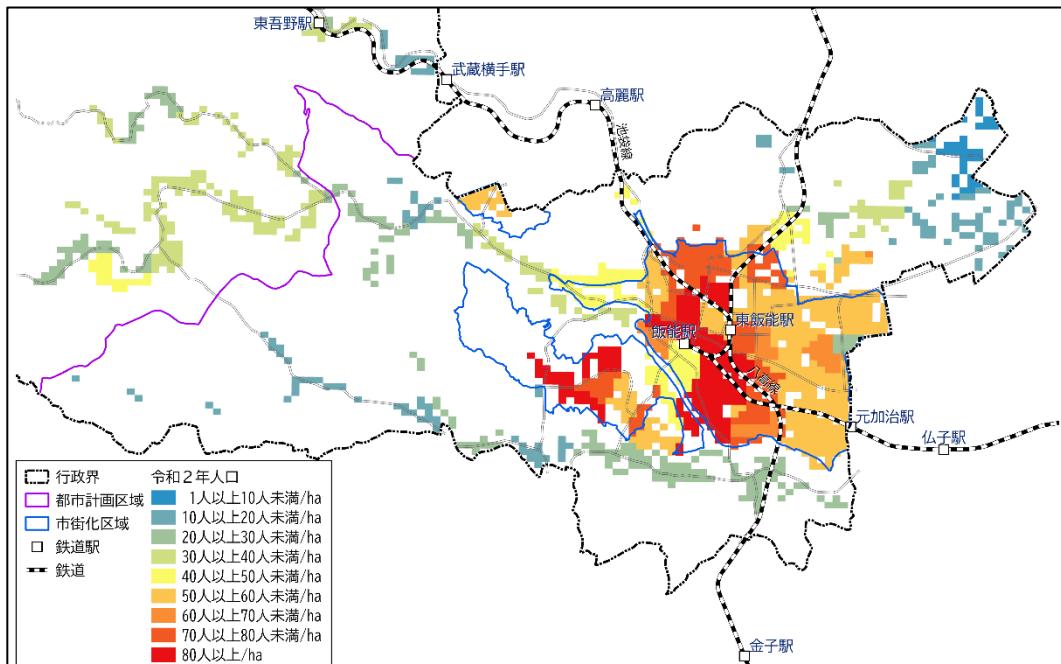


出典:社人研令和5年推計

2) 都市計画区域（令和 2 年～令和 22 年）

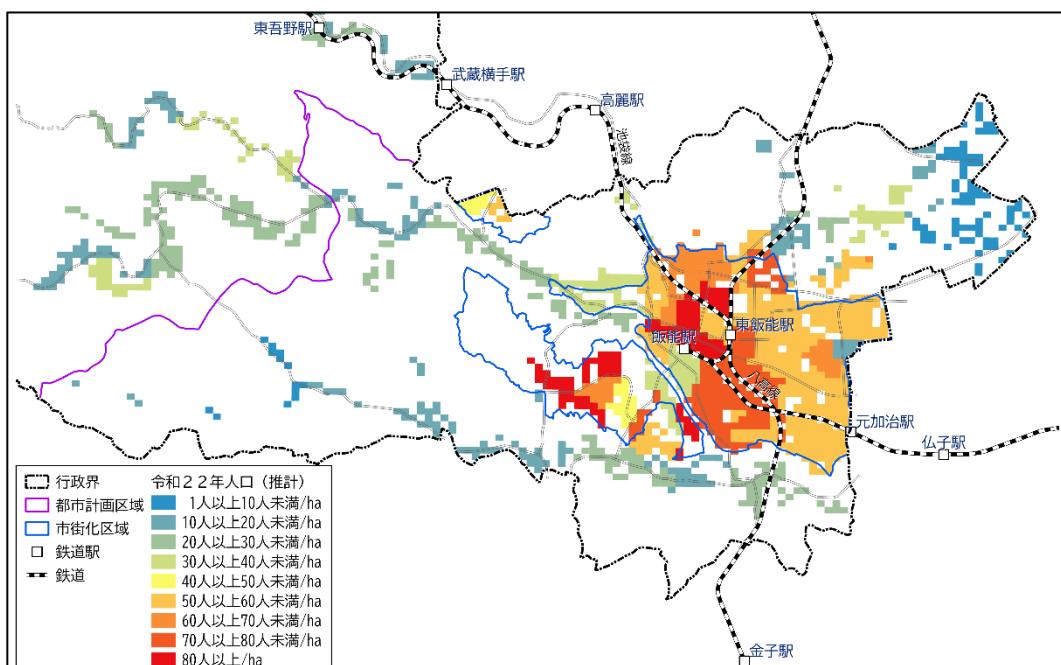
- 20 年後の都市計画区域の総人口の分布は、飯能駅北口周辺や美杉台、征矢町、新町周辺で「80 人以上/ha」と推計されており、高い人口密度が維持されることが見込まれています。
- 一方で、飯能駅周辺であっても、南口周辺の区域では減少することが見込まれています。また、比較的人口の多い美杉台や永田台の一部区域においても人口密度の減少が見られます。

■ 人口密度メッシュ図(令和 2 年)



出典:令和 2 年国勢調査

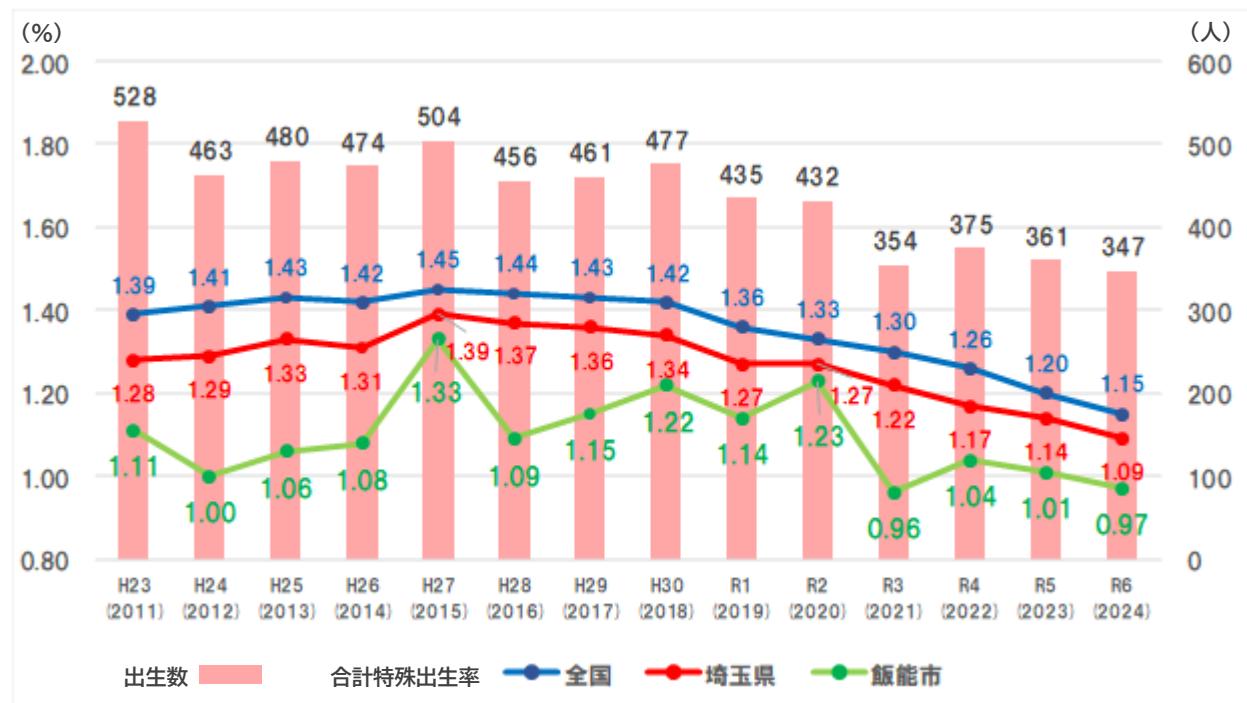
■ 人口密度メッシュ図(令和 22 年)



出典:社人研令和 5 年推計

(5) 合計特殊出生率と出生数の推移

- 本市の合計特殊出生率※は、全国、埼玉県よりも低い状況が続いています。
- 出生数も減少傾向にあり、近年の年間出生数は300人台となっています。

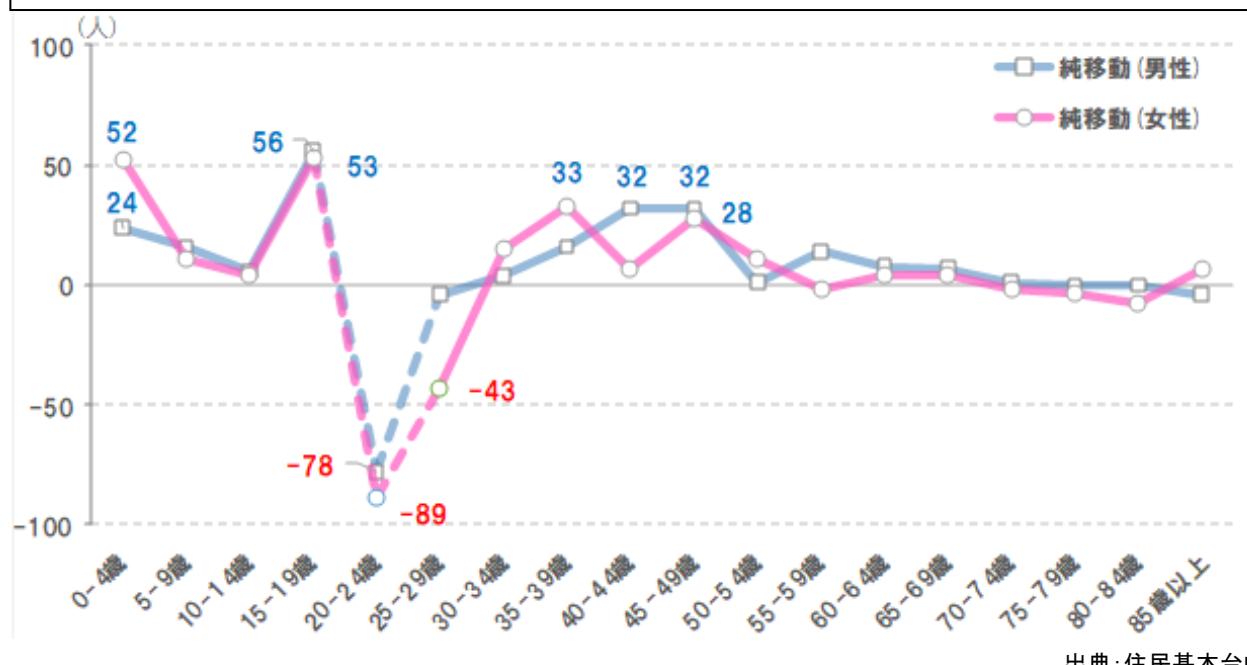


※女性の各年齢別出生率を合計した数値のこと。その年次の年齢別出生状態を1人の女性の生涯に当てはめ、一生の間に生む子どもの平均人数を理論的に表した率のことです。合計特殊出生率が2.07を割り込むと人口は減少します。

出典:埼玉県保健統計年報 統計資料

(6) 5歳階級別の転出入の動向（令和6（2024）年中の移動）

- 男女ともに20代(20~29歳)の転出超過が著しい傾向があります。
- 他の年代においては、0~19歳、30~49歳において転入超過であり、50歳以上の年代においてはほぼ横ばいの傾向にあります。



出典:住民基本台帳

2 都市の現状

(1) 土地利用

1) 都市計画区域等の指定状況

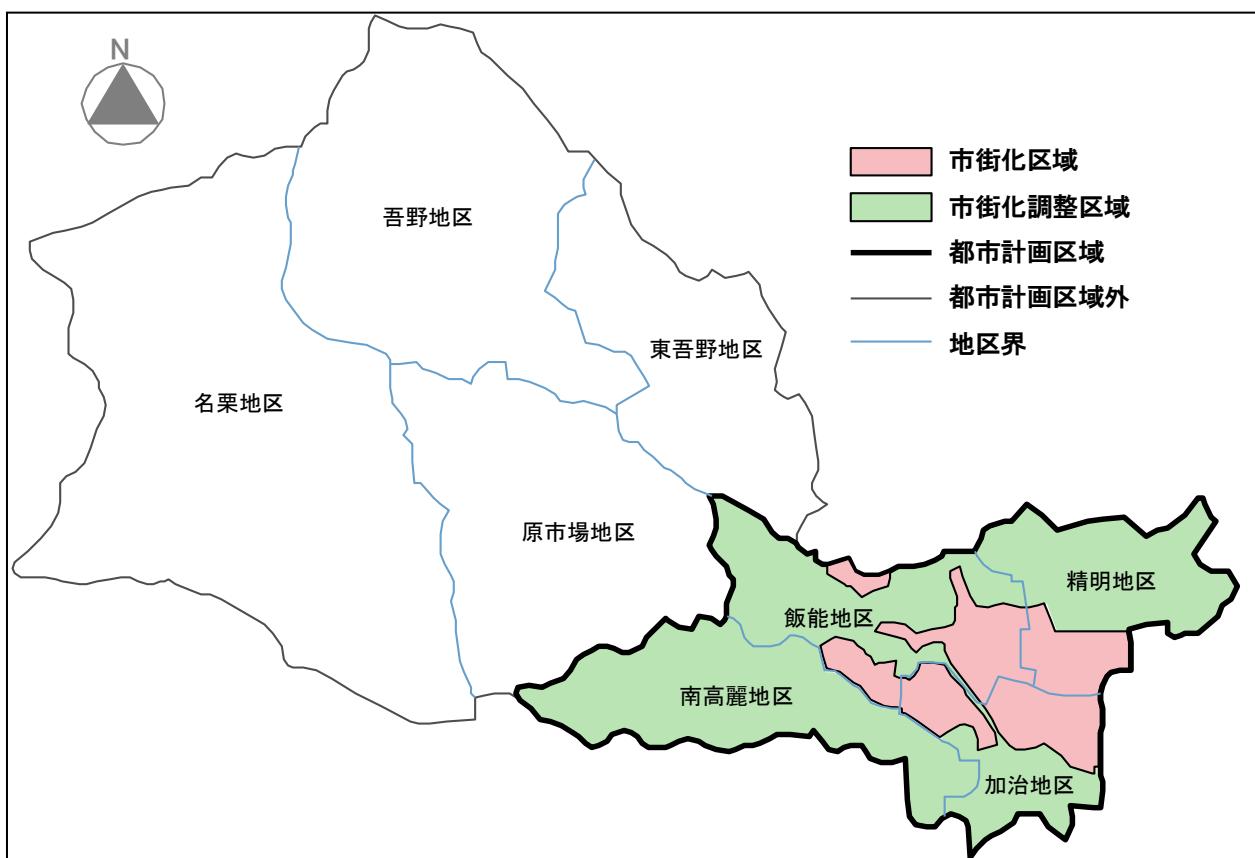
- 都市計画区域は、飯能地区、精明地区、加治地区、南高麗地区の全域 5,012ha が指定されています。
- 飯能地区、精明地区、加治地区のうち、1,143.6ha が市街化区域に指定され、市街化区域内は用途地域が指定されています。

■都市計画区域現況

	都市計画区域		都市計画区域外	行政区域
	市街化区域	市街化調整区域		
面積(ha)	5,012.0	1,143.6	3,868.4	14,293.0
比率	26.0%	(22.8%)	(77.2%)	74.0%
				100.0%

※令和7年4月1日時点、市街化区域、市街化調整区域のそれぞれの比率は都市計画区域内におけるもの

■都市計画区域区分図

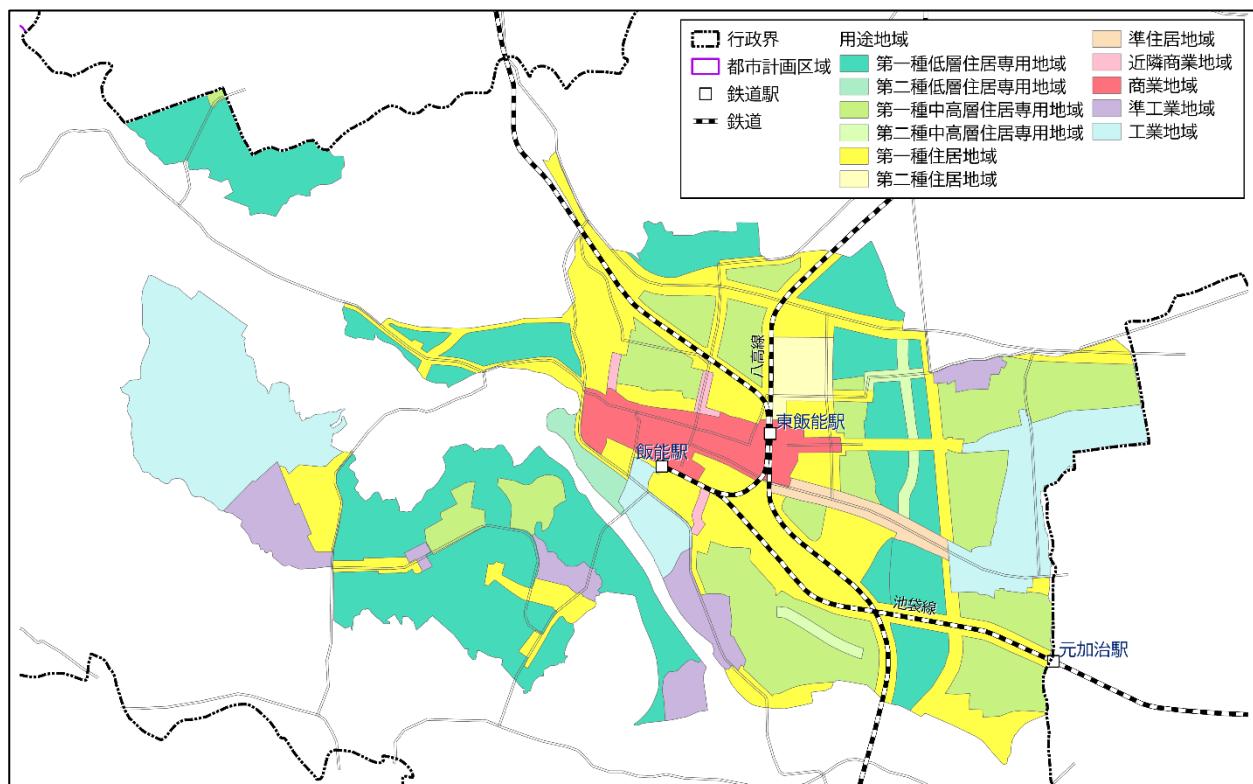


■用途地域指定状況

用途地域	第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	合計
面積(ha)	314.1	8.4	210.6	11.9	281.9	14.9	12.9	4.6	51.1	57.5	175.7	1,143.6
比率(%)	27.5	0.7	18.4	1.0	24.7	1.3	1.1	0.4	4.5	5.0	15.4	100.0

※令和7年4月1日現在

■用途地域指定状況図



2) 地区計画の決定状況

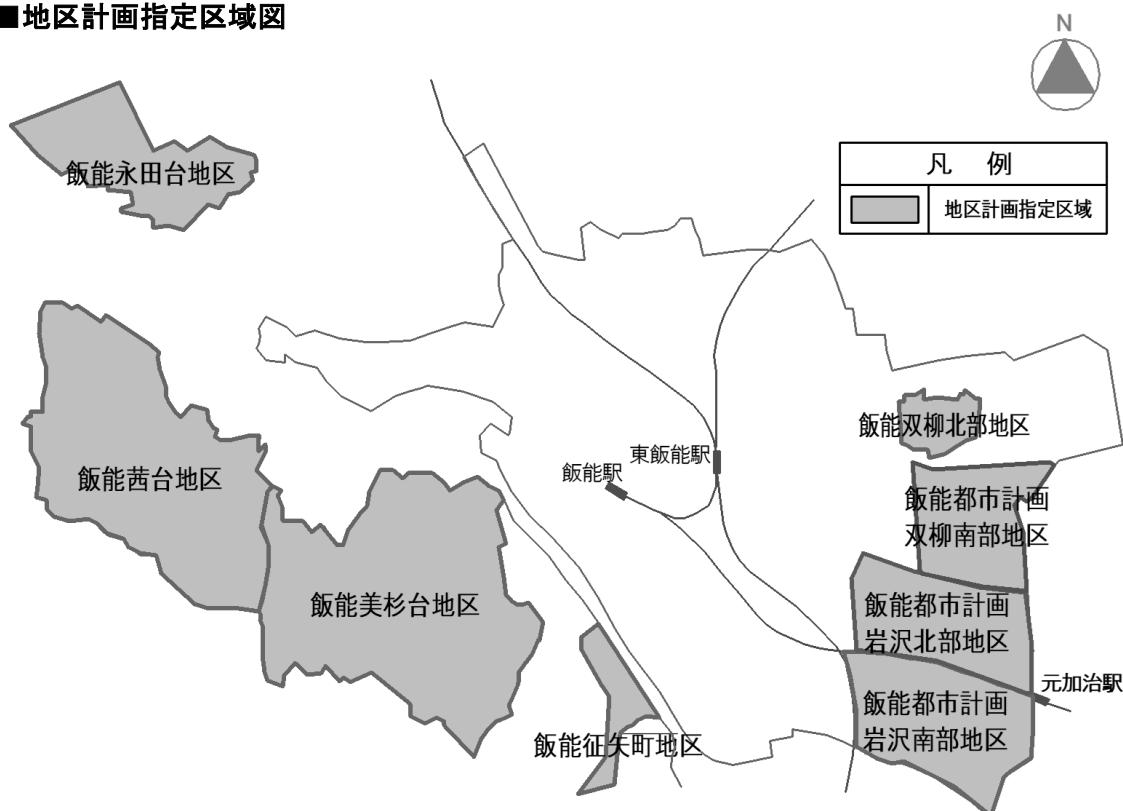
- 地区の特性にふさわしい良好な市街地の整備及び保全を図るため、以下のとおり地区計画が定められています。

■地区計画決定状況

地区名	指定面積	当初決定	最終変更	概要
飯能美杉台地区	約 153.8ha	S63.7.19 市 76	H23.12.5 市 328	用途制限、高さ制限、形態・意匠、建ぺい率、容積率、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能永田台地区	約 46.0ha	H1.7.7 市 86	H23.12.5 市 328	用途制限、高さ制限、形態・意匠、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能双柳北部地区	約 13.5ha	H19.8.28 市 228	—	最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能都市計画 岩沢北部地区	約 44.2ha	H21.7.3 市 184	—	用途制限、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能都市計画 岩沢南部地区	約 55.4ha	H21.7.3 市 184	H21.10.6 市 270	用途制限、最低敷地、かき・さく、壁面後退
飯能征矢町地区	約 11.4ha	H21.10.6 市 270	—	かき・さく、壁面後退、形態・意匠
飯能茜台地区 (旧飯能大河原地区)	約 137.7ha	H23.3.29 市 84	H26.2.7 市 34	用途制限、建ぺい率、容積率、最低敷地、かき・さく、壁面後退、樹木による緩衝帯の緑化(B 地区)【建築条例あり】
飯能都市計画 双柳南部地区	約 48.4ha	R1.7.5 市 67	R3.3.3 市 43	最低敷地、かき・さく、壁面後退【建築条例あり】

※令和 7 年 4 月 1 日現在

■地区計画指定区域図



3) 市街地開発事業の状況

- 本市の市街地整備は、昭和31年(1956年)、市街地開発事業として土地区画整理事業に着手し、11地区 534.8ha のうち、7地区 370.4ha が完了し、4地区 164.4ha が施行中です。
- 中心市街地東側で施行中の事業(市施行)は、主に住環境整備を目的に実施してきましたが、長期化が見込まれる地区において、一部事業の見直しを実施しました。

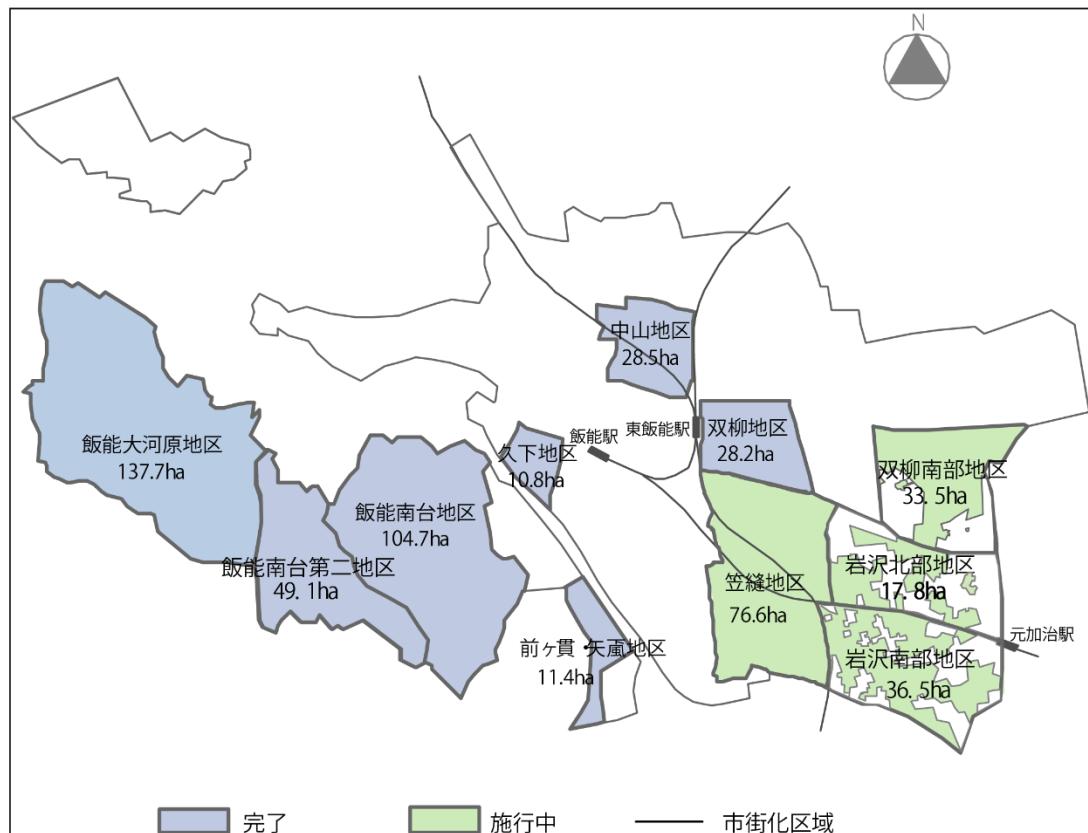
■土地区画整理整備状況

事業地区名	事業主体	面積(ha)	区域決定	当初事業計画公告日	事業期間(年度) ※清算期間を含まず	減歩率(%)	換地処分	整備状況
久下	組合	10.8	S31.7.11	S31.7.11	S31～S57	18.62	S57.5.7	完了
中山	市	28.5	S36.4.3	S38.4.8	S38～S47	23.67	S47.8.11	完了
双柳	市	28.2	S38.12.14	S41.11.24	S41～S53	24.36	S53.11.10	完了
飯能南台	機構	104.7	S56.3.17	S57.1.6	S56～H5	50.00	H6.2.18	完了
前ヶ貫・矢廬	市	11.4	H5.2.26	H5.4.26	H5～H17	19.27	H17.4.1	完了
飯能南台第二	機構	49.1	H6.1.14	H8.4.24	H8～H22	53.50	H23.3.25	完了
飯能大河原	機構	137.7	S60.11.15	H4.5.28	H4～H25	37.80	H25.6.7	完了
笠縫	市	76.6	S59.10.12	S63.2.10	S62～R16	23.97		施行中
双柳南部	市	33.5	H4.7.31	H4.12.10	H4～R20	24.01		施行中
岩沢北部	市	17.8	H6.6.17	H6.12.12	H6～R10	20.38		施行中
岩沢南部	市	36.5	H6.12.2	H8.3.15	H7～R20	13.02		施行中

※(組合):組合施行、(市):市施行、(機構):独立行政法人都市再生機構施行

※令和7年4月1日現在

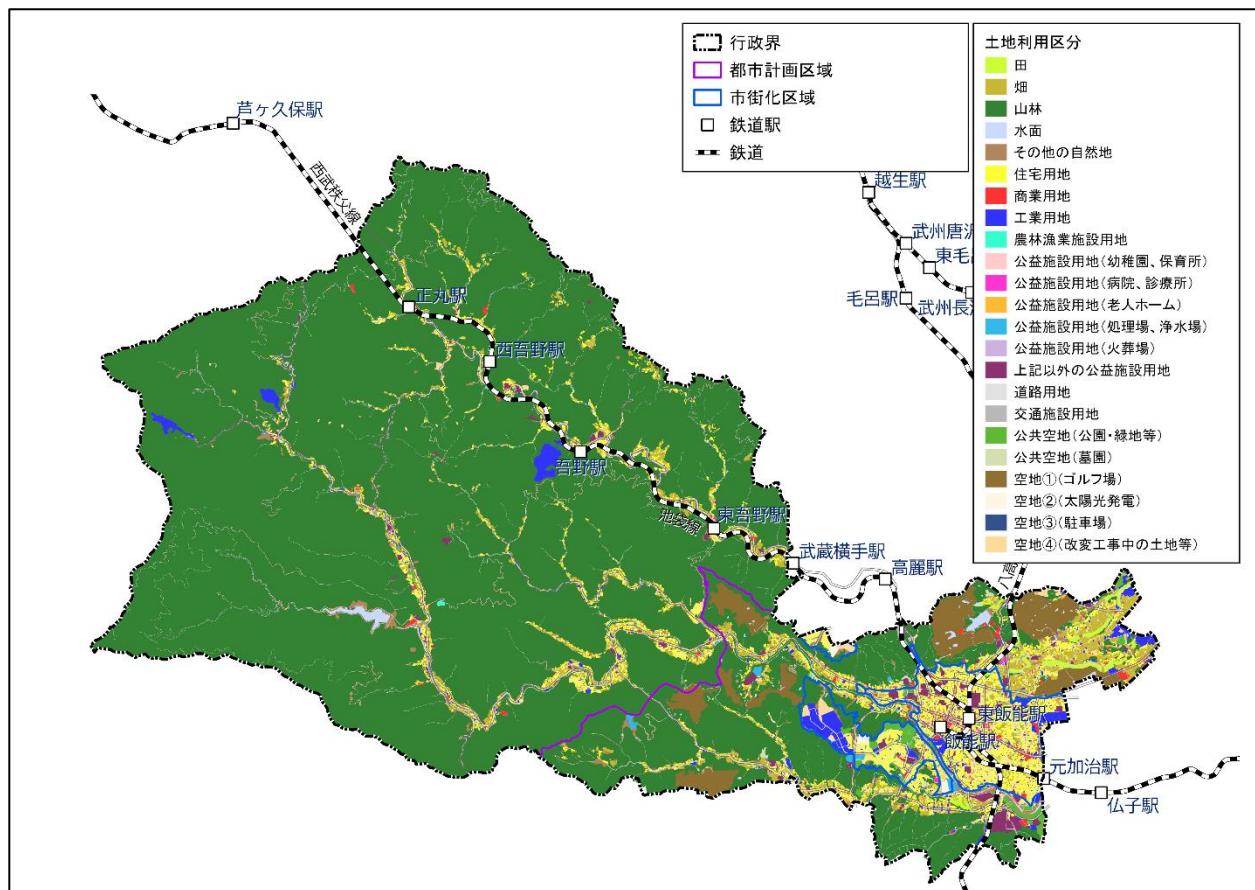
■土地区画整理事業状況図



4) 土地利用現況

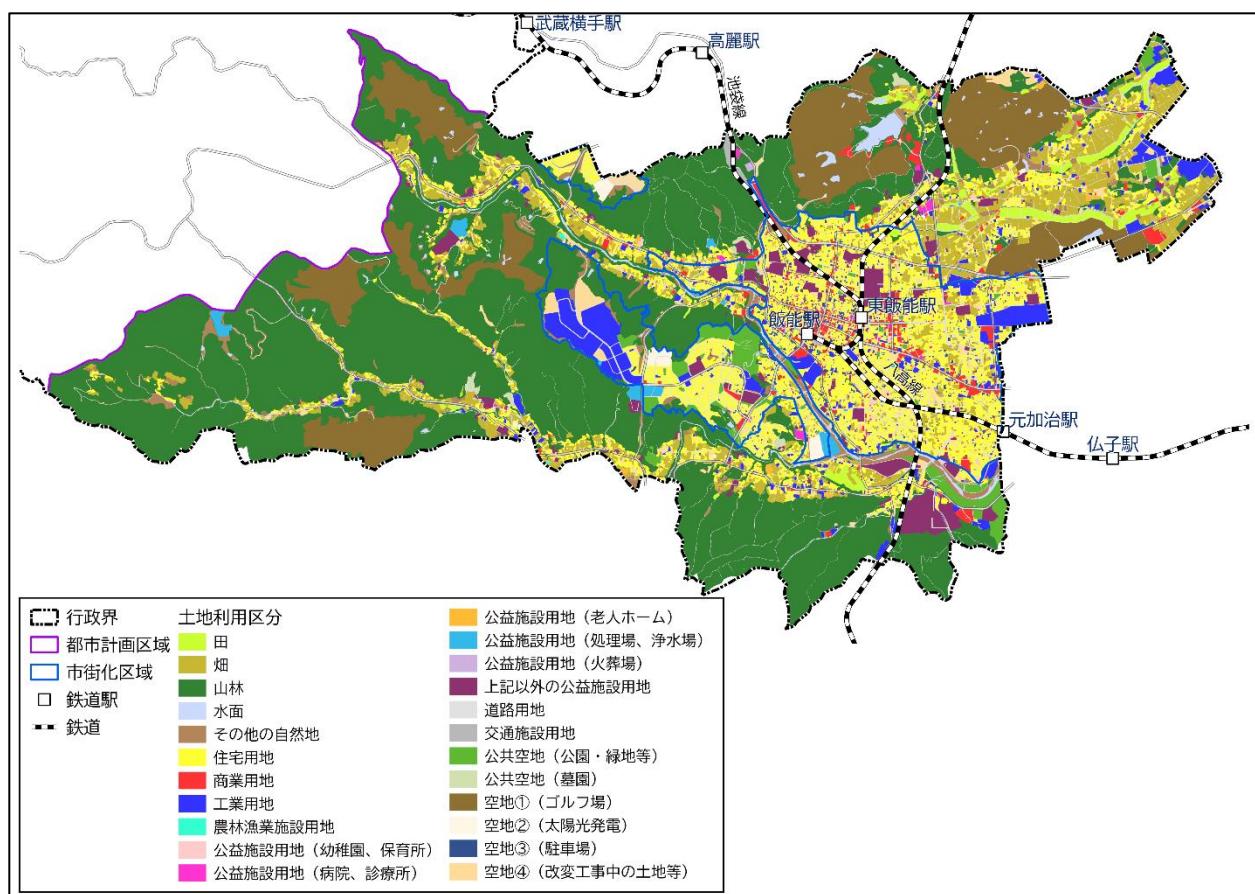
- 市全域の土地利用を見ると、北西部には山林が広がっており、市全域の7割を超えてます。
- 南東部に宅地が広がっており、北西部の山間部の道路沿いにも集落が見られます。
- 都市計画区域の土地利用を見ると、飯能駅・東飯能駅周辺に商業用地が集積しており、市街地外縁部に工業用地が分布しています。

■土地利用現況図(市全域)



出典:令和3年度都市計画基礎調査

■土地利用現況図(都市計画区域)



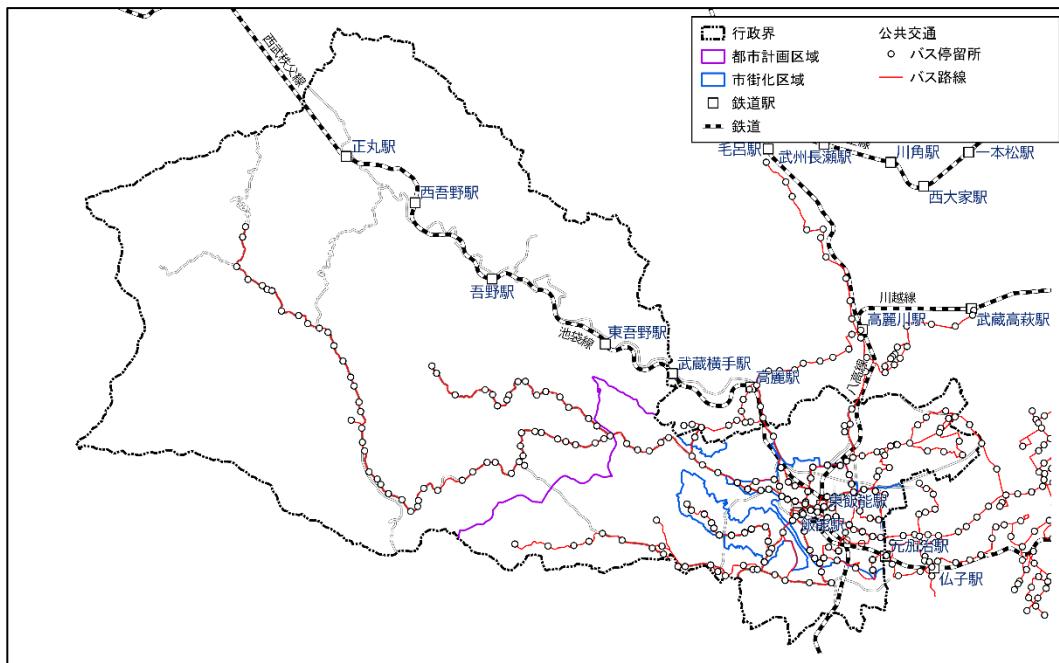
出典:令和3年度都市計画基礎調査

(2) 公共交通

1) 公共交通網

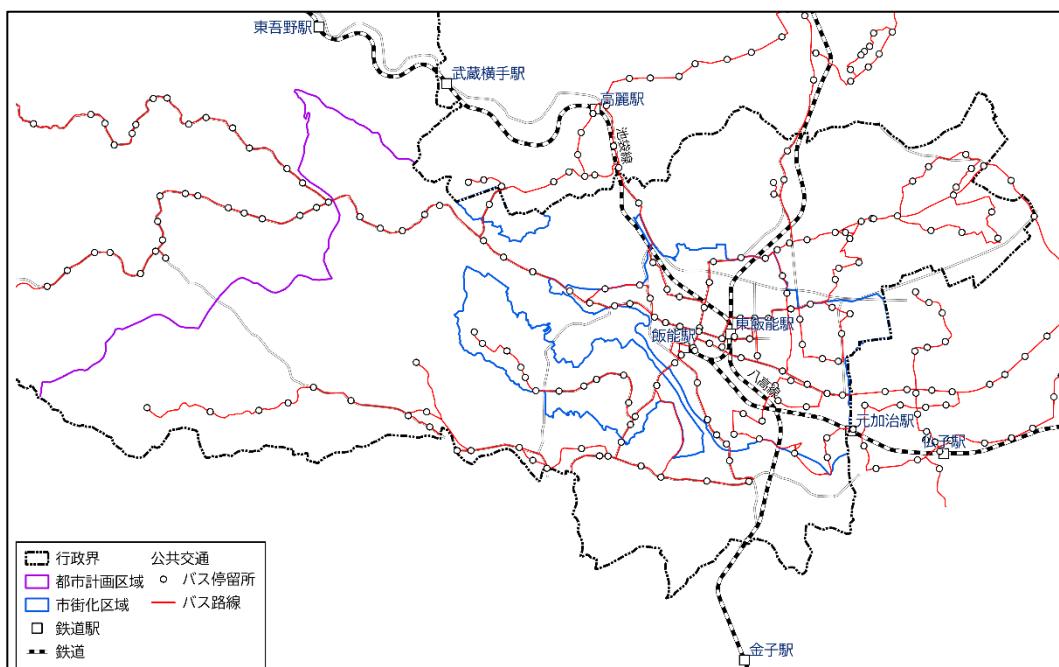
- 市内の鉄道駅は、西武線 6 駅(飯能駅、東飯能駅、東吾野駅、吾野駅、西吾野駅、正丸駅)、JR八高線1駅(東飯能駅)が立地しています。
- 市内の路線バスは、国際興業バス 22 系統、西武バス 8 系統、イーグルバス 2 系統、3 社共同運行 1 系統がそれぞれ運行しています。
- コミュニティバスは、国際興業バス 10 系統、西武ハイヤー3 系統がそれぞれ運行しています。

■公共交通路線図(市全域)



出典: 国土数値情報(令和4年度更新版)

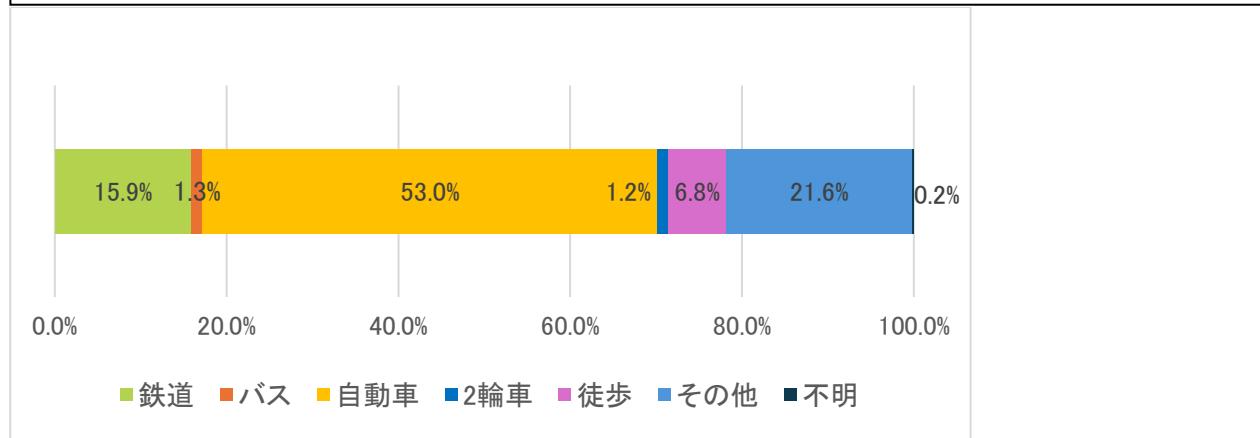
■公共交通路線図(都市計画区域)



出典: 国土数値情報(令和4年度更新版)

2) 交通機関分担率

- 日常の移動は自動車に依存している傾向があります(53.0%)。
- 公共交通の分担率については鉄道が 15.9%、路線バスが 1.3%です。

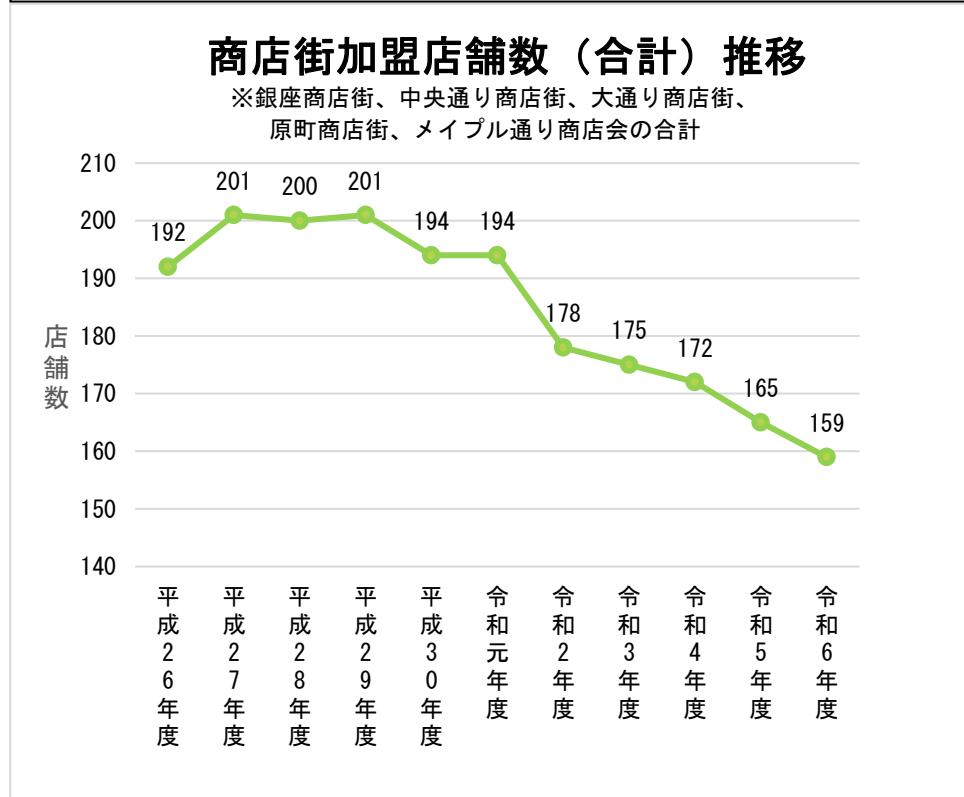


出典:平成 30 年度東京都市圏パーソントリップ調査

(3) 経済・観光

1) 市内商店街加盟店舗数

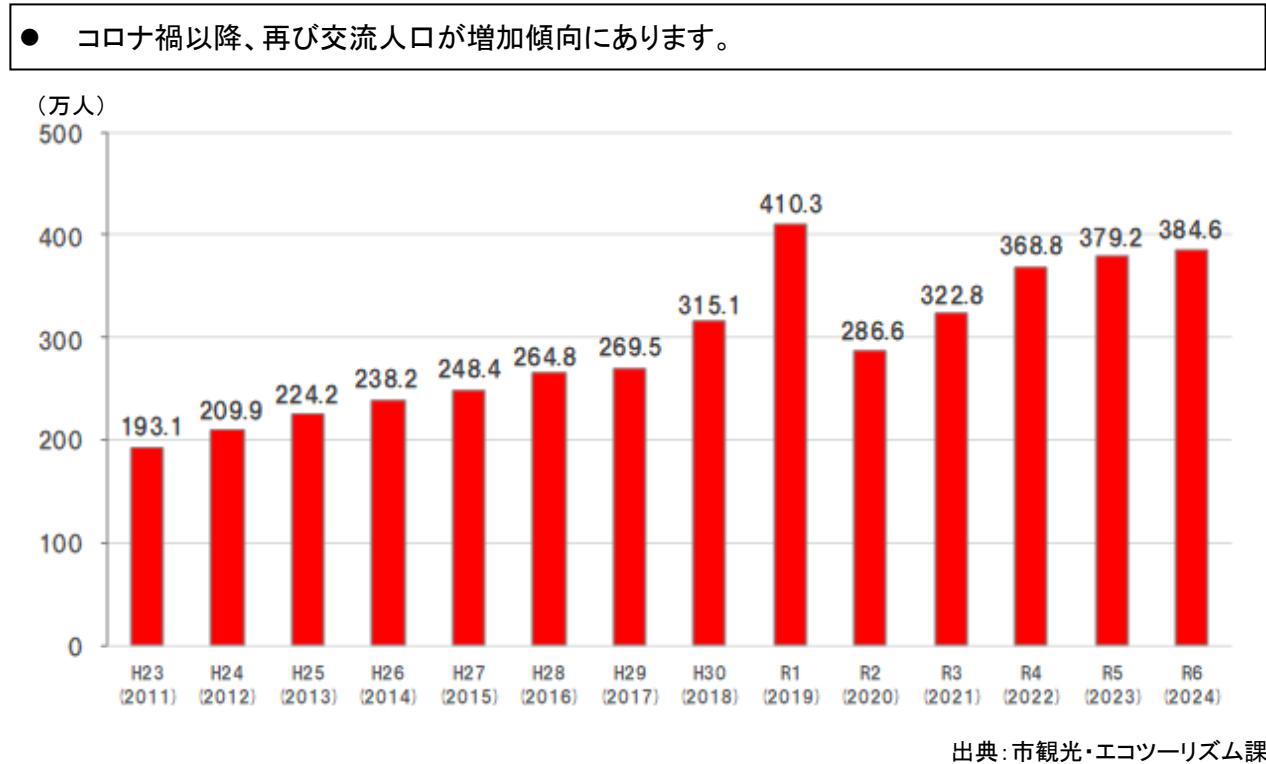
- 令和 6 年度は 159 店舗であり、過去 10 年間で最多であった年(201 店舗)から約 21% 減少しており、全体として減少傾向にあります。



出典：市産業振興課提供の資料を加工して作成

2) 交流人口の推移

- コロナ禍以降、再び交流人口が増加傾向にあります。

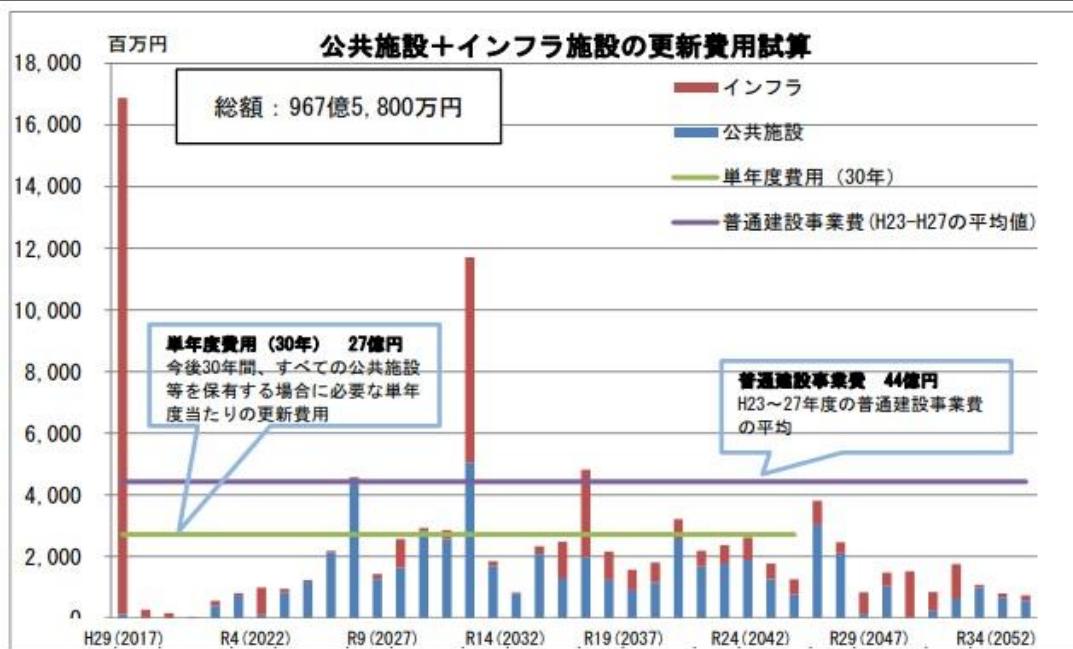


出典：市観光・エコツーリズム課

(4) 公共施設・インフラ

1) 公共施設の更新

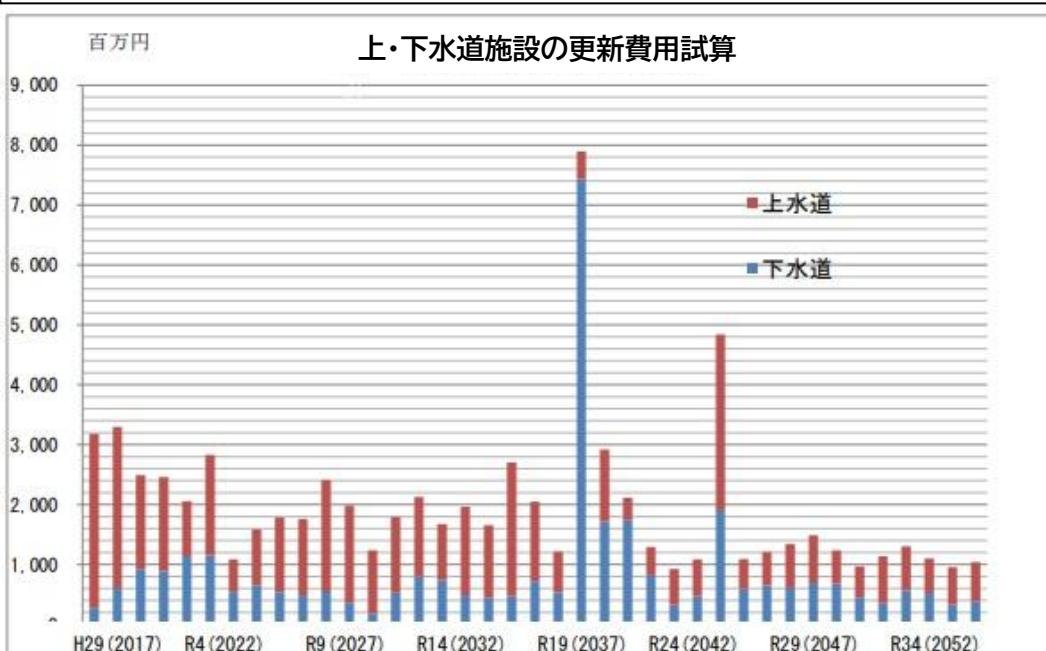
- 公共施設とインフラ施設(上・下水道施設を除く。)を今後 40 年間(※)保有し続けた場合の更新費用は、公共施設で約 540 億円、インフラ施設(上・下水道施設を除く。)で約 427 億円、総額約 967 億円と試算されます。
- ※飯能市公共施設等総合管理計画の策定年度の平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間



出典：飯能市公共施設等総合管理計画

2) 上下水道施設の更新

- 現在ある全ての上・下水道施設を今後 40 年間(※)保有し続けた場合の更新費用は、上水道施設が約 440 億円、下水道施設が約 333 億円、合計約 773 億円と試算されます。
- ※飯能市公共施設等総合管理計画の策定年度の平成 29 年度から令和 38 年度までの 40 年間



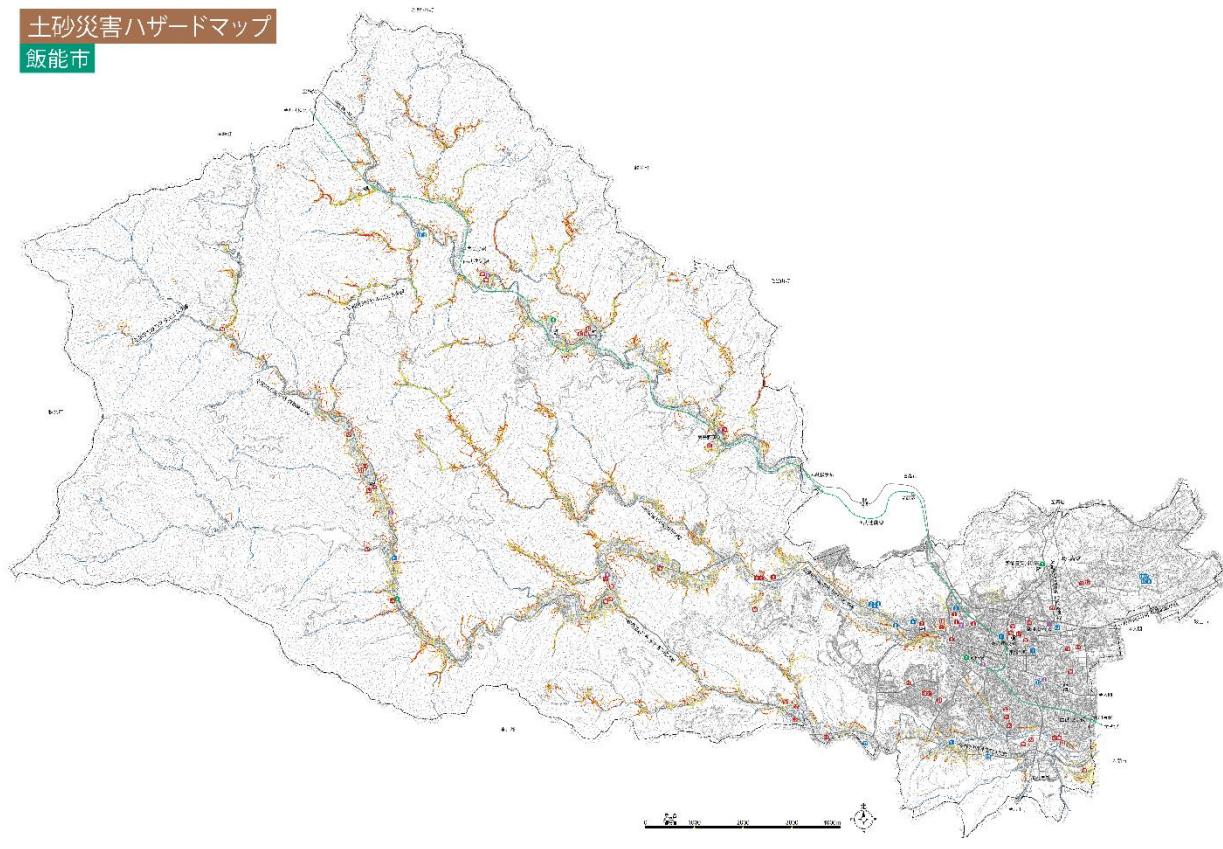
出典：飯能市公共施設等総合管理計画

(5) 災害ハザード

1) 土砂災害

- 市北西部の山間地域を中心に、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法)に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域が 953箇所指定されています。

■ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域



出典: 飯能市土砂災害ハザードマップ

凡 例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 消防署
- 警察署
- ヘリポート

土砂災害の種類

がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震による影響によって急激に斜面が崩れ落ちる現象です。



土石流

山腹、川底の砂や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象です。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象です。



3 市民の意向

(1) 市民アンケート

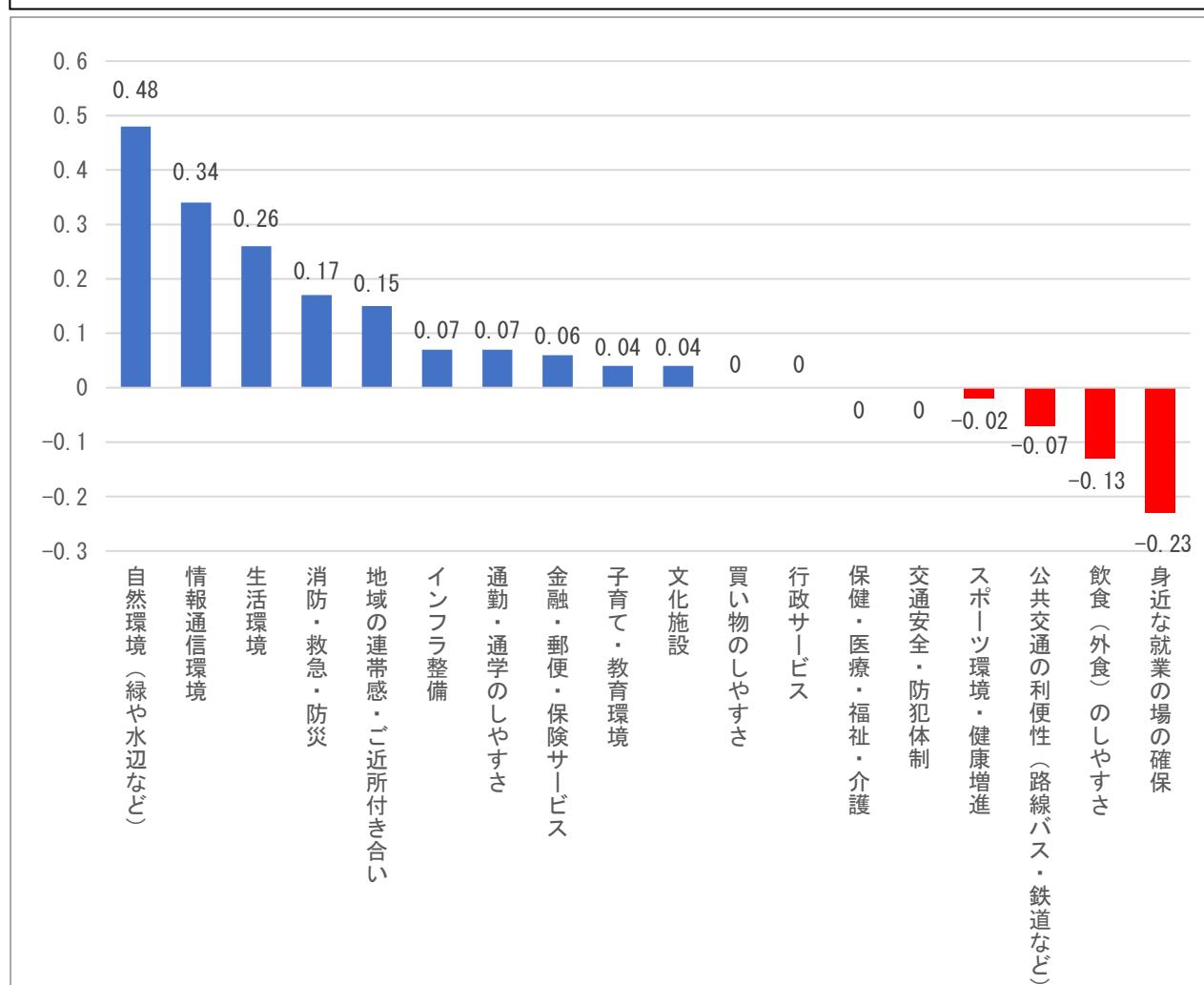
1) 調査の概要

アンケート発送数	3,000 件	回答率	40.9%
総回答数	1,227 件	うちWEB回答数	252 件
実施期間	令和6年9月2日(月)～令和6年9月30日(月)		

2) 結果(抜粋)

■お住まい周辺の状況の満足度(単一回答)

- 「自然環境(緑や水辺など)」、「情報通信環境」、「生活環境」の満足度が高くなっています。
- 一方で、「身近な就業の場の確保」、「飲食(外食)のしやすさ」、「公共交通の利便性(路線バス・鉄道など)」の満足度が低くなっています。

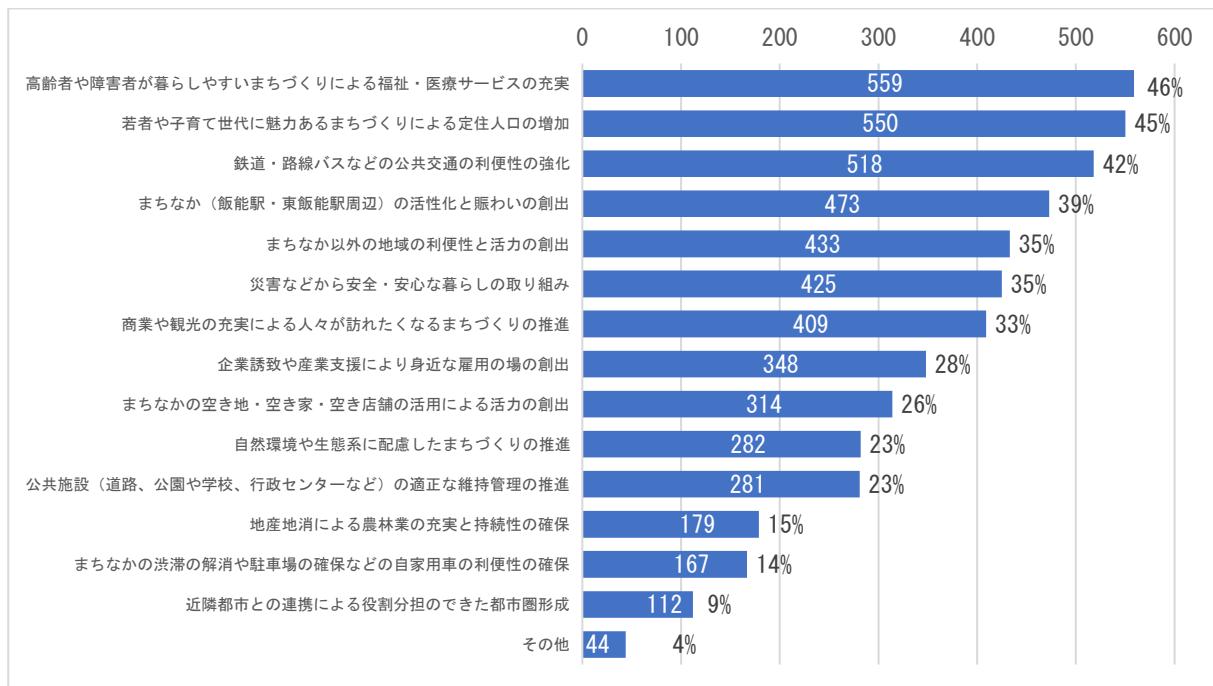


※「お住まいの周辺の状況」について 18 項目ごとに区分して「不満」、「普通」、「満足」の 3 段階で回答結果を集計し、グラフ化したものです。

※ 1 に近いほど「満足している」、-1 に近いほど「不満である」という回答が多いということになります。また、0 に近くなるほど「普通」が多い、または「満足」と「不満」の数が同程度であることになります。

■飯能市の将来のまちづくりの方向性(複数回答)

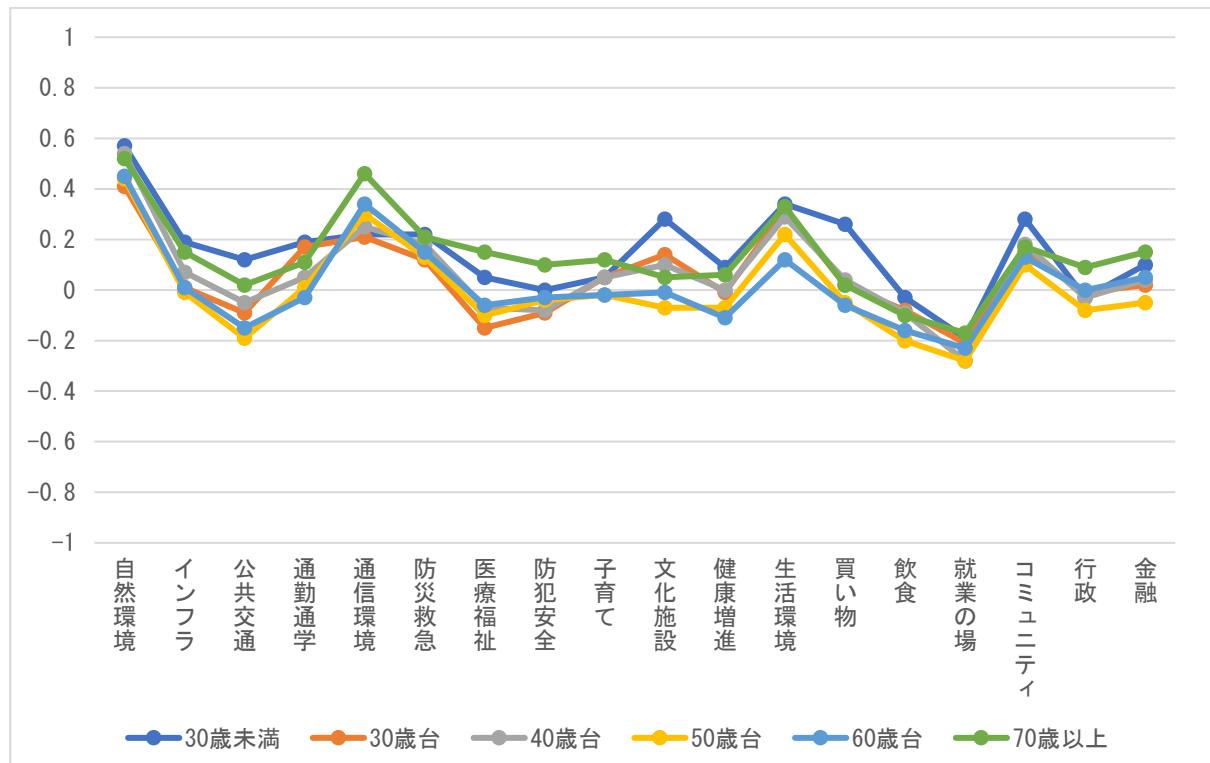
- 高齢者や障害者の医療・福祉、若者や子育て世代の定住人口の増加、公共交通の利便性の強化などが上位となっています。
- 一方で、近隣都市との広域連携、まちなかの自家用車の利便性の確保などについては比較的少數になっています。



※今後も飯能市が住み続けられるまちであるために、将来のまちづくりで特に重要だと思うことについて 15 項目(その他含む)の中から最大 5 つ選んでいただき、その回答数を示すグラフです。

■年齢別の「周辺の状況の満足度」

- 「自然環境」、「通信環境」、「生活環境」、「コミュニティ」、「防災救急」について、全ての年代においてプラス評価となっています。
- 「就業の場」、「飲食」について、全ての年代においてマイナス評価となっています。



※「お住まいの周辺の状況」について、18項目ごと区分して「不満」、「普通」、「満足」の3段階の回答結果を、集計し、回答者の年齢区分ごとにグラフ化したものです。

※ 1に近いほど「満足している」、-1に近いほど「不満である」という回答が多いということになります。また、0に近くなるほど「普通」が多い、または「満足」と「不満」の数が同程度であることになります。

■地区別の「周辺の状況の満足度」

- 「自然環境」、「通信環境」、「コミュニティ」については、全地区で満足度がプラス評価となっています。
- 「就業の場」については、全地区で満足度がマイナス評価となっています。
- 主に「通勤通学」、「買い物」、「飲食」については、山間 5 地区で満足度がマイナス評価となっています。また、山間 5 地区と精明地区では、「公共交通」の満足度がマイナス評価となっています。

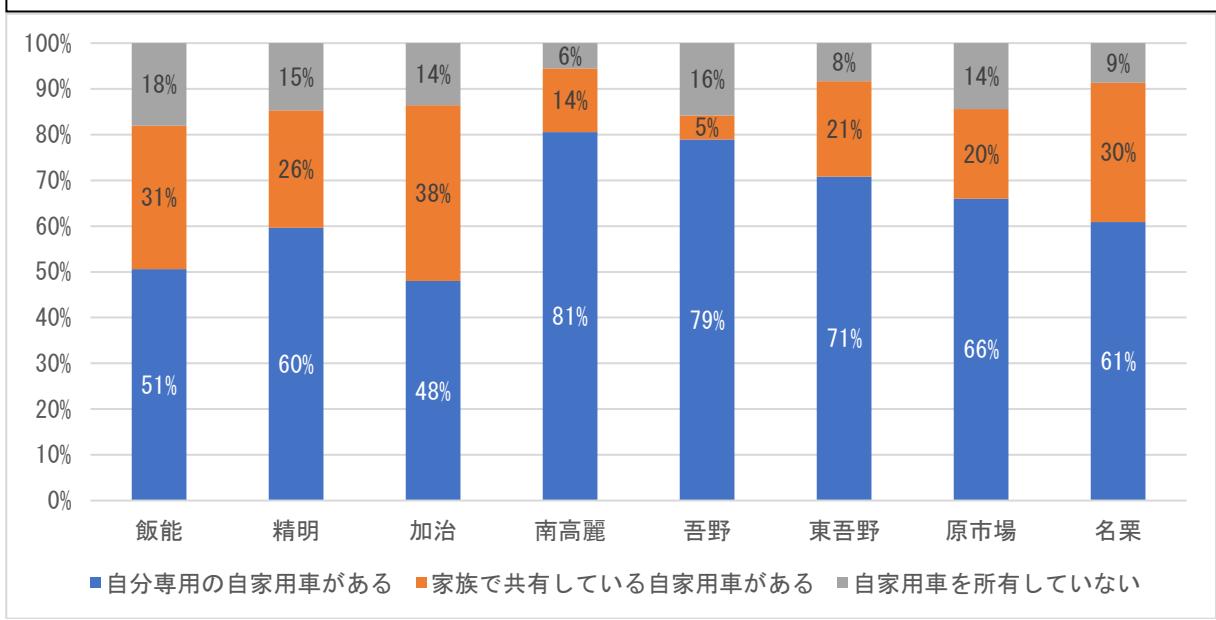


※「お住まいの周辺の状況」について、18 項目ごと区分して「不満」、「普通」、「満足」の 3 段階の回答結果を、集計し、回答者の居住地ごとに分けてグラフ化したものです。

※ 1 に近いほど「満足している」、-1 に近いほど「不満である」という回答が多いということになります。また、0 に近くなるほど「普通」が多い、または「満足」と「不満」の数が同程度であることになります。

■地区別の「自家用車所有状況」

- 「自分専用の自家用車がある」と回答した人の割合は、山間 5 地区で高くなっています。

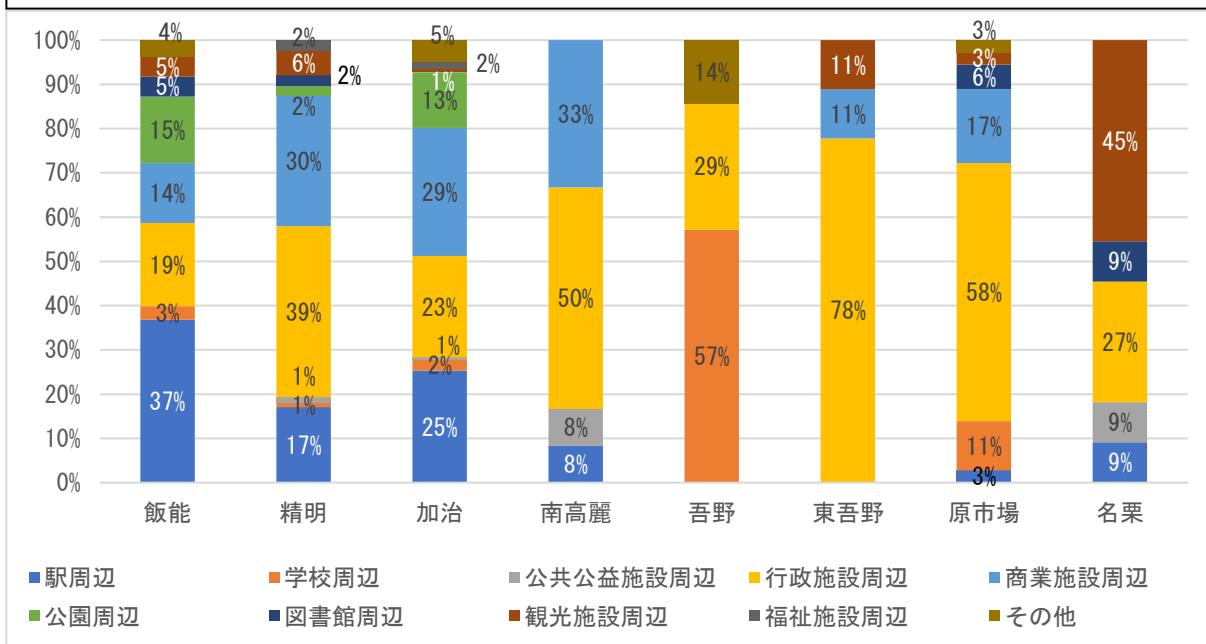


※「自家用車の所有状況」について、「自分専用の自家用車がある」、「家族で共有している自家用車がある」、「自家用車を所有していない」の 3 区分で判定した結果を、回答者の居住地ごとに分けてグラフ化したものです。

※小数点第 1 位を四捨五入して表示しているため、合計値が 100% にならない場合があります。

■地区別の「地域の拠点となる場所」

- 飯能地区では「駅周辺」、加治地区では「商業施設周辺」が多い傾向にあります。
- 吾野地区では、「学校周辺」(旧校舎含む。)が最も多く(57%)、具体的には旧南川小学校等が挙げられています。
- 名栗地区では、「観光施設周辺」が最も多く(45%)、具体的にはノーラ名栗が挙げられています。
- その他の地区では、「行政施設周辺」が最も多く、具体的には地区行政センター等が挙げられています。



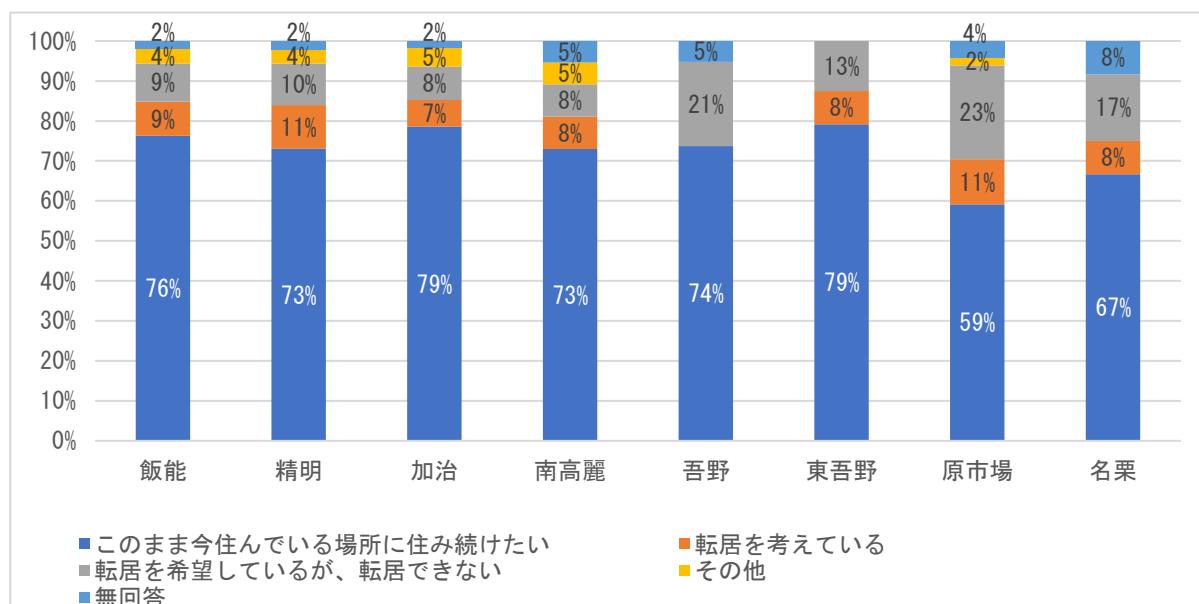
※回答者のお住まいの地区の中で、「地域の拠点となる場所(人の賑わいや交流が感じられる場所、生活する上でサービスが整っている場所など)はどこか」という設問から、具体的な施設名の回答を種類ごとに区分して集計し、グラフ化したものです。

※小数点第1位を四捨五入して表示しているため、合計値が100%にならない場合があります。

地区名	実際の回答(回答数が多かったものを抜粋)
飯能地区	【駅周辺】飯能駅、東飯能駅 【行政施設周辺】飯能市役所、市民会館 【公園周辺】中央公園 【商業施設周辺】西武飯能ペペ、丸広百貨店
精明地区	【行政施設周辺】双柳地区行政センター 【商業施設周辺】フーコット、丸広百貨店 【駅周辺】飯能駅、東飯能駅
加治地区	【商業施設周辺】スーパーアルブス 【駅周辺】飯能駅 【行政施設周辺】加治東地区行政センター、美杉台地区行政センター
南高麗地区	【行政施設周辺】南高麗地区行政センター 【商業施設周辺】畑の蔵
吾野地区	【学校周辺】旧南川小学校、旧北川小学校 【行政施設周辺】吾野地区行政センター
東吾野地区	【行政施設周辺】東吾野地区行政センター
原市場地区	【行政施設周辺】原市場福祉センター、原市場地区行政センター 【商業施設周辺】スーパーイコス 【学校周辺】原市場小学校、原市場中学校
名栗地区	【観光施設周辺】ノーラ名栗 【行政施設周辺】名栗地区行政センター

■地区別の「定住意向」

- 定住意向は原市場地区が比較的低い状況になっています。



※「定住意向」について、「このまま今住んでいる場所に住み続けたい」、「転居を考えている」、「転居を希望しているが、転居できない」、「その他」の4区分の回答結果を回答者の居住地ごとに分けてグラフ化したものです。

※小数点第1位を四捨五入して表示しているため、合計値が100%にならない場合があります。

(2) ワークショップ

1) 開催概要

① 開催日時、議題等

開催日時	議題・テーマ
<p>第1回 令和6年7月26日 13:30～16:30 飯能市役所本庁舎5階501会議室</p>	<p>基調講演(講師:神谷裕直氏) テーマ みんなで考えよう持続可能な飯能市</p> 
<p>第2回 令和6年8月22日 13:30～16:30 飯能市役所本庁舎別館2階会議室</p>	<p>ワークショップ テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来(10～20年後)の社会はどうなっているか想像しよう ・将来(10～20年後)の飯能市はどうなっているか想像しよう 
<p>第3回 令和6年9月27日 13:30～16:30 飯能市役所本庁舎5階501会議室</p>	<p>ワークショップ テーマ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の飯能市の課題を掘り下げよう ・理想の飯能市を考えよう 

② ワークショップ参加メンバー

事業者・団体(18)	市職員(19)
・飯能商工会議所	・防災危機管理室
・一般社団法人奥むさし飯能観光協会	・企画課
・飯能市商店街連盟	・自治振興課
・いるま野農業協同組合 飯能支店	・交通政策課
・飯能市農業青年会議所	・産業振興課
・合同会社西川 Rafters	・観光・エコツーリズム課
・公益社団法人飯能青年会議所	・農業振興課
・駿河台大学	・森林づくり課
・国際興業株式会社	・地域福祉課
・西武バス株式会社	・障害福祉課
・埼玉りそな銀行 飯能支店	・介護福祉課
・飯能信用金庫	・こども支援課
・株式会社丸広百貨店 飯能店	・都市計画課
・飯能市社会福祉協議会	・道路建設課
・NPO 法人子育て応援ゆう	・区画整理課
・NPO 法人ぬくもり福祉会たんぽぽ	・学校教育課
・飯能市障害者支援協議会	・生涯学習課
・社会福祉法人名栗園	・水道工務課
	・下水道課

2) 結果（抜粋）

ワークショップでは、テーマごとに専門グループを編成し、「将来の飯能市の課題を掘り下げよう」をテーマに議論しました。それぞれの分野における意見は以下のとおりです。

① 公共交通に関すること

- 運転手不足等による既存の公共交通ネットワークの存続が危機的状況にある。
- 「公共交通は利便性が悪い」という意識が染みついてしまっている。
 - 官民連携して公共交通の利便性の良さを市民に PR するなど意識を改革することが必要である。

② インフラ（道路・駐車場・公園・上下水道）に関すること

- 主要道路に接続する道路整備を優先して実施することが必要である。
- インフラ施設の維持更新、未普及地域の整備のバランスを整えることが必要である。
- 駐車場整備をまちなかで進めるためには用地確保が必要不可欠である。
- 公園は楽しむところ、緑地は保存するところとして考えるなどの基準が必要である。
- 魅力ある公園、緑地、公共広場を市内に均等に配置する必要がある。
- 早期に漏水を発見し、山間部の水道の有収率を上げる必要がある。

③ 公共公益施設に関すること

- 都市公園が少なく、夏は酷暑で遊べない状況である。
- 地域にある学校等の既存施設を十分に活用できていない。
 - コミュニティスペースは既存施設（廃校となった校舎を含む）を活用すべきである。
 - 昔は放課後に校庭で遊んでいたが、今はセキュリティ上の問題等で難しい。

④ 都市機能に関すること

- 地域のことは地域で対応できれば良いが、担い手が不足している。
- 山間部における高齢者医療については問題が山積している。
- 子育て支援については、情報発信が十分でない。

⑤ 安全安心に関すること

- 土砂災害リスクを改善する必要がある。
- 災害時の要支援者の把握を徹底する必要がある。
- 街灯、防犯灯の設置が不十分なところがある。
- 自治会離れにより地域コミュニティが弱体化している。

⑥ 福祉に関するこ

- 福祉業界全般において人手不足である。
- 大規模の病院(医療施設)がない。
- 高齢者クラブに入る人が減り、孤独な高齢者が増えている。
- 高齢者向けの施設体験はコロナ禍以降なくなつた。
- 通院するための交通手段がない。
- 障害がある方でも遊べる公園がほしい。

⑦ 教育に関するこ

- こどもが元気に遊べる公園が少ない。
- 駐車場が整備されている公園が少ない。
- 学校の教員にこれ以上負荷をかけられない状況である。

⑧ 商工業（経済）に関するこ

- 中心市街地の空き店舗が多く存在する。
 - 需要はあるが店舗併用住宅として居住し続けているため活用されていない。
 - 貸す側、借りる側にそれぞれ心理的なハドル(気持ちの問題)がある。
- 新規出店の補助制度はあるが、空き店舗改装等に対する補助制度がない。
- 市内に就業場所や企業誘致のスペースがない。

⑨ 観光（景観）に関するこ

- 観光客に対するマーケティングによりターゲットを明確化する必要がある。
- 山間地域を含めた飯能市の独自性ある観光や産業をどのように考えるか。
- 森に入らずに魅力を伝えられるエコツアーがほしい。
- 木材の利活用のサイクルが浸透しない。
- ハイカー、サイクリスト、歩行者用の道路(歩道)の整備が必要である。
- 日帰りの観光客がメインであるため、市内でお金を使ってもらえない。
- 観光地をつなぐ交通の便が繋がっていない。
- 市内観光での滞在時間が短い。
 - 夜間に酒に関連するイベントを実施するなど滞在時間増を図ることが必要である。
- 観光のために市内の景観をどのように向上させるか。

⑩ 農業に関すること

- まちなかの宅地化の規制がなく、果樹農家などは周辺の宅地開発で栽培環境が悪化している。
- 担い手不足、遊休農地の活用方法が不十分である。
- 山間部の農地については鳥獣被害が多く見受けられる。
- 山間地域の傾斜地の農地などの活用が難しい。
- 農産物の生産は出来るが、市内の加工場が生産から加工まで完結できない。
- 市内に道の駅を求める声がある。
- まちなかの生産緑地が減少傾向である。(雨水浸透・避難場所)

⑪ 林業に関すること

- 林業就業者、所有者が高齢化しており、山林はマイナスのイメージになっている。
- シカなどの獣害対策の費用が増大している。
- 市内で 80 路線以上ある林道の維持管理が困難である。(台風のたびに被災)
- 民地の隣接森林の維持管理に障害がある。(伐採時の既存建物・お墓・電柱など)

⑫ 文化に関すること

- 地域のアイデンティティが消滅するおそれがある一方で、市での対応は限界である。
→ 教育機関と連携する必要がある。
- 民俗芸能の継続は担い手の高齢化、人口減少などにより厳しい状況である。
- 公開されていない文化財などの情報発信、観光客へのアプローチが必要である。
- まちなかにある歴史的な建造物が取り壊されている。

(3) 地区別検討会

1) 開催概要

① 地地区別検討会開催状況一覧

No	地区分類	開催場所	開催日	参加人数
1	飯能中央地区・第二区地区	飯能市役所	令和7年1月31日	23名
2	富士見地区・双柳地区	富士見地区行政センター	令和7年2月5日	15名
3	精明地区	精明地区行政センター	令和7年2月7日	19名
4	加治地区・加治東地区	加治地区行政センター	令和7年2月12日	29名
5	美杉台地区	美杉台地区行政センター	令和7年2月21日	16名
6	吾野地区	吾野地区行政センター	令和7年3月5日	28名
7	原市場地区	原市場地区行政センター	令和7年3月7日	31名
8	名栗地区	名栗地区行政センター	令和7年3月10日	25名
9	東吾野地区	東吾野地区行政センター	令和7年3月14日	19名
10	南高麗地区	南高麗地区行政センター	令和7年3月18日	13名

② 地地区別検討会参加メンバー

- 自治会
- 民生委員児童委員協議会
- まちづくり推進委員会
- スポーツ協会
- PTA
- 地域福祉推進組織に加盟する団体ほか

2) 結果（要約）

地区別検討会は、市内全 13 地区(10 会場)で開催し、地域のことをよく知る自治会長や地域団体の代表者にお集まりいただきました。各地区において、テーマごとの現状や課題などについて意見交換をしていただき、これからどのようなまちになると良いかなどを話し合いました。

① 土地利用に関する意見

- 公園、広場に関する意見
 - ・こどもの遊び場や地域住民の交流のための公園や広場がほしい。
 - ・学校などの公共施設や商業施設の跡地を有効に活用してほしい。
- 空家、空き地に関する意見
 - ・増加する空家への対策と空き店舗などの利活用が必要である。
 - ・空き地や低未利用地を活用し、地域コミュニティや健康づくりのための広場をつくる。
- 遊休農地に関する意見
 - ・自然栽培の野菜作りに活用し、地産地消を目指す。
 - ・耕作放棄地を活用し、都心などからの人々の流れを作る。
 - ・活用しやすい農地を整備し、農業団体に使ってもらうなど後継者不足に役立てる。
- 都市機能に関する意見
 - ・商業施設、医療施設が充実してほしい。
- その他土地利用に関する意見
 - ・土地区画整理事業が早期完了してほしい。
 - ・市街化調整区域の有効活用や見直しをしてほしい。

② 交通体系に関する意見

- 公共交通や移動手段に関する意見
 - ・路線バス(コミュニティバス)の便数が少なく、増便してほしい。
 - ・路線バス(コミュニティバス)の料金が高い。
 - ・自家用車がないと移動できない。
 - ・最寄りの鉄道駅、バス停まで距離がある。
 - ・市街地を巡回する移動手段、地域を巡回する移動手段がほしい。
- 道路に関する意見
 - ・狭隘な道路、歩道のない道路を改善してほしい。
 - ・道路の老朽化対策が必要である。

③ 水と緑のまちづくりに関する意見

- 森林、河川などの自然環境の整備に関する意見
 - ・森林浴ができるよう森林の整備・保全が必要である。
 - ・河原や水場を生かした遊歩道の整備が必要である。
 - ・ホタルが生育する環境の保全が必要である。
 - ・ハイキングコース、トレイルランコース周辺の森林の整備が必要である。
 - ・間伐材を利用して商品開発ができると良い。
- 公園に関する意見
 - ・人工芝の公園など、こどもの遊び場の確保が必要である。
 - ・生涯スポーツのできる広場が必要である。

④ 景観に配慮したまちづくりに関する意見

- 自然景観に関する意見
 - ・山、河川など地域にある豊かな自然資源を生かした景観づくりが必要である。
 - ・文化財などを生かした景観整備が必要である。

⑤ 安全安心なまちづくりに関する意見

- 高齢者や独居に関する意見
 - ・孤立させないための居場所づくりなど独居世帯の増加への対応が必要である。
- 防災に関する意見
 - ・土砂災害警戒区域になっており、防災対策が必要である。
 - ・避難場所が遠いことが心配である。
- 防犯に対する意見
 - ・街路灯、防犯灯の設置やパトロールによる防犯体制の充実が必要である。
- 上下水道に関する意見
 - ・未給水地域の解消が必要である。
 - ・老朽化した水道管、下水道管の点検整備が必要である。
- 鳥獣被害に関する意見
 - ・サル、シカ、イノシシなどによる鳥獣被害対策が必要である。

⑥ その他の意見

- 地域コミュニティに関する意見
 - ・自治会など地域の担い手不足が深刻である。
 - ・住民同士の交流の場が少ない。
- 就業先の確保に関する意見
 - ・地区内に就業場所がない。

4 課題の整理

前章までの現状分析から本市における課題を以下のとおり整理します。

(1) 人口に関する課題

- 人口減少と少子高齢化が進行し、人口密度も低下していくことが推計されています。
- 合計特殊出生率は全国、埼玉県よりも低い状況が続いており、出生数も減少傾向にあります。子育て世帯の定住を促すため、子育てしやすい環境整備が求められています。
- 就職等による20代の転出者が著しく多い傾向があります。身近な就業の場の確保については市民も課題ととらえており、対策が必要です。
- 高齢化の進展により、20年後(2045年)には、高齢化率が36.9%と推計されています。今後の高齢化率の上昇に備えて、医療、保健、福祉サービスの充実が求められます。
- 中心市街地では一定の人口密度が維持されるものの、周辺の市街地や郊外部については減少する地域があります。また、山間地域においては幹線道路の沿道に集落が形成されていますが、人口密度はさらに減少することが想定されます。今後、市街地の人口密度の維持だけでなく、山間地域などその他の地域においてもメリハリのあるまちづくりが必要です。

(2) 土地利用に関する課題

- 中心市街地に空地が目立ち、まちの空洞化が問題となっています。また、公園や緑地が少なく、子どもが元気に遊べる公園や夏でも暑さをしのげる広場などが求められています。市民、来訪者にとって滞在しやすい中心市街地の実現に向けた環境整備が必要です。
- 市街化調整区域に指定されている一部地区について、農業振興地域や農用地区域などに指定され、農業活性化が図られている一方で、地域の活性化や地域コミュニティ維持の観点から、土地利用の見直しを求める声もあります。地域住民と対話しつつ、地域の土地利用について検討していく必要があります。

(3) 公共交通に関する課題

- 山間地域を中心として日常の移動については自家用車に依存している傾向にあります。鉄道、路線バスなど公共交通を利用しやすい環境を整えるなど、今ある路線の維持確保を図る必要があります。
- 市民アンケートによると、公共交通の利便性に対する満足度は低い状況にあります。また、超高齢社会の中、今後、自動車の運転に不安のある高齢者がさらに増えていくことが予想され、地域住民の外出への不安を解消する取組が求められます。

(4) 経済・観光に関する課題

- 中心市街地の商店街については加盟数が減少し、かつての賑わいが失われつつあります。空き店舗や空家を活用しながら新規出店を促進する取組が必要です。また、中心市街地とその周辺地域の人口密度を維持することによる商業の活性化が課題です。
- 観光施設は市街地だけでなく吾野地区、名栗地区をはじめ山間地域にも多く立地しています。コロナ禍以降、再び交流人口が増加傾向にあることを追い風にして、山間地域への人の流れを促していくことが求められます。
- 市民アンケートによると、身近な就業の場の確保や飲食(外食)のしやすさの満足度が低い状況です。若者をはじめとした市民が市内で働く企業、事業所等の誘致が必要であるとともに、飲食店などの商業サービスの充実が求められています。

(5) 公共施設・インフラに関する課題

- 公共施設、インフラ施設は今後一斉に更新時期を迎えます。飯能市公共施設等総合管理計画等に基づき、老朽化対策など適切に管理、更新していくことが必要です。また、廃校となった校舎などについて、市民ニーズを踏まえながら活用していく必要があります。
- 市民アンケートによると、地域の拠点となる場所についての意見は地区ごとに異なります。地域の特性を踏まえた上で、公共施設の適正化を図る必要があります。

(6) 農林業に関する課題

- 市民アンケートや地区別検討会の結果から、市民の多くは森林をはじめとした豊かな自然環境や自然景観に親しみを持っており、飯能市の財産であると捉えられています。一方で、市域の75%を占める森林については、林道も含めてその管理や保全の面で課題があります。森林を適切に経営管理しつつ、森林資源を生かしたまちづくりを推進することが求められています。
- 農業については、市街化区域内にある生産緑地が減少しつつあります。また、中山間地域を中心に農家の高齢化や後継者不足から、遊休農地の増加が懸念されており、鳥獣被害対策などの取組と合わせた対策が必要です。

(7) 防災に関する課題

- 市内には山間地域を中心に土砂災害警戒区域をはじめ災害リスクのある区域が存在しています。市民の安全安心な暮らしの実現のため、避難所の適切な配置や施設の老朽対策などのハード対策とあわせ、避難訓練等の実施による防災意識の向上などソフト対策が必要です。

(8) その他の課題

- 人口減少に伴い空家が増加しており、市内の多くの地域で問題となっています。市内の空家の中には、損傷の激しい建物や倒壊の危険性のある建物も多くあり、その適切な管理が課題となっています。また、所有者への働きかけや事業者との連携などにより、空家の活用に向けた取組が必要です。
- 人口減少による担い手不足は、商業、福祉、農林業などあらゆる分野に及んでいます。また、自治会をはじめ地域における担い手不足も顕著になってきており、地域コミュニティの維持の面でも対策が必要です。

第2章 基本方針

1 将来都市像

第6次飯能市総合振興計画では、本市が目指すまちの将来像を次のとおり掲げています。

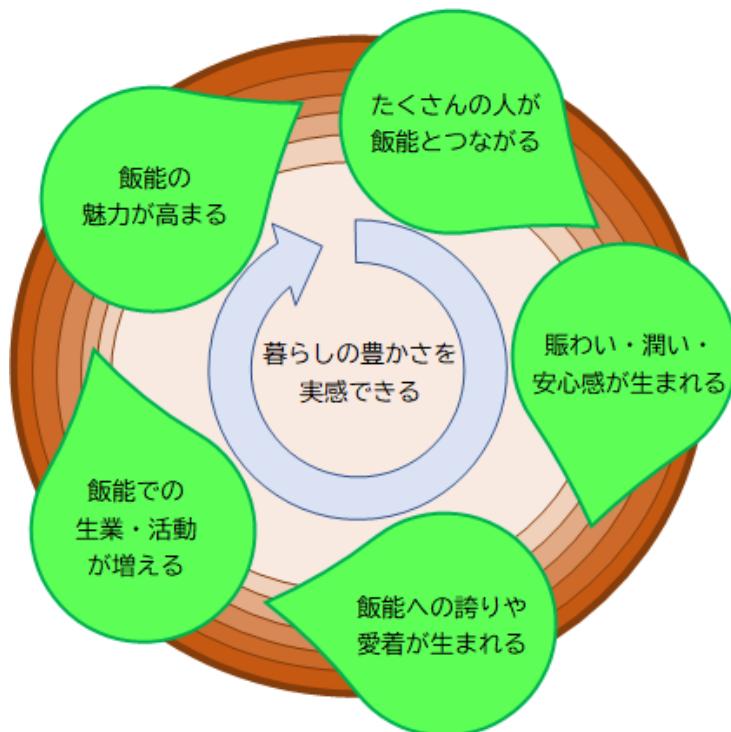
人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう
～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～

『将来都市像に込めた思い』

飯能市には、最大の魅力である身近な自然環境や、人々の地域に根差した暮らしや営みの中で育まれてきた多くの地域資源があります。飯能市に住む人、飯能市で働く人、飯能市を訪れる人、そして飯能市に興味や関心を持つ人がより一層増え、一人一人が魅力ある飯能市を舞台につながることで、人と自然との豊かな関係やまちの賑わい、支え合う地域社会が創出され、人々の暮らしに潤いと安心感がもたらされます。それらは人々に飯能市への誇りや愛着を芽生えさせ、「飯能市で暮らしたい」、「地域をよりよくしたい」という思いから新たな取組が生まれ、更に飯能市の魅力が高まっていきます。

このように、飯能市に関わる人々で生み出す好循環を未来に向けて大切に育み、あらゆる人が飯能市での暮らしの豊かさを実感できる、ずっと暮らしたいと思えるまちの実現を目指し、10年後の将来都市像を「人・自然・未来がつながる 森林文化都市 はんのう ～好循環を育む ずっと暮らしたいまち～」とします。

『好循環のイメージ』



出典：第6次飯能市総合振興計画

2 まちづくりの方針

第1章における課題の整理と将来都市像を踏まえ、本計画でのまちづくりの方針を以下のとおり定めます。

都市と自然が調和する ずっと暮らしたいまち

本市は、人口や都市機能が集まる市街地と、豊かな自然を抱える郊外や山間地域が共存しているまちです。市街地は様々な機能が集まる便利な場所、郊外や山間地域は自然に囲まれながら生活ができる場所。市街地に住む人は一足のばせば豊かな自然を感じることができ、郊外や山間地域に住む人は市街地まで行けば用事を済ませることができる。それぞれが互いの機能を補い合い、人が不自由なく行き来することができてはじめて市全体の暮らしやすさと魅力を維持することができます。

のことから、本計画では、市街地のみでなく郊外や山間地域も含めた市内全域に目を向けることで、持続可能で誰もが暮らしたいと思えるまちを目指します。

3 まちづくりの目標と施策の方向性

まちづくりの方針に基づき、本市の「まちづくりの目標」と「施策の方向性」を以下のとおり設定します。

目標1

コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の構築
～居住とサービスの集約化、公共交通の維持確保・再構築～

＜まちづくりの目標＞

今ある資源の有効活用や地域の特性・機能などを踏まえた拠点の整備を推進するとともに、公共交通ネットワークと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき一極集中ではない各地域の拠点をつなぐ多極ネットワーク型の持続可能なまちを実現します。

＜施策の方向性＞

- 中心市街地とその周辺地域に様々な都市機能や都市施設を集積し、利便性が高く、快適な居住環境の整ったコンパクトで持続可能なまちづくりを目指します。
- 郊外や山間地域には、地域の生活圏ごとにその地域に合った拠点の形成を図ります。
- 中心市街地と郊外や山間地域などの各拠点を公共交通ネットワークで連絡し、各地域の特性を生かしつつ機能を補完し合うことにより、便利で快適な暮らしやすいまちづくりを進めます。
- 山間地域においては、鉄道駅と主要なバス路線を生かすことで、暮らしやすく持続可能な地域を目指します。

目標2

都市活力の創出

～地域産業の振興と拡大、交流人口の増加～

＜まちづくりの目標＞

本市の最大の魅力である身近な自然環境と都市機能とが調和した自然と共に存・共生するまちづくりを進めるとともに、多様な産業を創出・振興し、雇用や賑わい、潤いのあるまちを実現します。

＜施策の方向性＞

- 中心市街地での商業・サービス機能等の集積を生かし、森林文化を感じられる賑わいのあるウォーカブルなまちの実現を目指します。
- 既存工業団地の維持と産業の新たな誘致を積極的に進めます。
- 農地や森林を活用した地場産業の活性化を図ります。
- 市内の各拠点の充実を図り、市内全域の回遊性を高め、交流人口の増加を図ります。

目標3

都市生活の充実

～子育て支援、健康・福祉の増進、安全安心な暮らし、コミュニティの維持～

＜まちづくりの目標＞

子育てしやすい環境の整備や、市民の健康づくりの取組と福祉施策の充実を図るとともに、災害に強く、防犯や交通安全などに配慮した住環境を整備することで、市民誰もが住み慣れた地域でいつまでも安全安心、健やかに生活できるまちを実現します。

＜施策の方向性＞

- こども・若者にとって居心地の良いまちづくりを進めるとともに、子育て世帯にとって魅力的な生活環境や都市機能が整うまちを目指します。
- 高齢者や障害のある人をはじめ、市民誰もが健康で暮らしやすいユニバーサルデザインに配慮した都市空間の形成を図ります。
- 災害リスクを考慮した避難路や避難所の確保、建物の耐震化などの対策を強化するとともに、防犯や交通安全に対する取組などにより安全安心なまちづくりを目指します。
- 教育環境、子育て環境の充実などによる定住促進を図り、地域コミュニティの充実を図ります。

目標4

快適な都市環境の保全・創出

～生活環境の整備・充実、自然環境と良好な景観の保全、環境負荷の低減～

＜まちづくりの目標＞

快適な生活環境の整備・充実、自然との共生を図るための自然環境の保全、生活の質の確保、地球環境にやさしい誰もが生涯にわたって快適に暮らすことができるまちを実現します。

＜施策の方向性＞

- 森林は CO₂ の吸収に資する資源として保全及び活用を図ります。また、河川等の自然環境の保全を図り、市民及び来訪者が豊かな自然に触れる機会の創出を図ります。
- 誰もが快適に暮らせる公共インフラ整備と身近な公園・緑地等の整備により、良好な居住環境の創出を図ります。
- 自然・歴史資源や文化を保全し、地域の風土により形成された森林文化を感じられる景観、街並みの維持・創出を図ります。
- コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進し、脱炭素型の社会やSDGsへの取組により環境負荷の低減を図ります。

目標5

持続可能な都市の運営

～地域資源の活用、公民連携・市民協働の推進～

＜まちづくりの目標＞

安定した財源を確保するため、立地条件を生かした土地活用や地域に今ある資源を大切にすることで効率的・効果的な都市運営につなげるとともに、公民連携・市民協働の推進や先進技術の活用による持続可能なまちづくりを実現します。

＜施策の方向性＞

- 企業誘致等により安定的な財源の確保を図ります。
- 市民に真に必要な行政サービスを持続的に提供し、次世代にとって過度の負担とならない、質・量ともに適切な公共施設等を引き継ぐことを目指します。
- 施設の維持管理・運営コストを抑制しつつ、行政サービスの質を向上するため、公民連携、市民協働による効果的、効率的な施設の管理運営を目指します。
- デジタル技術を積極的に活用した持続可能なまちを目指します。

4 将来都市構造（目指すべき都市の骨格構造）

目指すべき都市の骨格構造は、本市の将来的な都市構造を示すものであり、「ゾーン」、「拠点」、「軸」、「公共交通ネットワーク」により構成します。

（1）ゾーン

市域はおおむね東部の市街地が広がる都市地域と西部の自然豊かな山間地域で構成され、都市計画区域と都市計画区域外に分かれています。都市計画区域は、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。

各地域の土地利用の特性を応じて、以下のとおりゾーンの形成を図ります。

都市地域	飯能地区、精明地区、加治地区	○市街地ゾーン（市街化区域） ○郊外ゾーン（市街化調整区域）
山間地域	南高麗地区、吾野地区、東吾野地区、原市場地区、名栗地区	○成木川・直竹川流域ゾーン ○高麗川流域ゾーン ○入間川・中藤川流域ゾーン

※基本的に都市計画区域内を「都市地域」、都市計画区域外を「山間地域」と捉えてゾーニングします。なお、南高麗地区は都市計画法上の市街化調整区域に該当しますが、市の位置付けとしては山間地域としていることから、ここでは「山間地域」として位置付けます。

1) 都市地域

① 市街地ゾーン

主に中心市街地と、土地区画整理事業により整備された各地区（整備中の地区を含む。）及び永田台地区などの市街化区域に指定されている範囲とします。

② 郊外ゾーン

市街地周辺に展開する農地、集落地、山林・丘陵地の主に市街化調整区域に指定されている範囲とします。

2) 山間地域

① 成木川・直竹川流域ゾーン

成木川とその支流の直竹川流域沿いに形成された集落地と農地、山林で構成されており、南高麗地区を範囲とします。

② 高麗川流域ゾーン

高麗川及びその支流の流域沿いに形成された集落地と農地、山林で構成されており、吾野地区、東吾野地区を範囲とします。

③ 入間川・中藤川流域ゾーン

入間川とその支流の中藤川流域沿いに形成された集落地と農地、山林で構成されており、原市場地区、名栗地区を範囲とします。

(2) 拠点

市民の日常生活や様々な活動、市内外との交流を支え、活性化を促進する地点として拠点を位置付けます。

■拠点形成の方針

拠点の種類	機能	位置
中心拠点	市全体の商業・サービス等の中心機能を有し、戦略的に活性化を図る拠点	・飯能駅、東飯能駅周辺
準中心拠点	地域住民の生活サービス機能の集積を図り、地域活性化や新たな魅力の創出に向けた取組を進める拠点	・元加治駅周辺 ・双柳東部周辺 ・山手町周辺
	行政機能が集積する拠点	・市役所周辺
地域拠点	地域住民のまちづくり活動の拠点	・地区行政センター周辺 ※飯能中央地区、富士見地区、双柳地区を除く
交流拠点	都市回廊空間※の交流拠点	・メッツア・宮沢湖周辺 ・飯能河原・天覧山周辺 ・トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺
	身近な自然など地域の魅力を体験できる交流拠点	・吾妻峡周辺 ・ふれあい農園周辺 ・休暇村奥武蔵周辺 ・吾野宿周辺 ・原市場中学校周辺 ・ノーラ・名栗湖周辺
産業拠点	市の基幹的工業の拠点	・茜台周辺 (飯能大河原工業団地)
	企業立地拠点及び新たな産業用地の創出拠点	・精明東部周辺

※都市回廊空間 … 第6次飯能市総合振興計画で定める、市内の観光スポットなど交流拠点と市内回遊を連携させ、観光客等の交流動線を確保しようとする考え方。中心市街地を囲み、メッツア・宮沢湖周辺、飯能河原・天覧山周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺などが「回廊」のようなイメージでつながる交流空間のことを指します。

※将来都市構造図においては、中心拠点及び準中心拠点をまとめて「都市拠点」とし、準中心拠点の記号で表示します。

(3) 軸

中心拠点と周辺都市や山間地域を結ぶ道路を軸として位置付けます。

1) 広域連携軸

① 東西広域連携軸

中心拠点と東部に位置する狭山市・入間市・所沢市、西部に位置する秩父地域を結ぶ道路を「東西広域連携軸」とします。

② 南北広域連携軸

中心拠点と北部に位置する日高市、南部に位置する東京都青梅市・瑞穂町を結ぶ道路を「南北広域連携軸」とします。

2) 地域連携軸

① 成木川・直竹川流域連携軸

中心拠点と南高麗地区を結ぶ、成木川・直竹川沿いの道路を「成木川・直竹川流域連携軸」とします。

② 高麗川流域連携軸

中心拠点と吾野地区、東吾野地区を結ぶ、高麗川沿いの道路を「高麗川流域連携軸」とします。

③ 入間川流域連携軸

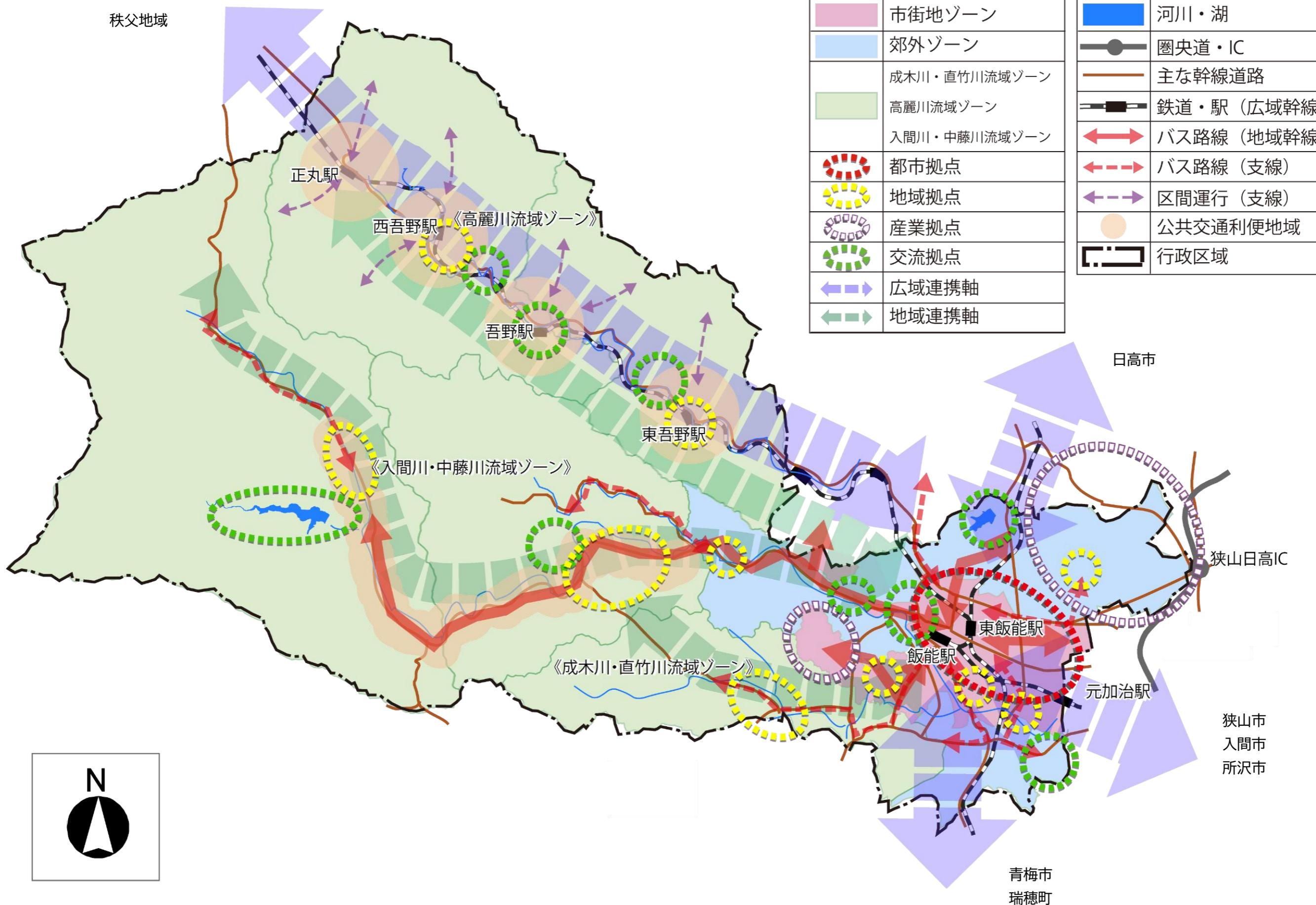
中心拠点と原市場地区、名栗地区を結ぶ、入間川沿いの道路を「入間川流域連携軸」とします。

(4) 公共交通ネットワーク

市内の鉄道、路線バスをはじめとする公共交通ネットワークの構成は以下のとおりです。市内の路線(区域)について、「広域幹線」、「地域幹線」、「支線」に区分し、それぞれ役割を設定しています。

種類	役割	路線等
広域幹線	中心拠点から市外への広域交通を担う。	<ul style="list-style-type: none">・西武線(池袋線、西武秩父線)・JR八高線
地域幹線	中心拠点を発着地として市内の各拠点を連絡する。	<ul style="list-style-type: none">・国際興業バス 名栗本線・国際興業バス 西武飯能日高線・国際興業バス 双柳循環線・西武バス 美杉台線・イーグルバス 飯能駅・宮沢路線・メッツア直通線
支線	市内各地域を運行し、広域幹線、地域幹線に接続する。	<ul style="list-style-type: none">・その他路線バス 各路線・飯能市乗合ワゴン おでかけむーま号 各路線・自家用有償旅客運送 奥武蔵らくらく交通(区域運行)

■将来都市構造図(目指すべき都市の骨格構造図)



第3章 都市計画マスタープラン

1 全体構想

(1) 土地利用の方針

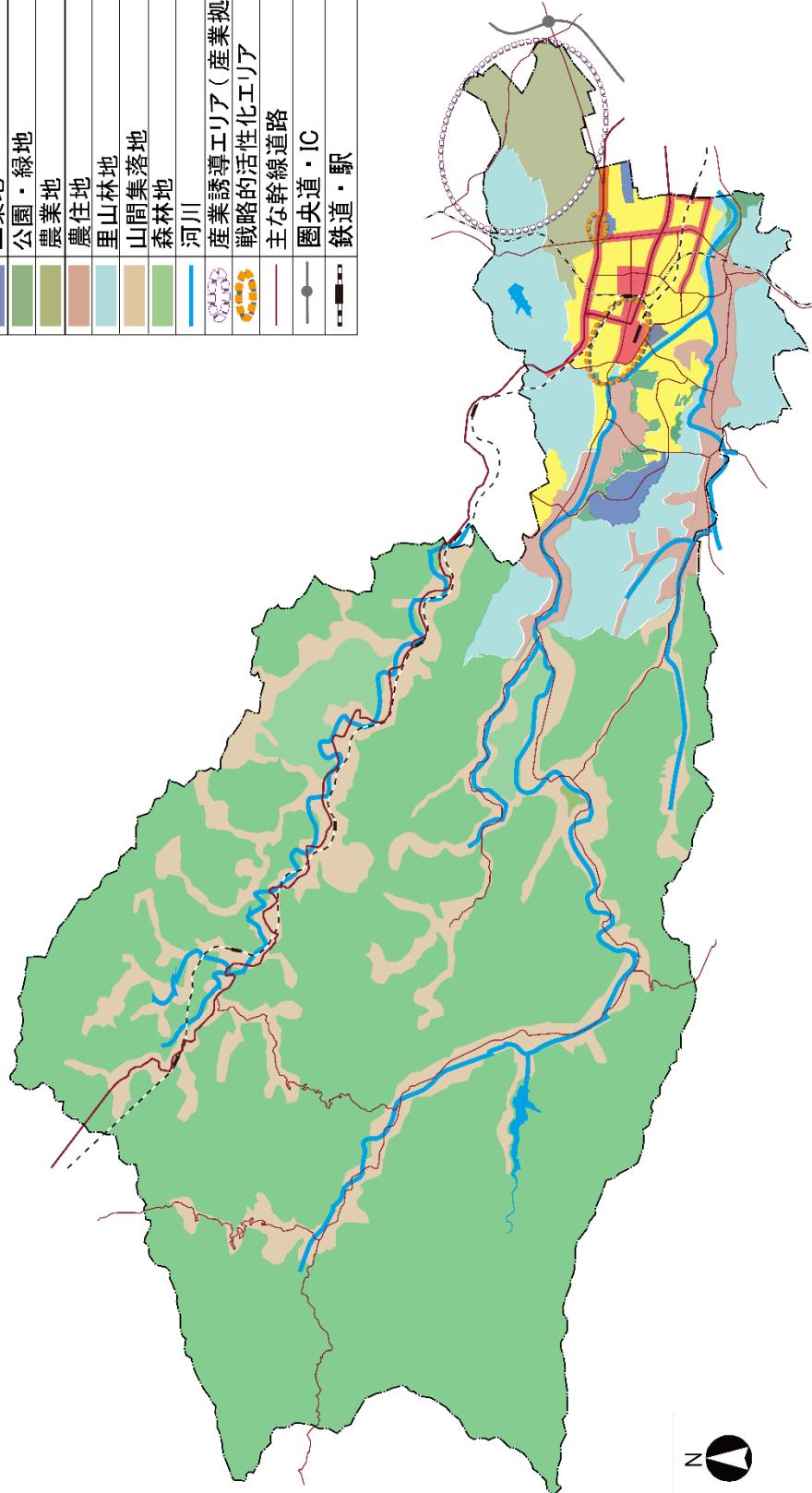
都市地域は、市街地ゾーンと郊外ゾーン、山間地域は、成木川・直竹川流域ゾーン、高麗川流域ゾーン、入間川・中藤川流域ゾーンにより構成され、その土地利用の方針は次のとおりとします。また、次表の色区分は、P49 及び P50 の「土地利用方針図」に対応しています。

区分	概 要
商業地	<ul style="list-style-type: none">商業系地域内や幹線道路、鉄道駅周辺において、商業・サービス施設の維持・増進を図ります。中心商業地は、ウォーカブルなまちづくりを進め、戦略的な土地利用の整備・充実を図ります。
住宅地	<ul style="list-style-type: none">良好な住環境の維持・整備・保全を図ります。中心市街地を取り巻く住宅市街地において、日常生活サービス機能の充実を図ります。
工業地	<ul style="list-style-type: none">周辺環境との調和を図りつつ、施設の維持・増進を図ります。
公園・緑地	<ul style="list-style-type: none">水と緑に親しむ場、交流や憩いの場、スポーツの場として保全・活用を図ります。
農業地	<ul style="list-style-type: none">都市近郊の農業地として保全を図るとともに、戦略的活性化エリアとしての活用や産業誘導エリアとして企業立地を進めます。
農住地	<ul style="list-style-type: none">市街地郊外の農地などの自然環境と居住環境が調和した生活空間の維持・保全を図ります。
里山林地	<ul style="list-style-type: none">市街地郊外の里山の維持・保全を図りつつ、市民及び来訪者が自然に親しむ憩いの場としての活用を図ります。
山間集落地	<ul style="list-style-type: none">山間地域における自然環境と居住環境が調和した生活空間の維持・保全を図ります。自然・歴史文化等を保全し、観光やサービス機能の充実を図ります。
森林地	<ul style="list-style-type: none">森林の管理・育成に努めることで、緑豊かな自然環境の維持・保全を図ります。

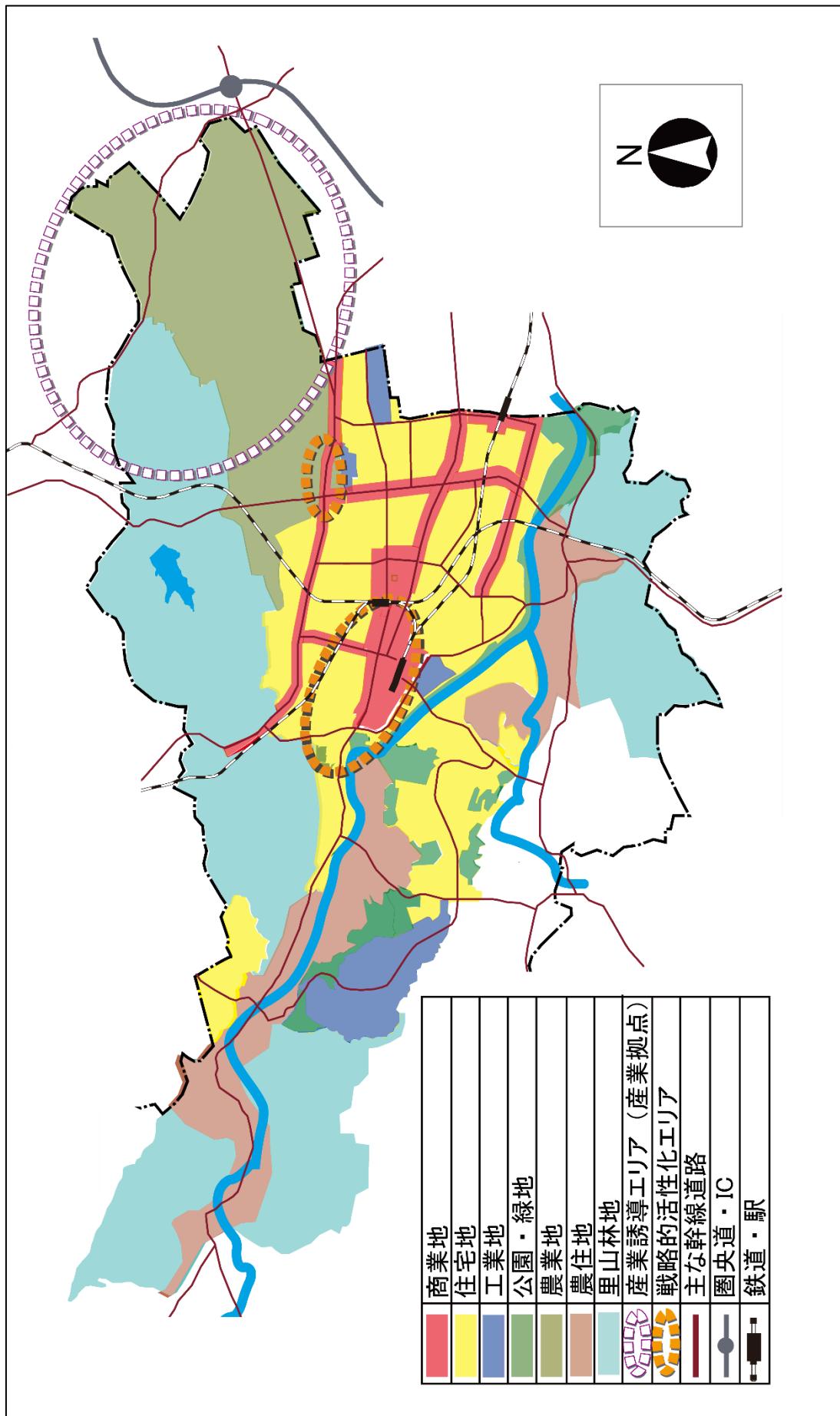
区 分	概 要
産業誘導エリア	<ul style="list-style-type: none">首都圏中央連絡自動車道狭山日高 IC 周辺エリアの企業立地を進めるとともに、新たな産業用地の創出に向けた検討を進めます。
戦略的活性化エリア	<ul style="list-style-type: none">人の流れを生み出し、雇用促進や地域活性化、税収の増加に繋がる新たな飯能の魅力創出に向けた戦略的な取組を進めます。

■土地利用方針図(全市域)

商業地
住宅地
工業地
公園・緑地
農業地
農住地
里山林地
山間集落地
森林地
河川
産業誘導エリア(産業拠点)
戦略的活性化工リア
主な幹線道路
圏央道・IC
鉄道・駅



■ 土地利用方針図(都市地域)



(2) 道路・交通網整備の方針

1) 道路網

① 環状道路網

■環状道路

市街地の外郭を形成し、渋滞緩和のため中心市街地へ流入する通過交通を分散させ、東西南北の広域連携軸等の道路にスムーズに誘導する機能を有する環状道路として位置付け、次の4路線で構成するものとします。

- ・都市計画道路青木大久田線(一般国道299号)
- ・都市計画道路阿須小久保線
- ・一般県道富岡入間線
- ・都市計画道路川寺上野線及び一般県道二本木飯能線

② 幹線道路網

■幹線道路

市内道路網の骨格をなす幹線道路を都市間幹線道路、地域間幹線道路、地区幹線道路に区分し、市街地と農地や緑地、集落が展開する郊外及び山間地域の道路の役割や機能等を考慮し、それぞれの地域にあった道路を位置付けます。また、市街地においては、都市計画道路を中心とした市街地幹線道路を位置付けます。

ア. 都市間幹線道路

都市間幹線道路は、周辺都市間交通や通過交通などの比較的長い距離の交通を大量に処理し、広域交通のルートとなる道路で、以下の道路を位置付けます。

分類	名 称	
都市間幹線道路	一般国道299号	一般県道馬引沢飯能線
	主要地方道飯能下名栗線	一般県道富岡入間線
	主要地方道青梅秩父線	一般県道下畠軍畠線
	主要地方道青梅飯能線	一般県道二本木飯能線
	(仮称)市街地南北幹線(主要地方道飯能寄居線、都市計画道路阿須小久保線)	一般県道日高狭山線
	都市計画道路3・4・5久下六道線	

イ. 地域間幹線道路

地域間幹線道路は、都市間幹線道路を有機的に結ぶとともに、市内及び市域周辺の各地域をネットワーク化し、災害時の迂回ルートや観光ルートとなる道路で、以下の道路を位置付けます。

分類	名 称	
地域 間 幹 線 道 路	主要地方道秩父上名栗線	林道長尾坂野口入線
	主要地方道越生長沢線	市道第 5 地区第 4 号線
	一般県道南川上名栗線	市道第 1 地区第 5 号線
	一般県道原市場下成木線	奥武蔵グリーンライン (林道奥武蔵 1 号線、林道奥武蔵 2 号線)
	(仮称)原市場中央線 (一般県道南飯能線 市道第 5 地区第 1-2 号 線 林道双沢線 林道子の山線)	(仮称)正丸峠グリーンライン (市道第 7 区地区第 460 号線 市道第 8 地区 第 129 号線 林道苅場坂線)
	(仮称)原市場吾野線 (市道第 5 地区第 7-2 号線 林道平坂飛村線 林道吾野飛村線 市道第 7 地区第 18 号線)	(仮称)名栗グリーンライン (市道第 8 地区第 3 号線 林道広河原逆川線)
	市道第 1 地区第 2235 号線	林道原市場名栗線
	入間川右岸道路 (市道第 1 地区第 3 号線 市道第 1 地区第 2602 号線 市道第 5 地区第 2 号線)	

ウ. 地区幹線道路

地区幹線道路は、地区内の主要な集落地間を結ぶ道路で、以下の主な道路を位置付けます。

分類	名 称	
地区 幹 線 道 路	市道第 4 地区第 4 号線	市道第 7 地区第 3 号線
	市道第 5 地区第 5 号線	市道第 8 地区第 2 号線
	市道第 6 地区第 4 号線	市道第 8 地区第 5 号線
	市道第 4 地区第 3-3 号線	その他路線

工. 市街地幹線道路

主要な都市計画道路を中心に、市街地及びその周辺において幹線的な役割を果たす道路を市街地幹線道路として位置付け、安全性と快適性を備えた市街地の円滑な交通環境が形成された道路交通体系を位置付けます。また、都市計画道路以外の道路については、個別道路整備事業により検討していきます。なお、長期にわたって整備が行われていない都市計画道路については、社会状況の変化等による必要性などを再検証し、適切な見直しを進めます。

分類	名 称	
市街地幹線道路(都市計画道路)	3・4・1 東飯能駅東口駅前通り線	3・5・14 飯能南台環状線
	3・4・2 阿須小久保線	3・5・15 双柳岩沢線
	3・4・3 青木大久田線(一般国道 299 号)	3・5・16 川寺岩沢線
	3・4・5 久下六道線	3・6・17 大河原永田線
	3・5・6 中央通り岩根橋線	3・4・19 狹山飯能線
	3・5・7 飯能駅前通り線	3・5・20 東原巽原線
	3・6・8 双柳中居線	3・5・21 巽原滝ノ上線
	3・6・9 前田通り中居線	3・4・22 元加治駅北口駅前通り線
	3・6・10 川寺上野線	3・4・23 元加治駅南口駅前通り線
	3・3・11 飯能所沢線(一般国道 299 号)	8・6・3 六道巽原線
	3・4・12 飯能駅南口駅前通り線	8・6・4 巽原清水ノ上線
	3・4・13 飯能南台大河原線	
市街地幹線道路(その他)	主要地方道青梅飯能線	市道第 1 地区第 2964-1 号線
	主要地方道飯能下名栗線	市道第 1 地区第 2963 号線
	一般県道二本木飯能線	市道第 1 地区第 1797-2 号線
	一般県道馬引沢飯能線	市道第 1 地区第 2687 号線
	市道第 1 地区第 3062 号線	市道第 1 地区第 5 号線
	入間川右岸道路	市道第 1 地区第 3069 号線
	市道第 1 地区第 8 号線	市道第 1 地区第 3071 号線
	市道第 1 地区第 4 号線	

③ まちなかの道路

■まちなかウォーカブル

本市は、国土交通省の掲げる「ウォーカブル推進都市」にエントリーし、中心市街地において車中心から人中心のまちづくりを進めています。令和6年2月に策定した飯能まちなか未来ビジョンに基づき、「ウォーカブルなまち」を実現するため、以下の道路の一部区間をウォーカブル対象路線として定め、歩いて楽しい道路空間の整備を進めます。

＜対象路線＞

- ・都市計画道路 3・4・5 久下六道線（飯能駅前交差点～郵便局前交差点の区間）
- ・都市計画道路 3・5・6 中央通り岩根橋線（東飯能駅西口～飯能河原交差点の区間）
- ・都市計画道路 3・5・7 飯能駅前通り線（飯能駅北口～八幡町交差点の区間）
- ・飯能銀座通り（市道第1地区第99号線）（飯能駅前交差点～県道二本木飯能線の区間）
- ・市道第1地区第1-1号線（県道東飯能停車場線～郵便局前交差点の区間）

■無電柱化の推進

景観性の向上や防災性の強化、安全で快適な通行空間を確保するため、以下の道路の一部区間ににおいて無電柱化を図ります。

＜対象路線＞

- ・都市計画道路 3・4・5 久下六道線（飯能駅前交差点～郵便局前交差点の区間）
- ・都市計画道路 3・6・10 川寺上野線（飯能河原交差点～図書館西交差点の区間）
- ・都市計画道路 3・5・6 中央通り岩根橋線（東飯能駅西口～飯能河原交差点の区間）
- ・県道二本木飯能線（広小路交差点～飯能銀座通りの区間）
- ・飯能銀座通り（市道第1地区第99号線）（飯能駅前交差点～県道二本木飯能線の区間）
- ・市道第1地区第1-1号線（県道東飯能停車場線～郵便局前交差点の区間）
- ・市道第1地区第4号線（第一小学校裏交差点～中央公園通りの区間）

■駅前交通広場

- ・飯能駅及び東飯能駅の駅前交通広場は、市民や観光客などの利用や路線バスなどの運行が円滑になるよう、適切な維持管理を図ります。
- ・元加治駅の南北駅前交通広場は、都市計画道路と合わせて整備を図るものとし、地域の玄関口として通勤通学や日常生活、観光客などの利用が円滑にできるよう南口の開設と合わせて整備を図ります。

④ その他

■歩行者・自転車道路

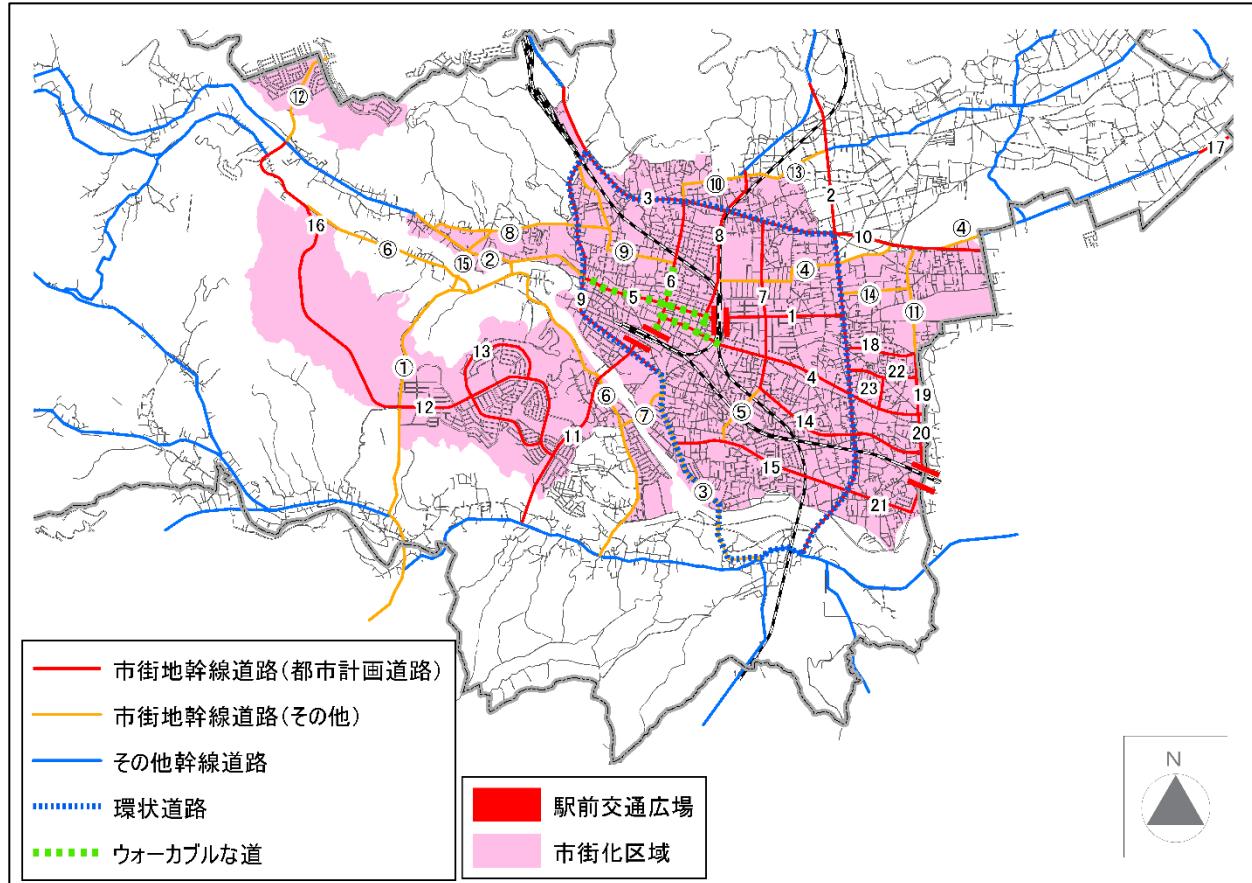
- ・市街地における交通手段の柱の1つとして徒步と自転車利用を位置付け、安全で快適に利用できる道路空間の整備を図ります。
- ・商店街や市街地周辺の回遊性の向上に向けて、ルートとなる歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。

■幹線道路網整備方針図(全市域)



都市間幹線道路		地域間幹線道路	
1	一般国道 299 号	①	主要地方道秩父上名栗線
2	主要地方道飯能下名栗線	②	主要地方道越生長沢線
3	主要地方道青梅秩父線	③	一般県道南川上名栗線
4	主要地方道青梅飯能線	④	一般県道原市場下成木線
5	(仮称)市街地南北幹線(主要地方道飯能寄居線、都市計画道路阿須小久保線)	⑤	(仮称)原市場中央線(一般県道南飯能線 市道第 5 地区第 1-2 号線 林道双沢線 林道子の山線)
6	一般県道馬引沢飯能線(一部、都市計画道路 3・4・19 狹山飯能線)	⑥	(仮称)原市場吾野線(市道第 5 地区第 7-2 号線 林道平坂飛村線 林道吾野飛村線 市道第 7 地区第 18 号線)
7	一般県道富岡入間線	⑦	林道原市場名栗線
8	一般県道下畑軍畑線	⑧	林道長尾坂野口入線
9	一般県道二本木飯能線	⑨	市道第 5 地区第 4 号線
10	一般県道日高狭山線	⑩	市道第 1 地区第 5 号線
11	都市計画道路 3・4・5 久下六道線	⑪	奥武藏グリーンライン(林道奥武藏 1 号線、 林道奥武藏 2 号線)
		⑫	(仮称)正丸峠グリーンライン(市道第 7 区地区第 460 号線 市道第 8 地区第 129 号線 林道苅場坂線)
		⑬	(仮称)名栗グリーンライン(市道第 8 地区第 3 号線 林道広河原逆川線)
		⑭	市道第 1 地区第 2235 号線
		⑮	入間川右岸道路(市道第 1 地区第 3 号線 市道第 1 地区第 2602 号線 市道第 5 地区 第 2 号線)

■幹線道路網整備方針図(市街地)



市街地幹線道路(都市計画道路)		市街地幹線道路(その他)	
1	3・4・1 東飯能駅東口駅前通り線	①	主要地方道青梅飯能線
2	3・4・2 阿須小久保線	②	主要地方道飯能下名栗線
3	3・4・3 青木大久田線(一般国道 299 号)	③	一般県道二本木飯能線
4	3・4・5 久下六道線	④	一般県道馬引沢飯能線
5	3・5・6 中央通り岩根橋線	⑤	市道第 1 地区第 3062 号線
6	3・5・7 飯能駅前通り線	⑥	入間川右岸道路
7	3・6・8 双柳中居線	⑦	市道第 1 地区第 8 号線
8	3・6・9 前田通り中居線	⑧	市道第 1 地区第 4 号線
9	3・6・10 川寺上野線	⑨	市道第 1 地区第 2964-1 号線
10	3・3・11 飯能所沢線(一般国道 299 号)	⑩	市道第 1 地区第 2963 号線
11	3・4・12 飯能駅南口駅前通り線	⑪	市道第 1 地区第 1797-2 号線
12	3・4・13 飯能南台大河原線	⑫	市道第 1 地区第 2687 号線
13	3・5・14 飯能南台環状線	⑬	市道第 1 地区第 5 号線
14	3・5・15 双柳岩沢線	⑭	市道第 1 地区第 3069 号線
15	3・5・16 川寺岩沢線	⑮	市道第 1 地区第 3071 号線
16	3・6・17 大河原永田線		
17	3・4・19 狹山飯能線		
18	3・5・20 東原翼原線		
19	3・5・21 翼原滝ノ上線		
20	3・4・22 元加治駅北口駅前通り線		
21	3・4・23 元加治駅南口駅前通り線		
22	8・6・3 六道翼原線		
23	8・6・4 翼原清水ノ上線		

駅前交通広場					
イ	飯能駅北口	4,156 m ² (整備済)	二	東飯能駅西口	2,600 m ² (整備済)
ロ	飯能駅南口	4,500 m ² (整備済)	ホ	元加治駅北口	2,500 m ² (未整備)
ハ	東飯能駅東口	4,000 m ² (整備済)	ヘ	元加治駅南口	1,500 m ² (未整備)

2) 公共交通

① 鉄道

- ・飯能駅及び東飯能駅とその駅前交通広場については、首都圏への通勤・通学に便利な公共交通の結節点として、また、本市への来訪者を迎える玄関口として機能の向上を図ります。
- ・元加治駅は、周辺の土地区画整理事業の進捗に合わせ、南北の駅前交通広場の整備と新たな準中心拠点としての機能誘導により、利便性の向上と利用者の増加を図ります。
- ・鉄道路線について、市、交通事業者、地域が連携し、観光施策と連携した利用促進等により持続可能な運行を図ります。

② 路線バス・コミュニティバス

- ・市内各拠点を連絡する「地域幹線」のバス路線については、一定以上の運行水準を維持します。
- ・各拠点から地区内へ伸びる「支線」については、地区の特性や需要を踏まえた上で最適化を図り、持続可能な運行を目指します。
- ・路線バスについて、市、交通事業者、地域が連携し、観光施策と連携した利用促進等により持続可能な運行を図ります。
- ・コミュニティバスについて、市、交通事業者、地域が連携した取組により、一定以上の需要を確保します。
- ・駅前交通広場や複数の路線が乗り入れる停留所などの交通結節点においては、乗継環境の向上を図ります。
- ・自動運転車両の導入に向けた取組を支援し、その導入可能性について研究・検討を図ります。

③ その他

- ・市街地の回遊性を高める移動手段として、タクシーの活用を検討します。
- ・公共交通空白地域においては、NPO 法人など地域主体の有償運送等により住民の移動手段を確保します。

(3) 都市施設整備の方針

1) 都市公園等

① 都市公園等の位置付け

市街地の街区公園・近隣公園・地区公園は、目的や機能に応じた規模、土地利用などの現況を勘案し配置します。なお、公園の目的及び規模の原則は、都市計画運用指針において次表のとおり規定されており、市街地の状況に応じて、配置整備を図ります。都市緑地及び緑道は、自然的環境を有し、緑地の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上に供することを目的に維持・管理を図ります。

種別	目的	誘致距離	規模(標準)
街区公園	主として街区内外に居住する者の利用に供する	250 m	0.25 ha
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供する	500 m	2 ha
地区公園	主として徒歩圏域内外に居住する者の利用に供する	1 km	4 ha

計画的に開発された美杉台地区、茜台地区及び永田台地区は、適正な公園配置がなされています。しかし、市街地ゾーンでは、近隣公園以上の公園は、中央公園のみとなっているほか、街区公園も十分な配置にまで至っていない状況です。そのようなことから、市街地ゾーンにおいては、公園の整備に向けて、防災上の観点から地域防災計画などと連携し、土地区画整理事業や公共施設等の跡地活用も含めて整備を検討していきます。

② 公園の長寿命化

市内には、現在、52箇所、約120haの都市公園が整備されています。これらの公園の中には、昭和40年代に開設され、老朽化の進んでいる施設も見受けられます。そのため、飯能市公園施設長寿命化計画(平成29年3月)に基づく計画的予防保全型管理を実施することにより、施設の使用年数の延長、更新時期における健全度を維持するなど、施設の長寿命化を図ります。

③ 公園の防災機能の向上

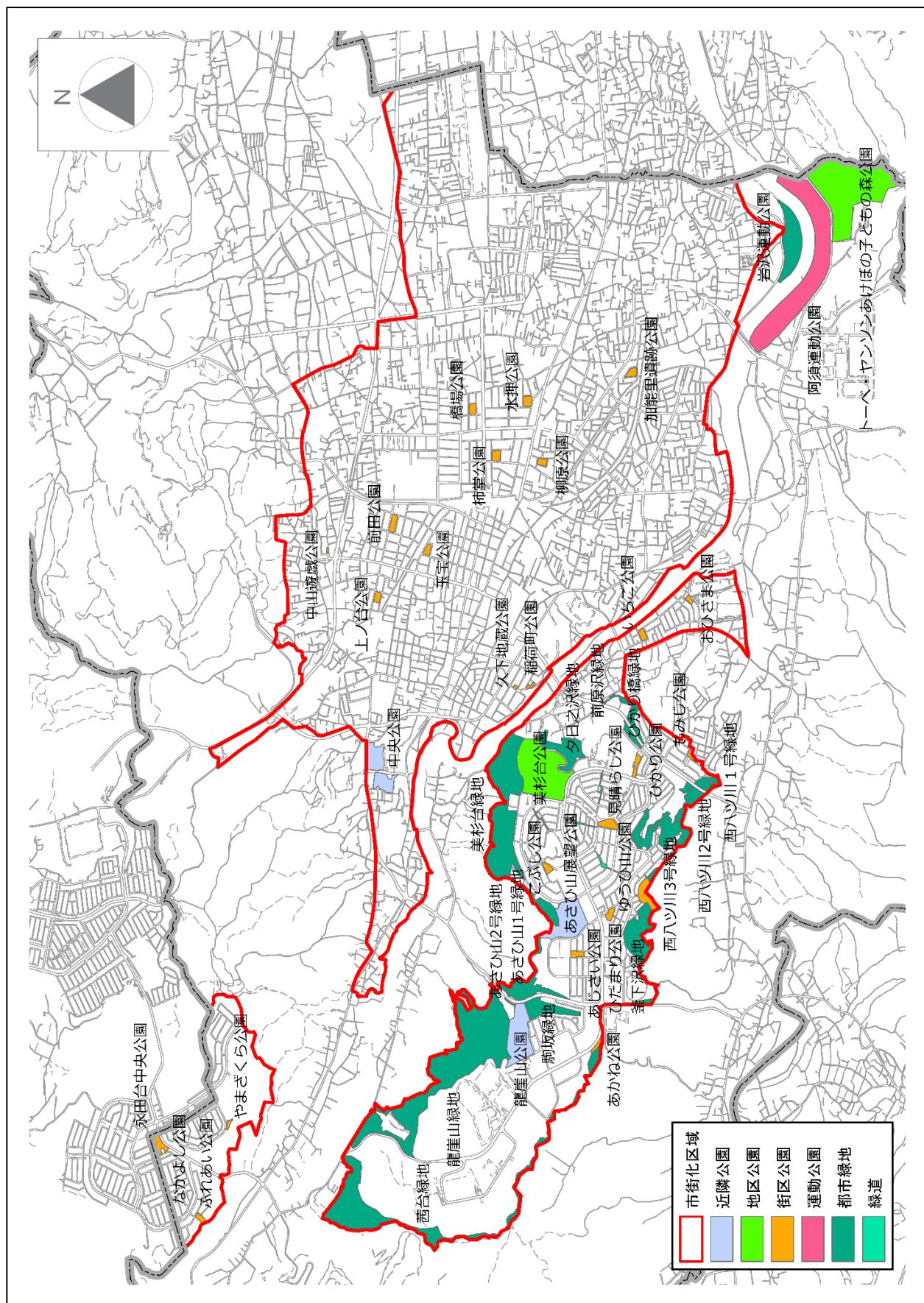
頻発する集中豪雨に対応するため公園の雨水貯留機能を高める地下貯留槽の設置や防災備蓄倉庫の建設などにより、防災機能の向上を図るとともに、災害時の避難場所や救急活動の拠点としての機能確保や非常時に利用できる災害用トイレやかまどベンチなどの設備設置に向けて取り組みます。

④ 民間活力の活用

公園は、指定管理者制度やPark-PFI、包括的民間委託を活用し、公園管理者の負担を軽減しつつ、民間のノウハウや技術を生かした公園等の質の向上、公園利用者の利便性向上を図り、持続可能な事業展開を図ります。

公園美化活動団体による公園清掃や除草作業などのボランティア活動の支援を図ります。

■都市公園状況図



■都市公園整備状況

公園名	種別	計画決定	面積(ha)	開設年月日
前田公園	街区公園	S41.6.17	0.35	S45.3.31
玉宝公園		S45.3.16	0.22	"
柿堂公園		"	0.31	S46.7.14
上ノ台公園		"	0.23	S47.4.1
橋場公園		"	0.24	S49.4.3
水押公園		"	0.30	"
中央公園	近隣公園	S61.6.3	2.71	H12.4.1
美杉台公園	地区公園	H2.7.31	7.71	H1.4.1
阿須運動公園	運動公園	H8.2.23	18.62	S58.4.1
トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園	地区公園	H6.6.17	7.57	H9.7.1
岩沢運動公園	都市緑地	H8.2.27	3.73	H10.4.1
あさひ山展望公園	近隣公園	H20.7.17	3.60	H23.4.8
龍崖山公園	近隣公園	—	3.84	H25.3.24
久下地蔵公園	街区公園	—	0.04	S62.4.1
中山遊戯公園		—	0.03	"
見晴らし公園		—	0.49	H1.4.1
ひかり公園		—	0.24	"
稲荷町公園		—	0.08	H2.3.31
もみじ公園		—	0.28	H4.4.1
こぶし公園		—	0.26	H7.4.1
永田台中央公園		—	0.73	H9.4.1
なかよし公園		—	0.05	"
ふれあい公園		—	0.20	H11.4.1
いちご公園		—	0.23	H18.3.1
おひさま公園		—	0.12	H18.3.1
ひだまり公園		—	0.25	H20.1.10
ゆうひ山公園		—	1.15	H20.1.10
加能里遺跡公園		—	0.26	H22.2.14
あじさい公園		—	0.25	H23.3.26
あかね公園		—	0.31	H25.3.24
柳原公園		—	0.21	H27.3.14
やまざくら公園		—	0.23	H30.4.1
ひかり橋緑地	都市緑地	—	0.94	H14.4.1
美杉台緑地		—	11.28	"
夕日之沢緑地		—	2.51	"
前原沢緑地		—	0.48	"
西八ツ川1号緑地		—	0.90	"
西八ツ川2号緑地		—	2.15	H21.7.15
西八ツ川3号緑地		—	3.87	H23.4.1
あさひ山1号緑地		—	1.07	"
あさひ山2号緑地		—	2.59	"
釜下沢緑地		—	4.37	"
龍崖山緑地		—	20.23	H25.3.24
茜台緑地		—	11.97	"
駒坂緑地	緑道	—	1.97	"
カモシカ1号緑地		—	0.05	"
カモシカ2号緑地		—	0.03	"
カモシカ3号緑地		—	0.02	"
つくしのひろば		—	0.11	H14.4.1
しみずのひろば		—	0.11	"
いしのひろば		—	0.09	"
こびきのひろば		—	0.11	"
計			119.69	

2) その他の都市施設

① 上水道

・本市の上水道の普及率は、99.2%で、山間地域の一部が未給水地域となっています。未給水地域においては、引き続き山間地域給水施設整備等補助金制度により、給水施設の新設、改修・修繕等に対する補助により対策を図ります。

② 下水道

・本市の下水道事業は、公共下水道事業(飯能処理区)と特定環境保全公共下水道事業(原市場処理区)の2つの事業計画区域を有しています。このうち公共下水道事業(飯能処理区)については次表のとおりです。なお、汚水処理は、飯能市浄化センターで行っています。引き続き計画区域における整備を図ります。

■公共下水道整備状況:飯能処理区【令和6年度末実績】

事業計画年月日	令和6年3月13日	処理面積	1,064.2ha
計画区域	1,293ha	処理人口	56,390人
計画汚水量 (日最大)	29,770 m ³ /日	流入汚水量	22,930 m ³ /日

③ 廃棄物処理施設

・廃棄物の収集・運搬については、全て民間委託により行っています。中間処理については、主に飯能市クリーンセンターで行っており、最終処分は、飯能市一般廃棄物最終処分場において処理されています。処理能力を出来るだけ長く維持するため循環型社会の形成を図り、ごみ排出量の抑制に取り組みます。また、山間部ではごみの不法投棄が多く見られることから、パトロールの実施や監視カメラの設置等により不法投棄の未然防止対策を図ります。

■飯能市クリーンセンター(ごみ焼却ごみ処理場)【令和7年4月1日現在】

面積	2.94ha
処理能力	ごみ処理施設 80t/24h (40t×2炉) 粗大ごみ処理施設 11.8t/5h

④ 汚物処理施設

・汚物処理施設として、飯能市環境センターが設置されており、適切な維持・運営を図ります。

■飯能市環境センター(汚物処理場) 【令和7年4月1日現在】

面積	約 0.75ha
処理能力	62kl/日

⑤ 火葬場

・火葬場として、飯能市・狭山市・日高市の3市により共同施設(広域飯能斎場)を運営していますが、施設の老朽化や高齢化による需要増などに対応するため、施設の更新を図ります。

■広域飯能斎場(火葬場) 【令和7年4月1日現在】

面積	約 0.8ha
処理能力	火葬炉 6 基

(4) 水と緑のまちづくりの方針

1) 河川の保全と水辺とのふれあい空間の充実

- ・森林の水源かん養機能の向上などにより水源を確保しつつ、河川生物の生息環境を保全し、生態系に配慮した水辺環境の創出を図ります。
- ・入間川、高麗川、成木川をはじめとする河川は、魚釣りや川遊びなどのこどもたちの遊び場や自然学習の場となり、市民が自然とふれあうことのできる場であることから、親水空間としての活用を図ります。
- ・飯能河原周辺の入間川流域は、中心市街地に隣接し、市民及び来訪者が訪れやすい好立地条件を生かして、親水公園として水辺環境の保全及び活用を図ります。

2) 豊かな緑の保全と活用

- ・都市を囲む緑豊かな里山林地の保全を図るとともに、市民及び来訪者のレクリエーションの場として活用し、身近な緑とふれあえる空間を創出することにより、多くの人が訪れ、まち全体にゆとりとやすらぎを感じられる、自然と共存・共生するまちづくりを図ります。
- ・農山村風景の中で、自然を生かした心身の充実・豊かさ・癒しを感じる生活空間の創出を図ります。
- ・山間地域では、広葉樹化を進め、四季を感じる自然環境の創出を図ります。
- ・山間地域の森林地は、西川材生産の場として、間伐などにより森林整備を行うとともに、国土の保全や水源かん養、大気の浄化など環境保全機能の維持保全を図ります。
- ・山間地域の森林地に分布する自然資源や歴史資源の保全と活用を図ります。

3) 水と緑の交流空間の形成

① 中心拠点と都市回廊空間

- ・飯能駅及び東飯能駅周辺の中心市街地からなる中心拠点と「都市回廊空間」を形成する3つの交流拠点を連携し、更なる本市の魅力向上を目指します。
- ・市民及び来訪者が「都市回廊空間」において手軽に自然を親しむとともに、中心拠点で回遊・滞在することで、アフターレクリエーションの時間を創出することにより、中心拠点の更なる賑わいと活性化を図ります。

■飯能河原・天覧山周辺交流拠点

- 市街地に隣接し、自然景観資源や歴史景観資源による観光名所が多く立地する特性を生かし、交流拠点として位置付け、観光振興をはじめとする地域活性化を図ります。

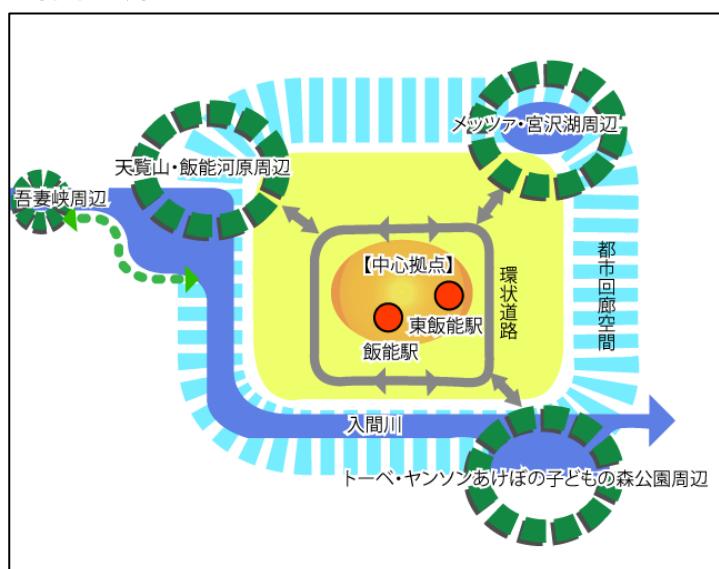
■メッツァ・宮沢湖周辺交流拠点

- 宮沢湖と湖畔の「メッツァ」等の施設を活用し、交流拠点として位置付け、観光振興をはじめとする地域活性化を図ります。

■トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺交流拠点

- トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園の魅力の更なる向上を目指し、交流拠点として位置付け、観光振興をはじめとする地域活性化を図ります。

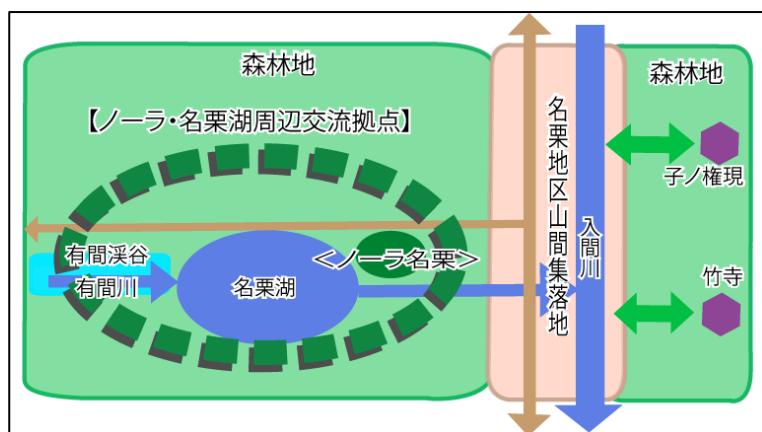
■都市回廊空間のイメージ



② 名栗地区の交流空間の形成 「(仮称) 名栗の里」づくり

- ノーラ名栗、名栗湖周辺を交流拠点とし、地域住民の生活の拠点である集落地での観光施設の活用や林業振興の拠点としての活動、自然体験の場づくり等により、地域活性化を図り、山間地域を代表する観光・交流・景観の名所として魅力あふれるふるさとづくりを推進します。

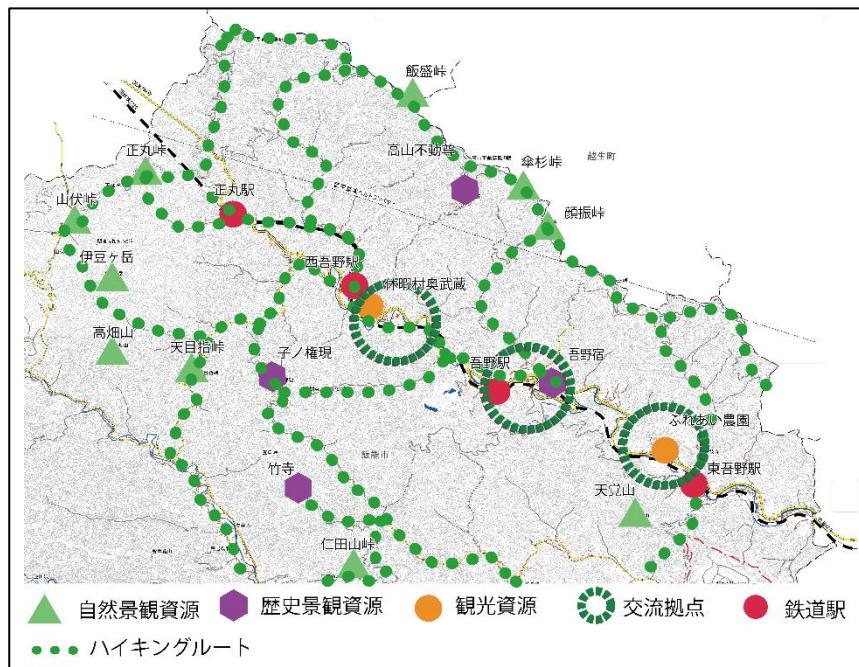
■「(仮称)名栗の里」交流空間のイメージ



③ 吾野地区の交流空間の形成 「(仮称) 奥武蔵吾野の里」づくり

- ・吾野宿周辺や休暇村奥武蔵周辺、ふれあい農園周辺を交流拠点として位置付け、「(仮称) 奥武蔵吾野の里」として地域一帯での観光振興をはじめとする地域活性化を図ります。
- ・森林内に分布する正丸峠、伊豆ヶ岳などの自然景観資源と竹寺、子ノ権現、高山不動尊などの歴史景観資源の活用を図ります。
- ・交流資源を回遊するため、正丸駅、西吾野駅、吾野駅、東吾野駅の駅前機能の充実を図ります。

■「(仮称) 奥武蔵吾野の里」交流空間のイメージ



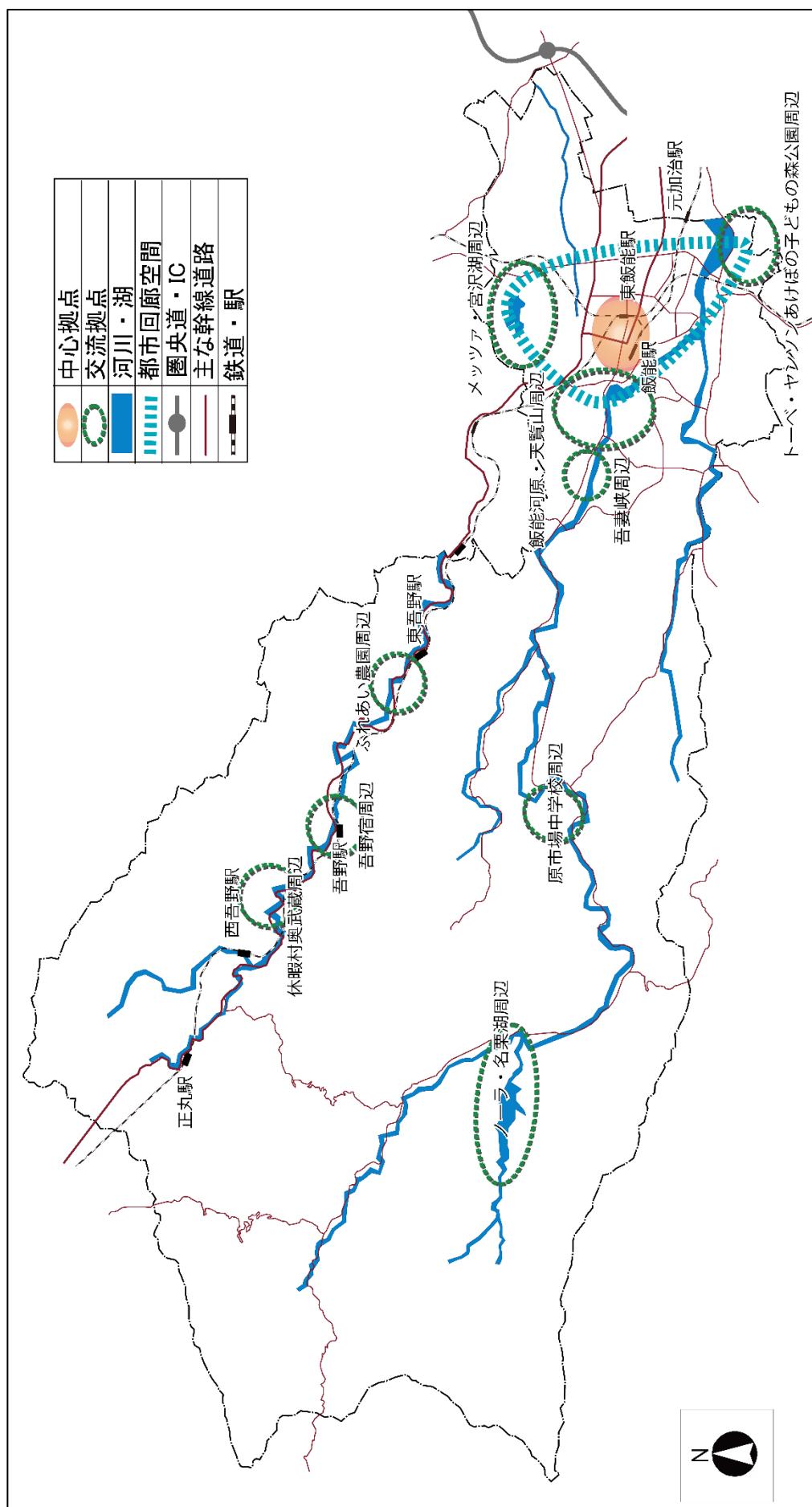
4) 水と緑のネットワークの形成

- ・飯能河原・天覧山周辺、メッツァ・宮沢湖周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺など、市街地を囲む交流拠点である「都市回廊空間」の更なるネットワーク強化を図ります。
- ・市街地周辺における「都市回廊空間」と郊外や吾野・東吾野・原市場・名栗地区の山間地域における交流拠点をつなぎ、交流人口の増加を目的に自然環境と都市環境が融合・調和したまちづくりのネットワークの形成を図ります。
- ・親水空間をはじめとした自然や歴史、文化を体験しながら学び、保全にもつなげるエコツーリズムの展開を図り、回遊性のあるネットワークの形成を図ります。

5) 緑豊かな市街地環境の形成

- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。
- ・幹線道路や駅前交通広場などの緑陰の形成に着目し、うるおいのある市街地環境の形成を図ります。
- ・公共空地やポケットパーク、駐車場や住宅地内の緑化を推進するとともに、生垣の設置・普及を促進し、緑あふれる市街地の形成を図ります。
- ・工業団地や住宅地などの開発に際して、充分な緑地の確保が図られるよう、積極的な指導・誘導を図ります。
- ・憩いや安らぎの創出をはじめ、気候変動に適応した雨水浸透機能の向上やヒートアイランド対策などに向けてグリーンインフラの活用を図ります。

■水と緑のまちづくりの方針図



(5) 景観に配慮したまちづくりの方針

① 景観まちづくり

① 地形を生かし水と緑に親しむ景観づくり

- ・市街地周辺の山々や丘陵と河川が織りなす特徴的な景観の活用を図ります。
- ・高麗川、入間川、成木川や宮沢湖、名栗湖をはじめとする豊かな水辺景観の保全を図ります。
- ・山地や丘陵に見られる緑豊かな自然景観の保全を図ります。

② 歴史と伝統が語られる景観づくり

- ・本市の歴史を物語る史跡や、山地と一緒にとなった社寺等の保全及び活用を図ります。
- ・旧街道沿いに見られる集落景観の面影を残す家並みの保全及び活用を図ります。
- ・往時の繁栄を今に伝える街並みの保全及び活用を図ります。
- ・先人たちが思いを込めて建立した道端の石仏や石塔・道標などの歴史的遺産を保全しながら、街道の景観形成を図ります。

③ 身近な生活環境を良くする景観づくり

- ・幹線道路の無電柱化により、まちなかの良好な景観形成を図ります。
- ・建築物や工作物の外観を、周辺景観に配慮した意匠・色彩の誘導を図ります。
- ・建築物や工作物により良好な眺望が阻害されないように配慮を図ります。

④ 賑わいと交流を創出する景観づくり

- ・飯能河原・天覧山周辺、メッツア・宮沢湖周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺の交流拠点の魅力を高め、地域の活性化と新たな魅力創出につながる景観づくりを図ります。
- ・中心市街地は、賑わいを感じられるとともに、統一感のある景観づくりを図ります。

⑤ 官民協働の景観づくり

- ・飯能河原周辺河岸緑地における「さいたま緑のトラスト運動」や「天覧山谷津の里づくりプロジェクト」、飯能市環境保全条例に基づいて指定された景観緑地における維持管理事業等の官民協働事業が行われており、今後も推進しつつ景観づくりを図ります。

2) ゾーン別景観まちづくり

① 市街地ゾーン

■商業地

- ・本市の玄関口にふさわしい、統一感のある風格と賑わいを感じられる中心商業地としての景観形成を図ります。
- ・快適に買物ができる商業環境の形成を図るとともに、居心地が良く歩いて楽しいウォーカブルな街並み形成を図ります。
- ・駅前通りなど主要な道路沿道は、無電柱化を促進するとともに、建築物や看板などの意匠、形態、色彩及び素材などに配慮した連続性を有した調和のとれた街並みの形成を図ります。
- ・飯能大通りを中心として点在する歴史的建造物の保全を図りつつ、西川材を活用した建物の立地を誘導し、歴史や文化を感じる街並み形成を図ります。

■住宅地

- ・オープンスペースの確保や生垣、板塀などの設置により、敷地内や沿道の緑化を図り、ゆとりとうるおいのある住宅地景観の形成を図ります。
- ・美杉台・永田台通りなど樹木が美しい計画的に整備された住宅地の緑豊かでうるおいのある街並み保全を図ります。
- ・市街地の形態に応じて、地域の家並みに調和した建築物の高さや用途、敷地規模、広告物などの規制・誘導を促進し、秩序ある街並みの形成を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。

■工業地

- ・緑豊かな工業地となるよう、敷地内の植樹などを促進するとともに、景観に配慮した工場の立地を誘導し、周辺と調和する工業地景観の形成を図ります。
- ・看板や建築設備等は、建物と一体的なデザインとするなど、周辺の街並みと調和した形態・色彩とし、眺望にも配慮した景観誘導を図ります。

② 郊外ゾーン

- ・飯能河原・天覧山周辺、メッツァ・宮沢湖周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺などの観光スポットを繋ぐ「都市回廊空間」の魅力アップに向けて、地域の活性化と新たな魅力創出につながる景観づくりを図ります。
- ・市街地北部の高麗丘陵、南部の加治丘陵は、市街地から見渡せる景勝地として保全を図ります。
- ・飯能河原や吾妻峡、阿須運動公園などの市街地に接する入間川流域は、市民の身近な親水空間として桜などの樹林の景観を保全し、水辺の自然に親しみ、うるおいのある水辺景観の向上を図ります。
- ・天覧山、多峯主山は、市街地を眺望する象徴景観であり、飯能市環境保全条例に基づく景観緑地として保全を図るとともに、周辺の能仁寺などと一緒に、歴史を感じる景観の保全、向上を図ります。
- ・吾妻峡は、飯能市環境保全条例による景観緑地として保全を図ります。
- ・農住地は、屋敷林、農地や水路などが調和する、安らぎとうるおいを感じられる田園風景の保全・形成を図ります。
- ・里山の風景を大切にし、河川沿岸の谷津田の保全や里山の希少植物などを保全し、里山景観の維持・保全を図ります。

③ 森林ゾーン

■山間集落地

- ・成木川・直竹川、高麗川、入間川・中藤川等の自然豊かな清流及び流域景観の保全を図ります。
- ・周辺の山々や河川を意識し、眺望を阻害しない景観形成の誘導を図ります。
- ・吾野宿は、埼玉県「歴史のみち景観モデル地区」の指定を受けており、昭和初期まで絹織物や西川材の取引で賑わったその面影を残す街並み景観として保全を図ります。
- ・建物等の外観は、自然素材や自然素材色を基調とし、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。

■森林地

- ・景観間伐を促進し、整備された明るく、美しい山林風景を創出するとともに、広葉樹の植樹などにより、四季を感じる森林景観の形成を図ります。
- ・山間地域の緑豊かな森林景観を保全するとともに、伊豆ヶ岳や棒ノ嶺、正丸峠、顔振峠等の自然景観資源の保全を図ります。
- ・名栗湖の周辺は、水と緑がつくり出す景勝地として保全を図ります。
- ・敷地の造成等に関しては、現況地形等をできるだけ生かし、既存の樹木等の保全を意識した景観の形成を図ります。
- ・建物等の外観は、自然素材や自然素材色を基調とし、周辺環境と調和した景観の形成を図ります。

3) 景観形成重点地区の方針

市内外に本市をアピールする景観上重要な地点を景観形成重点地区として指定し、景観の醸成に努めます。

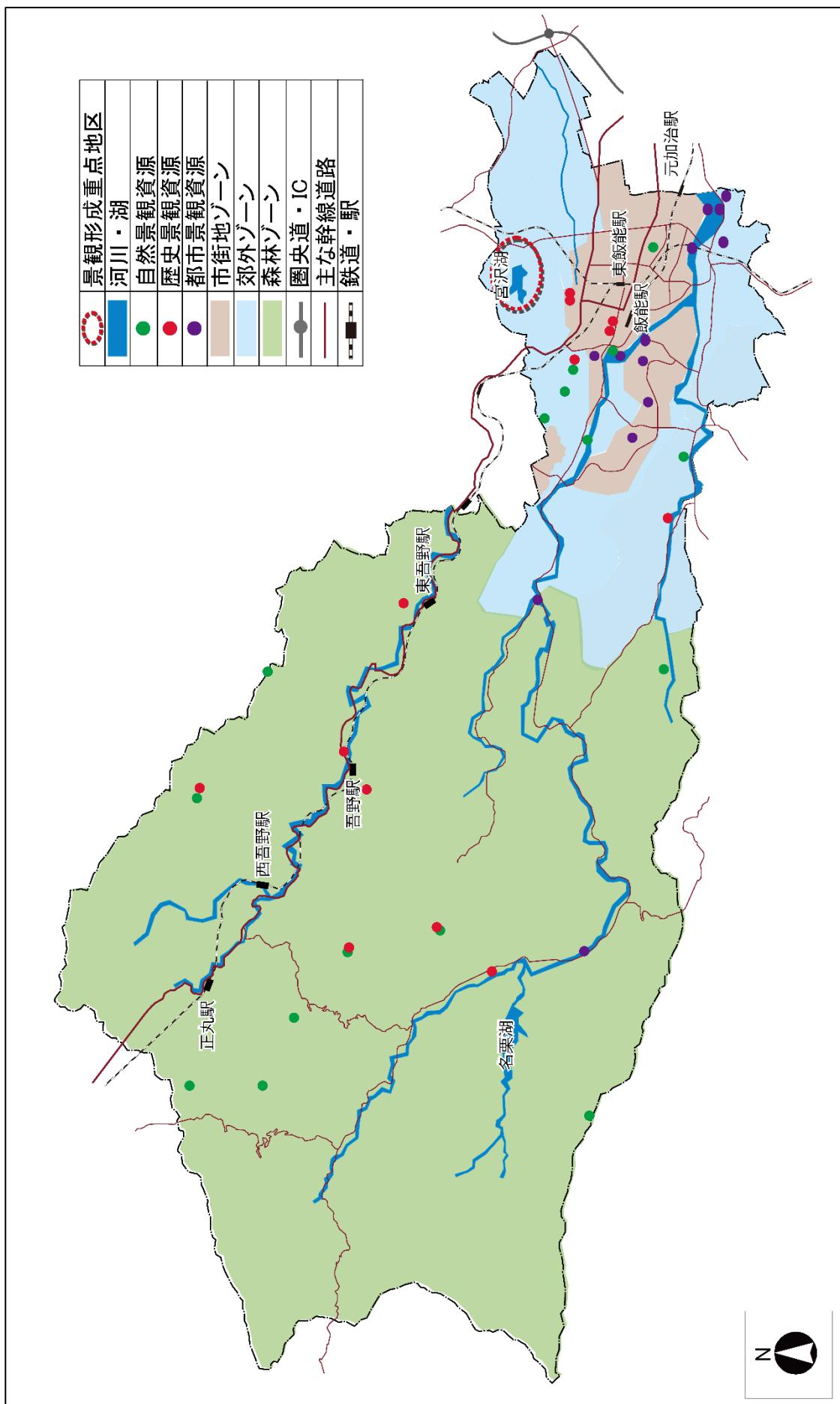
■宮沢湖周辺地区

・宮沢湖周辺地区は、「都市回廊空間」の一角をなし、北欧の風景を演出した水と緑が織りなすうるおいのある景観の形成に取り組んでいます。また、本市の典型的な農業地や豊かな自然を楽しむ散策路もあり、湖と緑地と田園が創り出すのどかな自然景観を楽しむことができます。その一方で、今後の周辺開発によって貴重な景観資源が損なわれて行くことが懸念されます。こうしたことから宮沢湖周辺地区を景観計画に定める景観形成重点地区と指定し、景観の保全に努めます。

■その他の地区

・宮沢湖周辺地区以外の地区においては、地区ごとの特性に応じた良好な景観形成のための配置・形態・意匠など一定のルールを定めることが重要となっています。例えば、中心市街地においては、古くからの街並みや歴史的建造物が残っており、飯能らしい魅力ある景観を形成している一方で、用途の混在、空き店舗や駐車場などの低未利用地の増加により、形態や意匠の統一感がないことが懸念されています。今後、新たな景観形成重点地区の指定に向けて検討を進めていきます。

■景観に配慮したまちづくりの方針図



(6) 安全安心なまちづくりの方針

1) 災害に強いまちづくり

■建築物の耐震・不燃化

- ・今後発生が想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震などの発生に備えて耐震化を促すとともに、老朽化建築物の耐震診断の支援及び必要に応じた改修や建て替えの促進を図ります。
- ・耐震診断、耐震改修の補助制度の啓発に努め、木造住宅の耐震化を図ります。
- ・飯能市開発行為に関する指導要綱及び開発防災マップなどに基づき、良好な住宅地の形成を図ります。
- ・安全な避難行動や災害応急活動が円滑に行えるオープンスペースの確保、街路樹や建物周りなど市街地における緩衝空間を形成し、延焼の拡大防止を図ります。
- ・建物の密集している中心市街地においては、防火地域や準防火地域の指定により、まちの不燃化を図ります。
- ・中心市街地以外においては、用途地域の見直しなどの機会に合わせて、防火地域・準防火地域の追加指定範囲の拡大を図ります。

■公共施設等の維持管理

- ・公共施設の計画的な維持管理を図るとともに、機能の見直しを行い、安心して利用できる環境の実現を図ります。
- ・災害発生時に避難所となる公共建築物の耐震化、長寿命化と適正な維持管理を図ります。
- ・災害時に避難・救援の主な経路となる路線の道路・橋梁の耐震化、長寿命化と適正維持管理を図ります。
- ・上下水道・電気・ガスなどの老朽化した施設の改修や更新を促し、ライフラインの震災時における耐震性の向上を図ります。

■防災拠点の強化と避難路の確保

- ・地域防災計画で避難場所に指定されている施設の防災機能の強化を図るとともに、避難、救援活動時に利用する機材や備蓄物資の充実を図ります。
- ・地域の防災性の向上を図るため、防災行政無線の更新など計画的な施設整備を図ります。
- ・大地震などの発生に備え、避難時のルートとなる幹線道路の無電柱化や狭い道路・袋地道路の改良による緊急車両のアクセスルートの確保を図ります。
- ・緊急輸送道路沿道の建物などの耐震・不燃化を促進します。
- ・市民や行政による防災活動拠点や災害発生時の避難拠点等の機能を有する地区行政センターの防災拠点の充実を図ります。
- ・大規模災害発生に備え、避難路、避難場所、緊急輸送道路等の整備を図ります。
- ・災害時の地域住民への速やかな情報伝達を行うため、ICTを活用したスマートな情報伝達手段の推進と防災設備の充実に向けて、平常時からの相互助け合いの仕組みづくりを図ります。

■自然災害等に対する防災対策

- ・水害の防止に向けて、河川改修を進めて治水機能の向上を図るとともに、公共下水道や既存施設の改良など、効率的な雨水処理施設の整備を図ります。
- ・農業用ため池やダムの決壊を未然に防ぐため、定期的な堰堤の点検・見回りを実施します。
- ・地すべり、斜面崩壊などの土砂災害に対する治山・治水事業を促進するとともに、治水・砂防行政と連携し、土砂災害などを未然に防ぐ総合的な施策の展開を図ります。
- ・危険区域の周知、警戒避難体制の充実を図りつつ、ハザードマップを活用し、郊外や山間地域における急傾斜地の開発を抑制し、土砂災害の軽減を目指し安全な住環境整備を図ります。
- ・地震発生時における大規模盛土造成地の活動崩落の防止と安全性の確保のため、定期的な点検を図ります。
- ・火災への対応は、地域の防災協力体制の整備や関係機関との早期連絡体制の構築が重要であり、地域と連携した防災体制の確立を図ります。

2) 誰もが暮らしやすいまちづくり

■バリアフリー化の推進

- ・まちなかの防災性の強化、安全で快適な通行空間の確保に向けて無電柱化を図ります。
- ・障害の有無、年齢、性別などにかかわらず、誰もが利用しやすいように環境づくりを行うユニバーサルデザインの考え方に基づき、駅、駅前交通広場、道路、公園、公共建築物などの整備を図ります。
- ・車いす等を利用する方やベビーカーなどが通行できる歩道の拡幅、段差の解消、無電柱化などを促進し、誰もが安心して通行できる道路・交通環境の整備を図ります。
- ・バス事業者との協議を進め、停留所における屋根及び視覚障害者のための音声案内装置の設置や時刻表の点字化、低床バス及びノンステップバスへの代替などの促進を図ります。
- ・旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校などの生活関連施設は、建築物内の移動や附属する駐車施設などへの移動の円滑化を図ります。
- ・バリアフリーなまちづくりを推進するために、移動円滑化促進法に基づくバリアフリー基本構想・マスタープランの策定に向けた取組を図ります。

■子育てにやさしいまちづくりの推進

- ・自然や遊びを通して学ぶことのできる場を提供し、自然体験の機会の充実を図ります。
- ・子育て世帯の多様なニーズに対応するため、利用者支援事業や放課後児童健全育成事業など地域こども・子育て支援事業の充実を図ります。
- ・誰もが安心して子育てができるよう、地域コミュニティ機能を強化し、地域全体での子育て支援を図ります。

■生活安全・交通安全の推進

- ・点字や音声などの案内表示や感応信号、視覚障害者誘導システムなどの設置により、交通弱者の安全確保を図ります。
- ・歩道のない道路における歩行空間の確保や交通安全施設の設置などにより、高齢者や障害者などの安全を守る、交通事故のない道路の整備を図ります。
- ・未給水区域の対応として、山間地域給水施設整備等補助金制度の啓発に努めます。

- ・林野火災などの対応は、地域の防災協力体制の整備や関係機関との早期連絡体制の構築が重要であるため、地域と連携した防災体制の確立を図ります。
- ・有害鳥獣等による被害への対応は、鳥獣被害防止計画に基づき、地域住民と関係機関と連携し、被害防止対策に努めます。
- ・地域住民の生活・活動拠点として、地区行政センター（公民館）等の地区公共施設の充実を図り、地域の絆やコミュニティ活力の向上により、誰もが安全安心に暮らせる拠点づくりを図ります。

■防犯性の向上

- ・道路、公園、駐車場、駐輪場などの公共空間は、明るさや見通しの確保など可能な限り防犯に配慮して、誰もが安心して暮らせる生活環境の向上を図ります。
- ・住宅や事業所、店舗などの新設時において、防犯に配慮した設計となるよう誘導し、安全安心な環境づくりを図ります。
- ・犯罪を生まない環境づくりのため、地域コミュニティの充実を図ります。
- ・こどもたちの通学や地域での遊びなどが安心してできるよう、地域での見守り体制の強化を図ります。
- ・空家に対して、市と民間、地域が連携し、地域に適した空家の利活用を図ります。また空家の実態把握に努め、維持管理を所有者に促すなど、適切な対応を図ります。
- ・空家の環境悪化を防止するために、飯能市空家等対策計画に基づいた施策の展開を図ります。

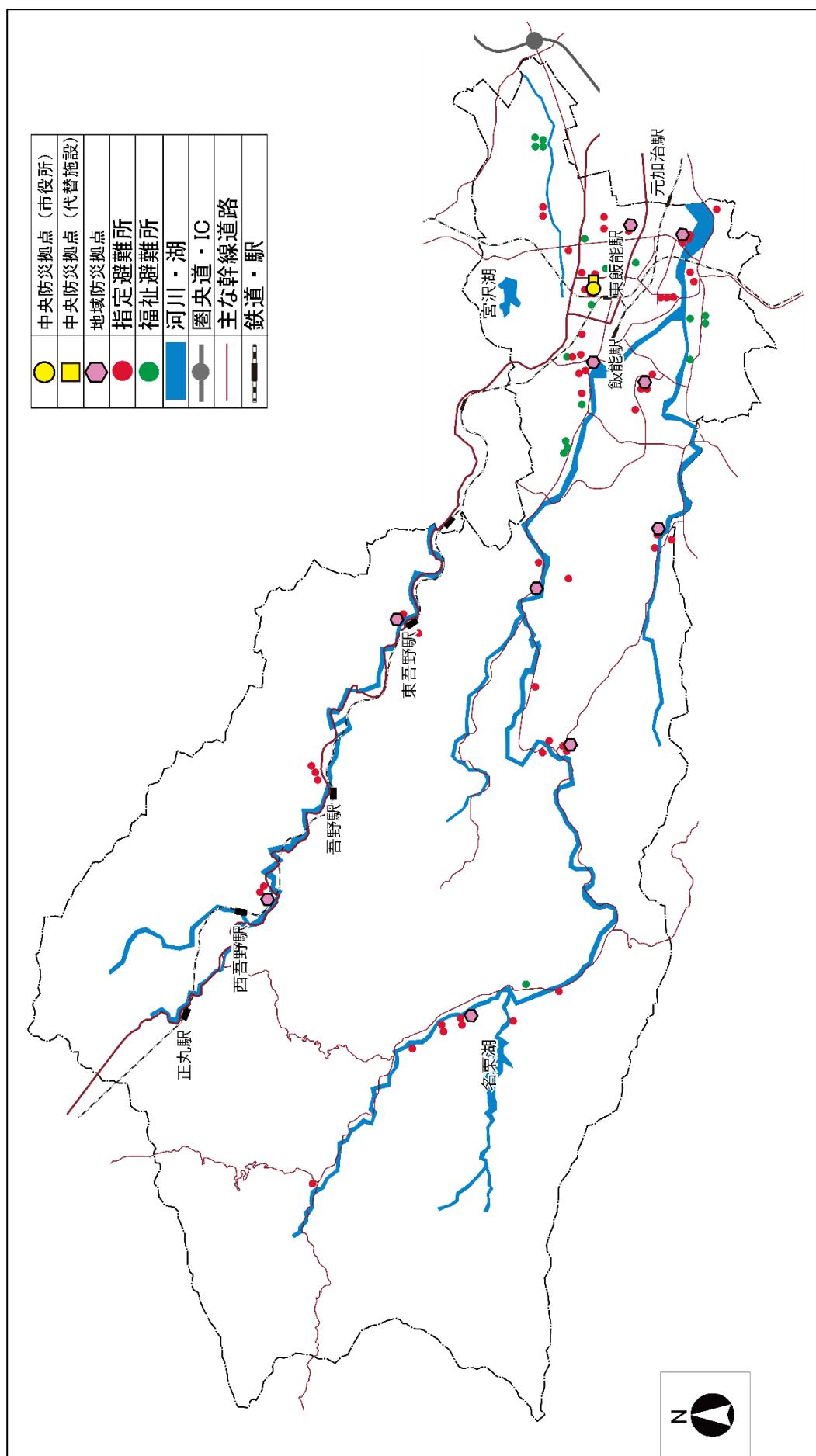
■デジタル技術を活用した取組の推進

- ・少子高齢化による人材不足が進む社会情勢においてもサービスの向上を図るため、DX（デジタルトランスフォーメーション）によるまちづくりの取組を推進します。
- ・AI や IoT 等の先進技術活用の検討を基本とすることでまちづくりにおける DX を推進します。
- ・災害発生時に、市民や来訪者への速やかな情報伝達を行うため、公衆無線 LAN などの ICT を積極的に活用し、防災情報・国民保護に関する情報などをスムーズに伝達する災害デジタル化を図ります。

■環境にやさしいまちづくり

- ・飯能市環境基本計画に基づき、記録的な猛暑や集中豪雨、台風の大型化等、異常気象の原因となる地球温暖化に対応するため「ゼロカーボンシティ」の実現への取組を図ります。
- ・環境負荷の軽減に向けては、行政だけでなく、市民、事業者などが共に SDGs への取組を実践することで初めて達成できるものであることから、市民、事業者などへの意識啓発を図ります。
- ・SDGs への取組として、太陽光や太陽熱、バイオマス等の再生可能エネルギーの住宅や公共施設への整備を図ります。
- ・下水道事業計画区域における公共下水道の整備や適正な維持管理を行うとともに、下水道事業計画区域外での合併処理浄化槽の設置促進により、水質汚濁を防止し、河川・水路などの公共用水域の水質保全を図ります。

■安全安心なまちづくりの方針図



2 地区別構想

(1) 地区区分

本市は、昭和 18 年(1943 年)に飯能町、加治村、精明村、南高麗村、元加治村の 1 町 4 村が合併、昭和 29 年(1954 年)に市制を施行し、昭和 31 年(1956 年)に吾野村、東吾野村、原市場村の 3 村、平成 17 年(2005 年)には名栗村と合併し、現在に至っています。

このような経緯から、旧町村を基本単位とした次の 8 地区を行政の基本単位としており、本計画においても 8 地区を地区区分の単位とします。

■地区区分図



■各地区的概要

地区名	面積 :ha	人口 :人	世帯 :世帯	都市計画区域		
				面積:ha	市街化区域:ha	市街化区域率
飯能地区	1,445.8	21,475	10,407	1,445.8	448.7	31.0%
精明地区	1,193.7	16,198	7,579	1,193.7	248.0	20.8%
加治地区	885.2	27,304	12,197	885.2	446.9	50.5%
南高麗地区	1,487.3	2,107	946	1,487.3	0.0	0.0%
吾野地区	3,457.2	1,652	902	-	-	-
東吾野地区	1,999.7	1,583	791	-	-	-
原市場地区	2,984.6	6,125	3,044	-	-	-
名栗地区	5,851.5	1,519	819	-	-	-

出典:令和 6 年版「統計はんのう」 人口・世帯は令和 7 年 1 月 1 日(ただし、美杉台地区は、全て加治地区に算定)

(2) 飯能地区まちづくり構想

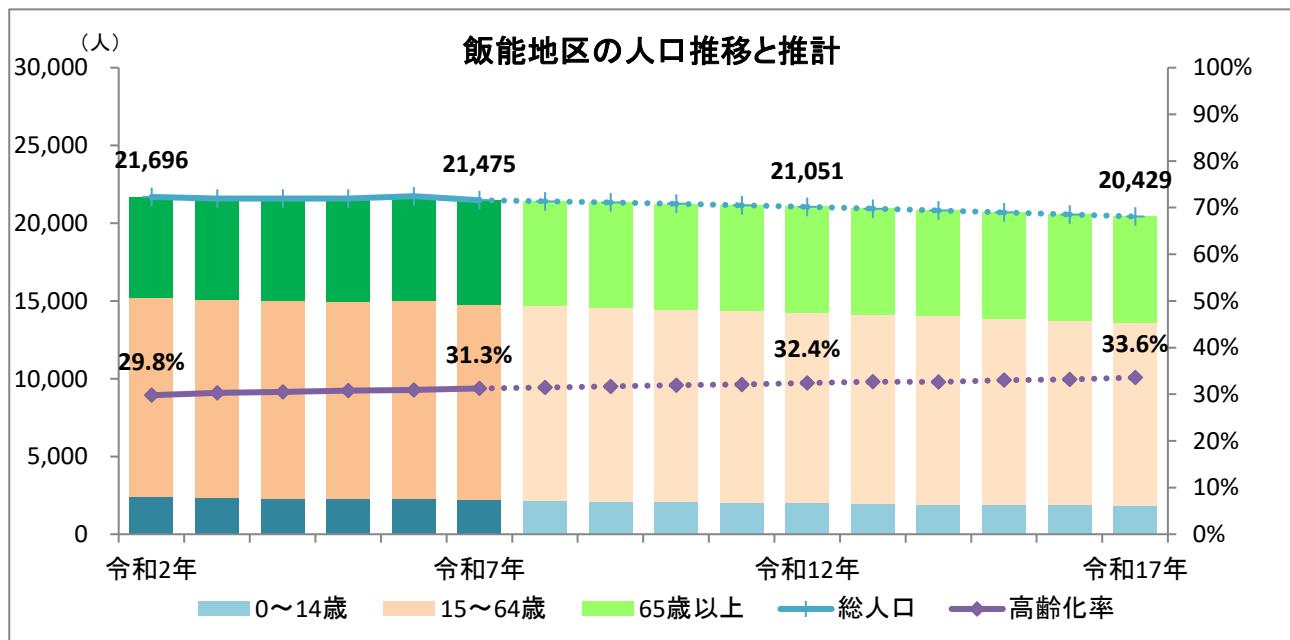
1) 地区の概況

■飯能地区位置図



	面積		人口		密度	世帯	
	ha	%	人	%	人/km²	世帯	人/世帯
飯能地区	1,445.8	7.5	21,475	27.5	1,485	10,407	2.1
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

飯能地区は、古くから本市の中心地として、林業と織物によって栄えた歴史ある市街地であり、本市の玄関口である飯能駅、東飯能駅を中心とした商業地が形成され、西部丘陵地には飯能大河原工業団地が整備されています。また、地区西部は市街化調整区域に指定されており、農地や里山の自然風景が残るほか、市街地の北部、西部の丘陵地は、豊かな緑と市内外の人々が集い、憩う場となっており、地区中央を入間川が東西に流れています。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 中心市街地にふさわしい賑わいのあるまちづくり
- ◆ 公共交通の充実
- ◆ 魅力ある定住環境づくり
- ◆ 自然景観資源・歴史景観資源を活用したまちづくり
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 中心市街地にふさわしい賑わいのあるまちづくり
 - ・商店街の活性化、賑わいの創出
 - ・歩いて楽しいウォーカブルなまちづくり
 - ・歴史的街並み景観の保全と活用
 - ・文教施設や公共施設の有効活用
- ◆ 公共交通の充実
 - ・鉄道、路線バスの利便性の強化
 - ・利用しやすい公共交通環境の整備
- ◆ 魅力ある定住環境づくり
 - ・若者や子育て世帯が魅力を感じる定住環境
 - ・高齢者や障害者などにやさしい定住環境
 - ・安全安心な定住環境
- ◆ 自然景観資源・歴史景観資源を活用したまちづくり
 - ・自然景観資源の観光活用
 - ・社寺・史跡や文化財等の歴史景観資源の活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
 - ・入間川の保全と活用
 - ・中心市街地における緑地空間の整備

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■商業地

- ・飯能駅・東飯能駅周辺及び飯能河原で囲まれた市街地は、飯能市の顔となる中心拠点として位置付け、戦略的な商業系土地利用の高度化による商業・サービス施設などの立地を促進し、都市機能の集積したコンパクトで利便性の高い商業地の形成を図ります。
- ・飯能まちなか未来ビジョンに基づくウォーカブルなまちづくりに向け、駅からまちなかへの動線、ほこみち（歩行者利便増進道路）制度の活用や空き店舗の活用、マルシェの開催などにより、まちなかの回遊性と滞在性の向上を目指した、歩いて楽しい、賑わいのあるまちづくりを図ります。
- ・賑わいのある、安全安心で心地よい市街地づくりと、歴史的建造物や西川材を生かした景観まちづくりを推進します。
- ・国道299号（都市計画道路青木大久田線）沿道は、国道の都市間幹線道路機能を生かした沿道商業地の形成を図ります。
- ・中心市街地における緑地不足解消に向けて、公共空間や民間空地の活用を含めた広場やポケットパーク等の整備を図ります。

■住宅地

- ・図書館、博物館及び中央公園は市民及び来訪者が集う憩いの場であるとともに、飯能第一小学校の建替及び複合化施設の整備により、住民の活動支援、行政サービスの提供など準中心拠点として機能の充実を図ります。
- ・東町、柳町、仲町、南町、栄町周辺は駅に近い立地特性を生かした土地の高度利用による中高層住宅の立地を促進し、定住人口の増加を図ります。
- ・山手町、本町、八幡町、新町、稲荷町、原町周辺は、オープンスペースを確保した中低層住宅地としての市街地形成を図ります。
- ・飯能、久下、中山周辺や永田台、茜台は、戸建て住宅や周辺環境と調和した低層住宅の立地する緑豊かな住宅地としての市街地形成を図ります。
- ・市街地における耕作放棄地や生産緑地の指定解除を見据え、効果的な利活用の方法を検討します。

■工業地

- ・飯能大河原工業団地は、周囲を緑に囲まれた計画的な開発による工業団地であり、産業拠点として引き継ぎ機能維持に努めます。
- ・飯能駅南口周辺は、周辺の住宅地に配慮した環境と調和した工業地としての形成を図りつつ、駅に近い特性を生かした土地利用の促進を図ります。

■公園・緑地

- ・中央公園や茜台地区内の公園・緑地は、市民憩いの場として維持保全を図ります。

■農住地

- ・地区西部の入間川流域に形成された集落と農地が一体となった農住地は、自然と調和した生活空間と周囲の環境保全を図ります。
- ・第二区地区行政センター周辺は、住民の活動支援及び住民への行政サービスの提供を図る地域拠点として機能充実を図ります。

■里山林地

- ・緑豊かな丘陵と里地里山の自然景観を観光資源として生かし、メッツア・宮沢湖周辺と飯能河原・天覧山周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺を結ぶ「都市回廊空間」を形成し、市民及び来訪者の安らぎ・ふれあいの場としての活用を図ります。
- ・緑地の有する公益的機能や自然環境の特性を踏まえつつ、その保全・整備を図るとともに、自然体験や環境学習など自然とのふれあいの場としての利用を促進します。
- ・天覧山・多峯主山周辺などの良好な景観を持つ緑地の保全を図るとともに、豊かな自然環境が生み出す、生物多様性の保全に取り組みます。
- ・自然環境や農業環境に配慮した、人と自然にやさしい緑地としてのゴルフ場の保全を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・環状道路は、市街地の外郭を形成し、中心市街地へ流入する通過交通の分散、中心市街地を経由せずに東西南北の広域連携軸へ連結する道路として整備し、スムーズな交通誘導を図ります。
- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通のほか、周辺地域と中心市街地を連結する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、災害時の迂回ルートや観光ルートとして、車道の拡幅や歩道空間の整備など改良整備を図ります。
- ・中心市街地では、都市計画道路久下六道線、飯能駅前通り線をはじめ、飯能銀座通りなど居心地が良く歩きたくなるウォーカブルな道路空間整備に向けて、歩行者が安全安心に通行できる無電柱化やバリアフリー化、自転車通行帯などの整備を図ります。
- ・都市計画道路中央通り岩根橋線の改良整備を推進し、ゆとりとうるおいのある道路空間を創出するとともに、歩行者の安全性の向上を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭い道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。
- ・市街地における交通手段の柱として、徒步と自転車利用を位置付け、安全で快適に利用できる空間の整備を図ります。
- ・市が指定した災害時の緊急輸送道路等、優先順位を明確にした幹線道路の維持整備を図ります。
- ・長期にわたり整備が行われていない都市計画道路については、社会状況の変化等を勘案し、適切な見直しを図ります。
- ・飯能駅及び東飯能駅の駅前交通広場は、市民及び来訪者などの利用や路線バスなどの運行が円滑になるよう、適切な維持管理を図ります。

■公共交通(鉄道・路線バスほか)

- ・本市の玄関口である飯能駅及び東飯能駅は、通勤客や観光客などの利便性向上を図るとともに、路線情報や市内観光情報等の提供の場として利便性の向上を図ります。
- ・飯能駅、東飯能駅周辺の中心拠点と市内の各拠点を結ぶため、交通事業者と連携して路線バスの維持確保及び利用促進に向けた取組を進めます。
- ・コミュニティバス(おでかけむーま号)の利用促進により、運行の維持確保を図ります。
- ・公共交通を補完する二次交通手段としてのマイクロモビリティなどの導入に向けた取組を図ります。

③ 都市施設整備の方針

■都市公園、都市緑地・緑道

- ・近隣公園の中央公園、龍崖山公園は市民の憩いの場として維持保全を図ります。
- ・市街地内に整備されている街区公園の維持保全を図るとともに、非常時や災害時に応じた避難機能をはじめとする防災機能の向上を図ります。
- ・指定管理者制度や Park-PFI などの民間のノウハウや技術を生かした質の向上、利便性の向上を図ります。
- ・茜台地区の茜台緑地、龍崖山緑地、駒坂緑地の適切な維持保全を図ります。
- ・公園の種類や機能に応じた整備を図るとともに、利用圏域に配慮したバランスの取れた配置・整備を図ります。

■その他の都市施設

- ・下水道は、公共下水道事業計画に基づき、公共下水道の整備及び維持管理を図ります。また、下水道施設の耐震化や長寿命化を進め、安全、安心で持続可能な下水道事業に取り組むとともに、浸水被害軽減に向けて公共下水道(雨水)の整備や既存施設の改良などを図ります。
- ・都市施設であるごみ処理施設として、飯能市クリーンセンターの維持管理を図ります。
- ・都市施設である火葬場は、飯能市・狭山市・日高市の3市で構成する広域飯能斎場組合により稼働していますが、施設の老朽化や高齢化による需要増などに対応するため施設の更新を図ります。

④ 水と緑のまちづくりの方針

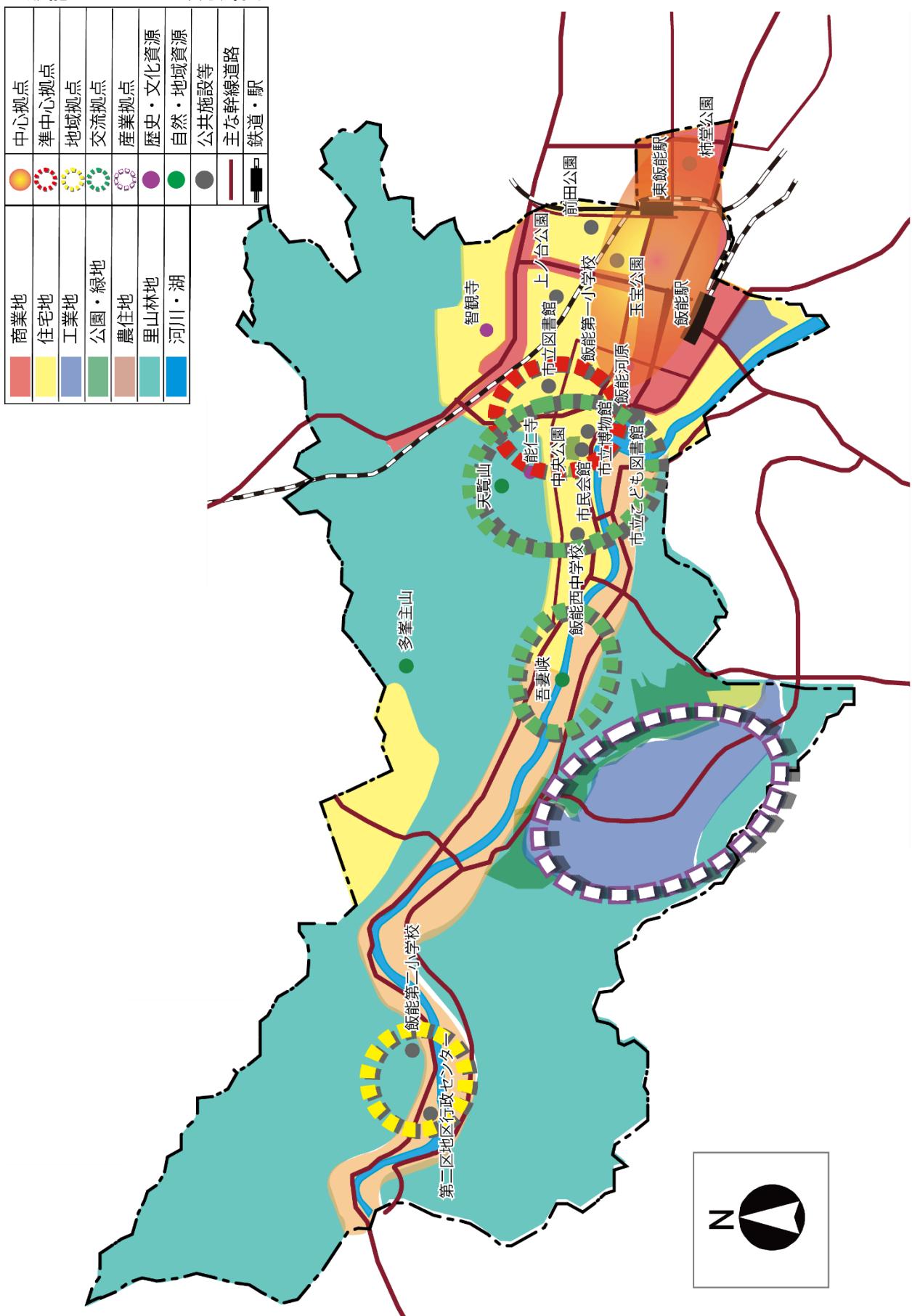
- ・飯能河原・天覧山周辺、吾妻峡周辺を観光振興にも寄与する交流拠点としての形成を図ります。
- ・入間川沿いは観光客が身近に感じる水辺空間となるよう、生態系の保全に努め、河川沿いの遊歩道などを活用した親水性の向上を図ります。
- ・景観緑地の指定やさいたま緑のトラスト保全地の指定などにより保全されている飯能河原・天覧山周辺、吾妻峡周辺は自然環境や景観と調和した保全を図ります。
- ・飯能河原は、自動車によるアクセスや観光マナーなどの課題解決に向けて対処し、環境整備や観光スポットとしての新たな魅力の創出を図ります。
- ・天覧山周辺は、能仁寺、多峯主山や吾妻峡などを巡るハイキングコースとして維持し、活用を図ります。
- ・飯能河原・天覧山周辺は、市街地を囲むように点在する交流拠点をつなぐ「都市回廊空間」のネットワーク強化を図ります。

- ・観光客が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。
- ・道路、駅構内や駅前交通広場などの公共施設の緑化を推進し、森林文化を感じられるうるおいのある市街地環境の形成を図ります。

⑤ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・中心市街地は、本市の玄関口にふさわしい景観づくりを進めるとともに、居心地が良く歩きたくなるウォーカブルなまちにふさわしい道路空間の創出や無電柱化の促進を図ります。
- ・中心市街地における良好な景観形成のまちづくりを実現するために、形態・意匠など一定のルールを定めた景観法に基づく「景観形成重点地区」の追加指定に向けた取組を検討します。
- ・歴史的建造物や西川材を生かした景観まちづくりを推進します。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する街並み景観の形成を図ります。
- ・市街地景観形成のため、緑地の確保や地区計画によるまちづくりの推進を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路は、街路灯や屋外広告物、道路占用物などについて景観に配慮した道路空間の創出を図ります。

■飯能地区まちづくり方針図



(3) 精明地区まちづくり構想

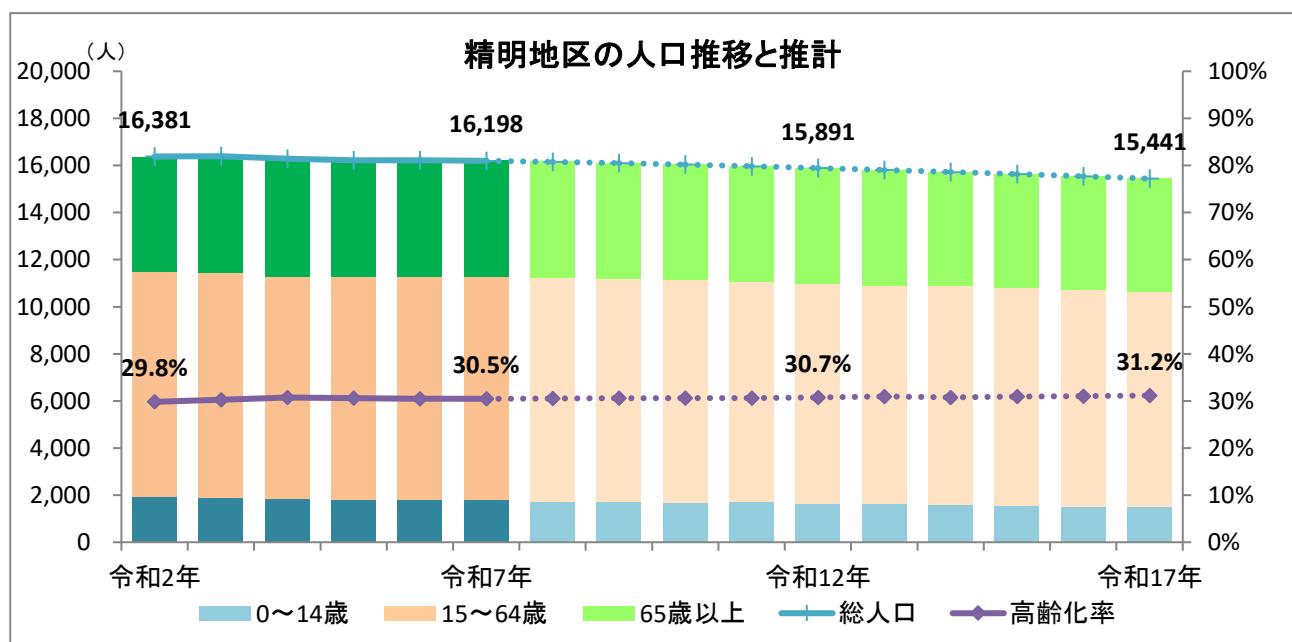
1) 地区の概況

■精明地区位置図



	面積		人口		密度	世帯	
	ha	%	人	%	人/km ²	世帯	人/世帯
精明地区	1,193.7	6.2	16,198	20.8	1,357	7,579	2.1
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

精明地区は、本市の東部に位置し、東飯能駅の東には市役所のほか、国・県の行政機能が集積しているとともに、住宅・商業・工業系用途が市街地に形成されており、一部では土地区画整理事業も施行されています。また、市街地北部には里山林地が形成され、宮沢湖畔には北欧のライフスタイルを体験できるテーマパーク「メッツァ」があり、東部は平坦地で形成され、農用地区域に指定されている広大な農地が広がっています。首都圏中央連絡自動車道狭山日高 IC 周辺エリアは、一部を産業系 12 号区域に指定しており、企業の立地誘導を進めています。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 生活環境と産業等が調和した安心できるまちづくり
- ◆ 交通機能の充実
- ◆ 豊かな自然と田園集落環境の保全と活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 生活環境と産業等が調和した安心できるまちづくり
 - ・商業サービス機能の充実
 - ・住宅地と工業地の調和と整備保全
 - ・土地利用の増進
 - ・誰もが住みたくなる安全安心な定住環境の整備
 - ・医療、保健、福祉サービス機能の充実
- ◆ 交通機能の充実
 - ・日常生活の交通手段の確保
 - ・路線バス、コミュニティバスの利便性の強化
 - ・幹線道路の整備
- ◆ 豊かな自然と田園集落環境の保全と活用
 - ・田園環境基盤の整備・充実
 - ・美しい農村景観の保全と創出
 - ・産業誘導エリアへの産業の新たな立地の検討
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
 - ・宮沢湖畔や南小畔川周辺の水辺環境の保全と活用
 - ・ゴルフ場など民間施設の緑地としての保全と活用

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■商業地

- ・東飯能駅東口周辺は、駅に近い立地条件を生かし、商業・サービス施設などの集積を図り、賑わいのある中心拠点の形成を図ります。
- ・国道 299 号(都市計画道路久下六道線)及び都市計画道路阿須小久保線沿道は、利便性の高い沿道商業地の形成を図ります。
- ・国道 299 号(都市計画道路青木大久田線)及び都市計画道路阿須小久保線の交差部周辺は、首都圏中央連絡自動車道狭山日高 IC への交通アクセスの利点を生かした戦略的活性化エリアとしての利活用を検討します。

■住宅地

- ・市役所周辺は、行政サービス機能の充実を図るとともに、緑やオープンスペースを確保した準中心拠点の形成を図ります。
- ・双柳東部周辺は商業・サービス機能が集積する準中心拠点の形成を図ります。
- ・土地区画整理事業区域や地区整備計画区域は、都市計画道路や公共下水道の整備を優先的に進め、居住環境の整備を図ります。
- ・双柳・青木地区は、周辺環境と調和したゆとりある低層住宅の立地する緑豊かな住宅地としての形成を図ります。
- ・都市基盤が整備された地域については、良好な住環境を保全するとともに、震災に強い安全安心な住まいづくりの促進を図ります。
- ・住宅系と工業系が混在している地域においては、土地区画整理事業の進捗に合わせて用途地域の見直しを検討します。
- ・市街地における耕作放棄地や生産緑地の指定解除を見据え、効果的な利活用の方法を検討します。

■工業地

- ・新光・双柳地区は、周辺の住宅地に配慮した、環境と調和する工業地としての維持を図ります。

■農業地

- ・東部の優良農地の保全と農村集落の生活道路・排水処理などの環境整備を進め、田園景観や環境と調和した土地利用を図ります。
- ・市営住宅の建替や用地の利活用に合わせて、住宅や公共施設への検討や公園・緑地の確保など、住民の交流の場として活用できるよう整備を図ります。
- ・市民及び来訪者を対象にした、農業振興、観光振興に資する販売所などの設置が促進されるよう、休耕地の活用を図ります。

■里山林地

- ・緑豊かな丘陵と里山の自然風景を観光資源として生かし、宮沢湖畔の「メッツア」は、「都市回廊空間」を形成する交流拠点として、市民及び来訪者の安らぎ・ふれあいの場としての活用を図ります。
- ・ゴルフ場は、自然環境や農業環境に配慮した人と自然にやさしい緑地としての保全を図ります。

■産業誘導エリア

- ・首都圏中央連絡自動車道狭山日高 IC 周辺は、立地条件を生かし、周辺環境との調和維持を図りつつ、新たな産業立地手法を検討し、企業誘致を進めます。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・環状道路は、市街地の外郭を形成し、中心市街地へ流入する通過交通の分散、中心市街地を経由せずに東西南北の広域連携軸へ連結する道路として整備し、スムーズな交通誘導を図ります。
- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通のほか、周辺地域と中心市街地を連結する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、災害時の迂回ルートや観光ルートとして、車道の拡幅や歩道空間の整備など改良整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭い道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。
- ・阿須小久保線の早期完成を図るとともに、東西に走る久下六道線の改良整備を推進し、市街地の渋滞解消や安全性の向上を図ります。
- ・双柳北部地区計画区域は、地区整備計画に基づき安全な生活道路の早期整備を図ります。
- ・市街地における交通手段の柱として、徒歩と自転車利用を位置付け、安全で快適に利用できる空間の整備を図ります。
- ・長期にわたり整備が行われていない都市計画道路については、社会状況の変化等を勘案し、適切な見直しを図ります。

■公共交通(鉄道・路線バスほか)

- ・市内の各拠点を結ぶため、交通事業者と連携して路線バスの維持確保及び利用増進に向けて取り組みます。
- ・飯能駅と宮沢湖周辺を連絡するバス路線については、地域住民の移動手段の確保のため、交通事業者と連携し維持確保を図ります。
- ・コミュニティバス(おでかけむーま号)の利用促進に努めるとともに、最適な路線設定を検討することで、持続可能な運行の維持確保を図ります。

③ 都市施設整備の方針

■都市公園・都市緑地

- ・地区内に整備されている街区公園の維持保全を図るとともに、非常時や災害時に対応した避難機能をはじめとする防災機能の向上を図ります。
- ・指定管理者制度や Park-PFI などの民間のノウハウや技術を生かした質の向上、利便性の向上を図ります。
- ・市街地における公園不足地域の解消に向け、土地区画整理事業などと合わせて街区公園などの整備を図ります。
- ・公園の種類や機能に応じた整備を図るとともに、利用圏域に配慮したバランスの取れた配置・整備を図ります。

■他の都市施設

・下水道は、公共下水道事業計画に基づき、土地区画整理事業と合わせて公共下水道の整備及び維持管理を図ります。また、下水道施設の耐震化や長寿命化を進め、安全、安心で持続可能な下水道事業に取り組むとともに、浸水被害軽減に向けて公共下水道(雨水)の整備や既存施設の改良などを図ります。

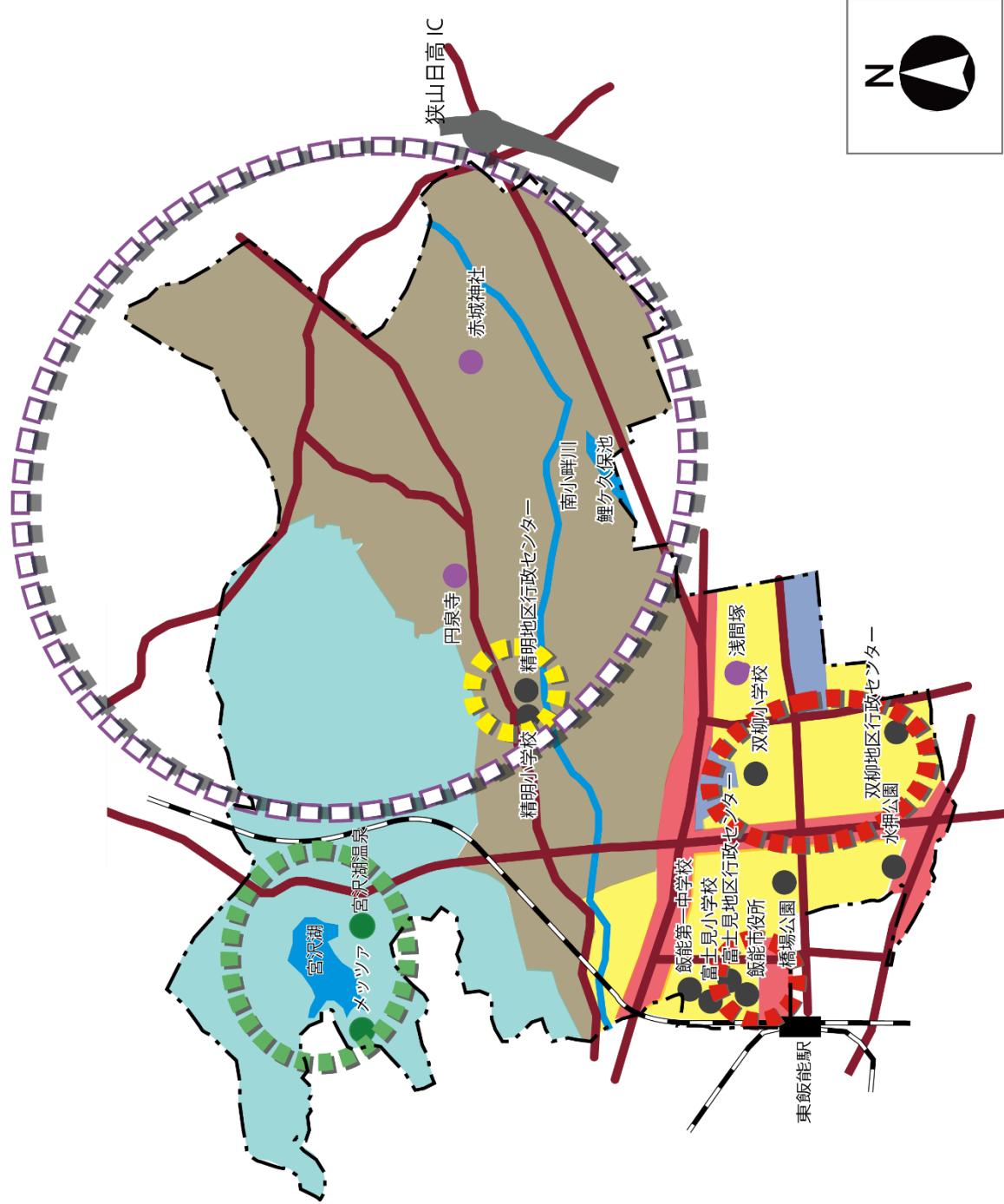
④ 水と緑のまちづくりの方針

- ・メッツア・宮沢湖周辺を観光振興にも寄与する交流拠点としての形成を図ります。
- ・南小畔川は、水質浄化や川に沿った散策道、休憩広場の設置、河岸林の植樹や花の植え込みなどにより、地域住民にとってより身近に感じる空間となるよう親水性の向上や周辺環境と調和する景観形成や防災機能の向上を図ります。
- ・メッツア・宮沢湖周辺は、飯能河原・天覧山周辺、トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺とともに「都市回廊空間」のネットワーク強化を図ります。
- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。

⑤ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・宮沢湖周辺地区は、景観形成重点地区として奥武蔵自然歩道をはじめ、湖や緑地、田園風景が創り出すのどかな自然景観が広がる地域の魅力を創出します。
- ・郊外の農業環境と居住環境が調和した安らぎとうるおいが感じられる田園風景の形成を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する街並み景観の形成を図ります。
- ・市街地景観形成のため、緑地の確保や地区計画によるまちづくりの推進を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路は、街路灯や屋外広告物、道路占用物などについて景観に配慮した道路空間の創出を図ります。

■精明地区まちづくり方針図



■ 商業地
■ 住宅地
■ 農業地
■ 工業地
■ 里山林地
■ 河川・湖
● 歴史・文化資源
● 自然・地域資源
● 公共施設等
● 準中心拠点
● 地域拠点
● 交流拠点
● 産業拠点 (産業誘導エリア)
— 主な幹線道路
- - 鉄道・駅

(4) 加治地区まちづくり構想

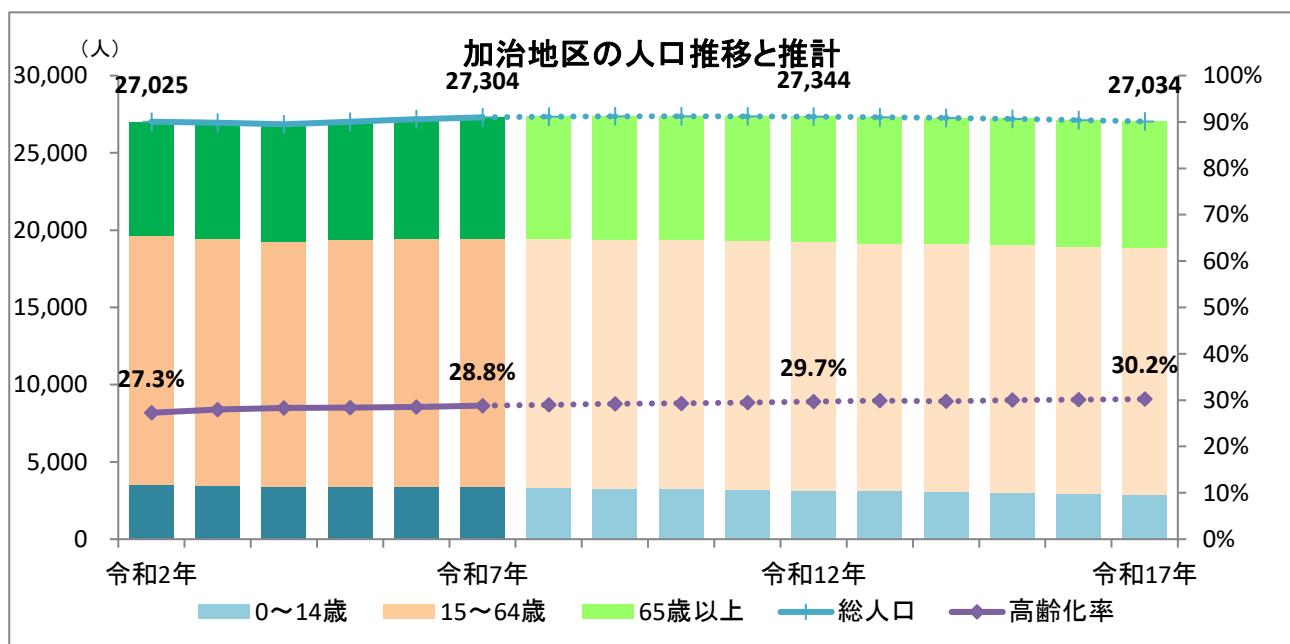
1) 地区の概況

■加治地区位置図



	面積		人口		密度 人/km ²	世帯	
	ha	%	人	%		世帯	人/世帯
加治地区	885.2	4.6	27,304	35.0	3,085	12,197	2.2
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

加治地区は、本市の南東部に位置し、地区の中央には入間川と成木川が流れしており、北部は市街地、南部は加治丘陵などにより形成されています。東部では、現在3地区の土地区画整理事業が施行中であり、入間市に隣接した西武池袋線・元加治駅の周辺では、市街地整備が進められています。また、入間川と成木川に挟まれた住宅地には、計画的に開発整備された美杉台団地が形成されており、東部の入間川沿岸には、市内外からの人気スポットであるトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園や阿須運動公園、岩沢運動公園のほか、駿河台大学などの教育施設が整備されています。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画における課題を反映しています。

- ◆ 暮らしやすくうるおいのある計画的なまちづくり
- ◆ 交通機能の充実
- ◆ 豊かな自然と調和した住環境の整備
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 暮らしやすくうるおいのある計画的なまちづくり
 - ・商業サービス機能の充実
 - ・計画的なインフラ基盤整備
 - ・誰もが住みたくなる安全安心な定住環境の整備
 - ・医療、保健、福祉サービス機能の充実
- ◆ 交通機能の充実
 - ・利用しやすい公共交通環境の整備
 - ・元加治駅南口の開設
 - ・幹線道路の整備
- ◆ 豊かな自然と調和した住環境の整備
 - ・地区計画による住環境整備
 - ・土地区画整理事業の促進
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
 - ・入間川沿岸の公共施設など交流施設の活用促進
 - ・都市回廊空間の更なる活性化
 - ・加治丘陵の保全と活用
 - ・入間川周辺の水辺環境の保全と活用

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■商業地

- ・元加治駅周辺は、商業・サービス施設などの集積を図り、賑わいのある準中心拠点の形成を図ります。
- ・都市計画道路阿須小久保線、川寺岩沢線、元加治駅北口駅前通り線、元加治駅南口駅前通り線及び久下六道線沿道は、商業・サービス施設などの立地を促進し、利便性の高い沿道商業地の形成を図ります。

■住宅地

- ・岩沢、笠縫、川寺地区周辺は、道路、公園など都市基盤の計画的な整備により、良好な住環境が確保された中低層住宅地の形成を図ります。
- ・前ヶ貫、矢嵐、征矢町地区周辺は、周辺環境と調和した低層住宅の立地する緑豊かな住宅地としての市街地形成を図ります。
- ・美杉台地区は、街並みの美しい、環境と共生する緑豊かな住宅地としての保全を図ります。
- ・元加治駅周辺は、駅に近い特性を生かして土地の高度利用による中高層住宅の立地を促進し、定住人口の増加を図ります。
- ・土地区画整理事業区域及び地区整備計画区域は、幹線道路と公共下水道の整備を優先的に進めながら、宅地利用増進を図ります。
- ・基盤整備された地域については、良好な住環境を保全するとともに、震災に強い安全安心な住まいづくりを図ります。
- ・用途地域が混在している地域や幹線道路沿道においては、土地区画整理事業などの進捗に合わせて用途地域の見直しを検討します。
- ・市街地における耕作放棄地や生産緑地の指定解除を見据え、効果的な利活用の方法を検討します。

■農住地

- ・農地の保全と集落内の生活道路などの環境整備を進め、田園景観や自然環境と調和した土地利用の維持を図ります。
- ・一般県道富岡入間線沿道は、加治丘陵の自然環境が保全され、緑豊かな景観が形成されるような土地利用の維持を図ります。

■公園・緑地

- ・地区公園であるトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園や美杉台公園のほか、近隣公園であるあさひ山展望公園、運動公園である阿須運動公園の維持保全を図ります。
- ・美杉台地区に点在する都市緑地の維持保全を図ります。
- ・岩沢運動公園は、周辺の河川環境との調和を図りつつ、市民憩いの場・スポーツ活動の場として保全活用を図ります。

■里山林地

- ・豊かな自然を感じる丘陵地は、自然環境の保全を図りつつ、丘陵を散策できる自然とのふれあいの場として活用を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・環状道路は、市街地の外郭を形成し、中心市街地へ流入する通過交通の分散、中心市街地を経由せずに東西南北の広域連携軸へ連結する道路として整備し、スムーズな交通誘導を図ります。
- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通のほか、周辺地域と中心市街地を連結する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、災害時の迂回ルートや観光ルートとして、車道の拡幅や歩道空間の整備など改良整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭あい道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。
- ・市が指定した災害時の緊急輸送道路等、優先順位を明確にした幹線道路の維持整備を図ります。
- ・阿須小久保線の早期完成を図るとともに、東西に走る久下六道線へのアクセス性の向上を図り、市街地の渋滞解消や安全性の向上を図ります。
- ・阿須小久保線の整備に合わせ、川寺岩沢線の整備を進め、一般県道二本木飯能線へのアクセス性の向上を図ります。
- ・土地区画整理事業や地区整備計画の進捗と合わせ、元加治駅北口駅前通り線や元加治駅南口駅前通り線などの整備を進めます。
- ・元加治駅南口の開設と南北駅前交通広場の整備を関係機関と連携して進め、市民及び来訪者の利便性の向上を図ります。
- ・市街地における交通手段の柱として、徒歩と自転車利用を位置付け、安全で快適に利用できる空間の整備を図ります。
- ・長期にわたり整備が行われていない都市計画道路については、社会状況の変化等を勘案し、適切な見直しを図ります。

■公共交通(鉄道・路線バスほか)

- ・飯能駅から地区内を運行するバス路線については、交通事業者と連携し、維持確保を図ります。
- ・市内の主要拠点からトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺拠点へのアクセス性の向上のための移動手段の確保を検討します。
- ・土地区画整理事業の進捗による新たな道路の開通や元加治駅南口の開設により交通環境が変化することに合わせて、コミュニティバス(おでかけむーま号)の運行内容の検討を図ります。

③ 都市施設整備の方針

■都市公園、都市緑地

- ・地区公園であるトーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園や美杉台公園のほか、近隣公園であるあさひ山展望公園、運動公園である阿須運動公園の維持保全を図ります。
- ・美杉台地区に点在する都市緑地の維持保全を図るとともに、岩沢運動公園は、周辺の河川環境との調和を図りつつ、市民憩いの場・スポーツ活動の場として保全活用を図ります。
- ・地区内に整備されている街区公園の維持保全を図るとともに、非常時や災害時に応じた避難機能をはじめとする防災機能の向上を図ります。
- ・指定管理者制度や Park-PFI などの民間のノウハウや技術を生かした質の向上、利便性の向上を図ります。

- ・市街地における公園不足地域の解消に向け、土地区画整理事業などと合わせて街区公園などの整備を図ります。
- ・公園の種類や機能に応じた整備を図るとともに、利用圏域に配慮したバランスの取れた配置・整備を図ります。

■その他の都市施設

- ・下水道は、公共下水道事業計画に基づき、土地区画整理事業と合わせて整備及び維持管理を図ります。また、下水道施設の耐震化や長寿命化を進め、安全、安心で持続可能な下水道事業に取り組むとともに、浸水被害軽減に向けて公共下水道(雨水)の整備や既存施設の改良などを図ります。
- ・下水道終末処理場である浄化センターについては、施設の適切な維持を図ります。
- ・汚物処理施設である環境センターについては、施設の適切な維持を図ります。

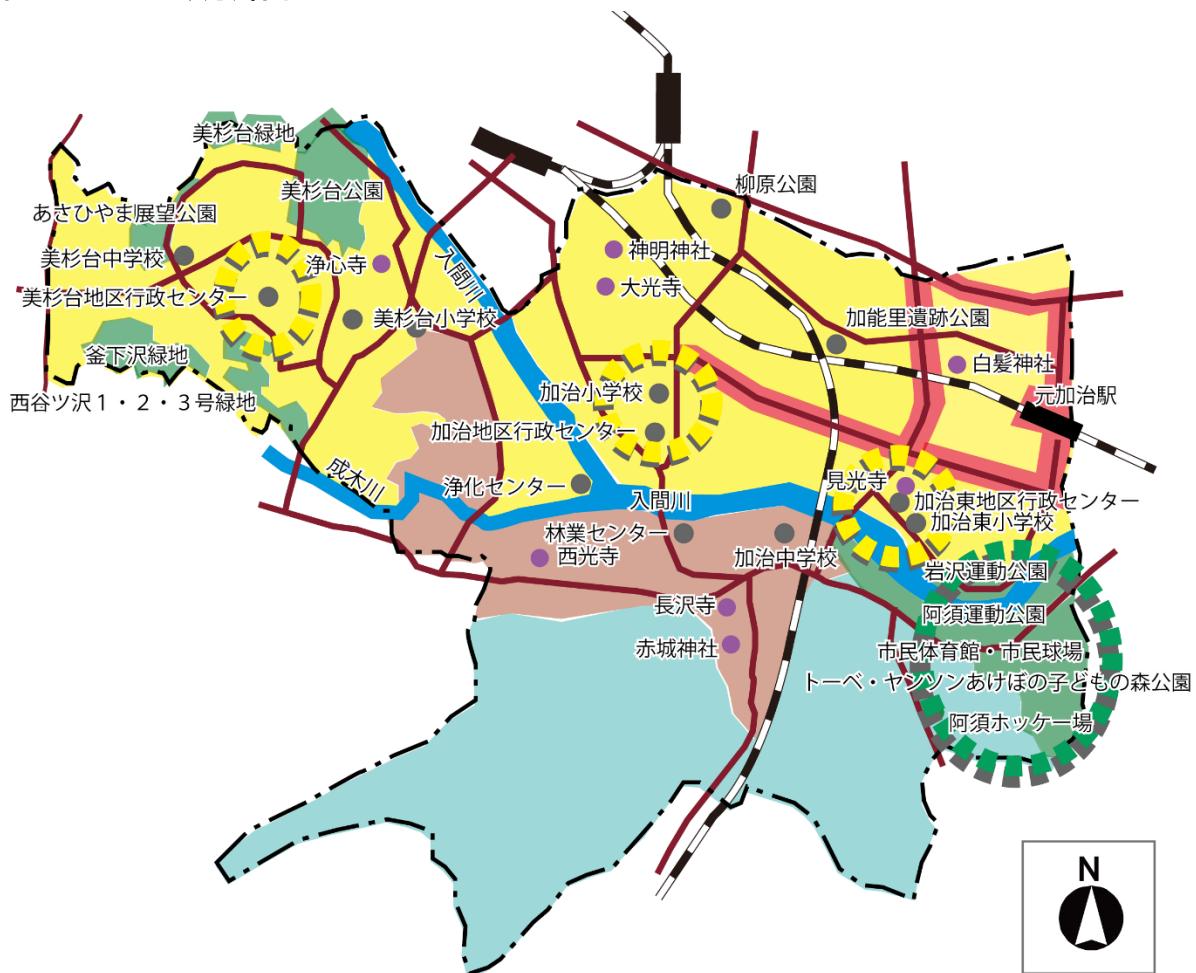
④ 水と緑のまちづくりの方針

- ・トーベ・ヤンソンあけぼの子どもの森公園周辺は、市民の憩いやスポーツ・レクリエーションの場として交流拠点の形成を図ります。また、市街地を囲むように存在する交流拠点とともに「都市回廊空間」のネットワーク強化を図ります。
- ・成木川は、曼珠沙華などが咲く自然環境を生かした水辺空間の形成を図ります。
- ・飯能河原から入間市に至る入間川沿いや成木川沿いに水辺の散策ルートの活用を図り、親水性の向上を推進します。

⑤ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・加治丘陵周辺の集落地は自然景観と一体となった里地里山の景観形成の維持を図ります。
- ・美杉台の街路樹や丘陵台地からの良好な眺望の保全を意識した景観形成を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する街並み景観の形成を図ります。
- ・市街地景観形成のため、緑地の確保や地区計画によるまちづくりの推進を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路は、街路灯や屋外広告物、道路占用物などについて景観に配慮した道路空間の創出を図ります。

■加治地区まちづくり方針図



	商業地
	住宅地
	農住地
	里山林地
	公園・緑地
	河川
	歴史・文化資源
	自然・地域資源
	公共施設等
	地域拠点
	交流拠点
	主な幹線道路
	鉄道・駅

(5) 南高麗地区まちづくり構想

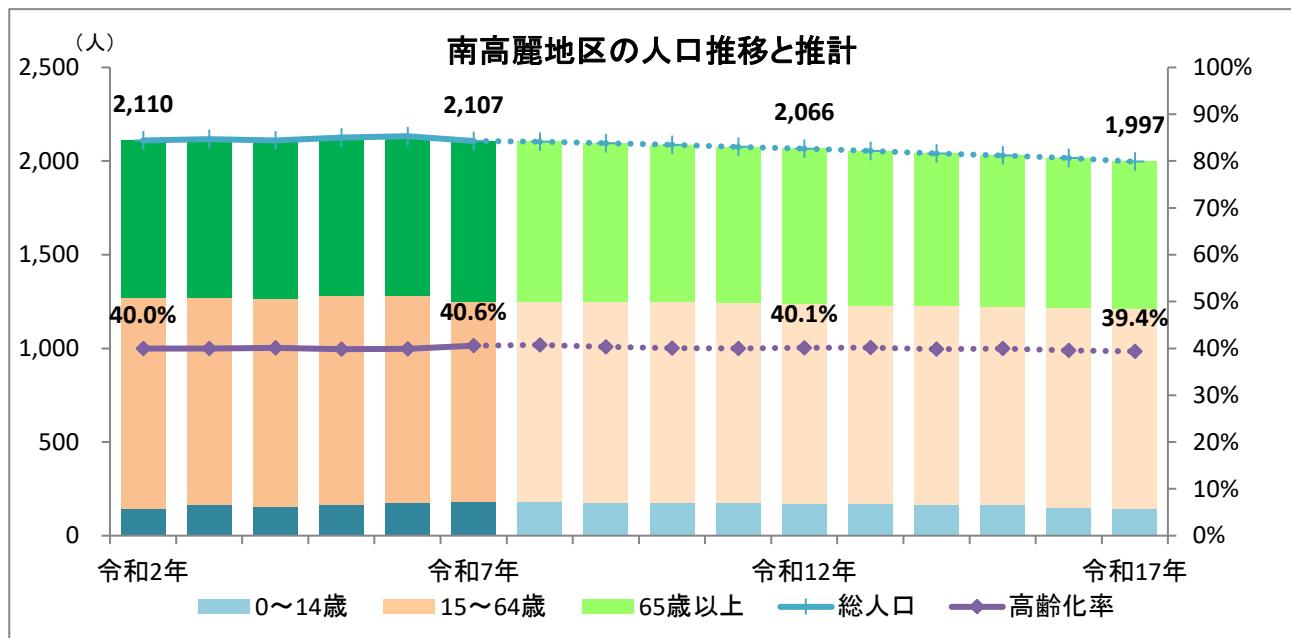
1) 地区の概況

■南高麗地区位置図



	面積		人口		密度	世帯	
	ha	%	人	%	人/km ²	世帯	人/世帯
南高麗地区	1,487.3	7.7	2,107	2.7	142	946	2.2
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

南高麗地区は、本市の南部に位置し、東西約9km、南北約4kmの細長い形状をしています。地区東西を横断して成木川と直竹川が流れしており、その流域や支流に集落が形成されています。地区内にはカタクリ群生地やモリアオガエル生息地のほか、長光寺や富士浅間神社などの社寺・史跡が存在し、農地と里山に囲まれた田園風景を見渡すことができます。また、地区行政センター・小・中学校、診療所などがある地区を地域の拠点とともに、農地を活用した“農のある暮らし”「飯能住まい」制度により移住・定住施策を展開し、地域コミュニティの維持を図っています。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 豊かな自然と清流の保全・活用
- ◆ 公共交通の維持確保
- ◆ 自然と共生する暮らしと安心できる居住環境の形成
- ◆ 自然災害などに対する防災対策

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 豊かな自然と清流の保全・活用
 - ・河川周辺の水辺環境の保全と活用
 - ・里山景観、農村景観の保全
- ◆ 公共交通の維持確保
 - ・地域住民に便利な公共交通の維持・確保
 - ・高齢者の移動手段の確保
 - ・市街地や周辺地域との交流を促進させる公共交通の充実
- ◆ 自然と共生する暮らしと安心できる居住環境の形成
 - ・農業、林業環境の維持保全
 - ・森林の保水機能、レクリエーション機能、環境教育機能の向上
 - ・“農のある暮らし”「飯能住まい」制度の継続
 - ・安全安心な定住環境の整備
 - ・持続可能な地域コミュニティの維持
- ◆ 自然災害などに対する防災対策
 - ・自然災害の抑止、対応
 - ・山林火災対策や鳥獣被害対策

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■農住地

- ・南高麗小・中学校や南高麗福祉センターなどが立地する南高麗地区行政センター周辺を地域拠点として位置付け、公共施設や生活関連機能の充実を図ります。
- ・子どもたちが安心して遊べる広場などの確保を図るとともに、小学校周辺の生活道路の改良などを進め、安全な歩行空間の形成を図ります。
- ・既に工場が立地している沿道は、周辺の住宅地環境が良好に保たれるよう、住環境との調和に配慮した工業環境の維持を図ります。
- ・市街地に近接する豊かな自然環境に恵まれた地域特性を生かし、“農のある暮らし”「飯能住まい」制度の継続による地域コミュニティの活性化と定住の促進を図ります。

■山間集落地

- ・山間集落地は、環境と共生する伝統的な形態を生かしつつ、周辺の豊かな自然環境や農林業環境と調和した定住環境の形成を図ります。

■里山林地

- ・市街地に近接する赤根ヶ峰周辺の遊休地及び市有林を活用し、自然を体験できる場として活用を図ります。
- ・飯能市の中心市街地を取り囲む緑地の一環として保全を図りつつ、市民及び来訪者が身近な緑とふれあえる場として活用を図ります。

■森林地

- ・直竹川流域の山間集落地の水源かん養林として、生物多様性の保全を図ります。
- ・自然環境に配慮した人と自然にやさしい緑地としてのゴルフ場の保全を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通などを処理する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、道路空間の維持整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭あい道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。

■公共交通(路線バスほか)

- ・東飯能駅・飯能駅と地区内を連絡しているコミュニティバス(おでかけむーま号)の利用促進に努め、持続可能な運行を図ります。
- ・地区内のエコツーリズムのイベント等と連携し、路線バスの利用促進を図ります。

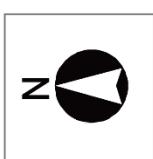
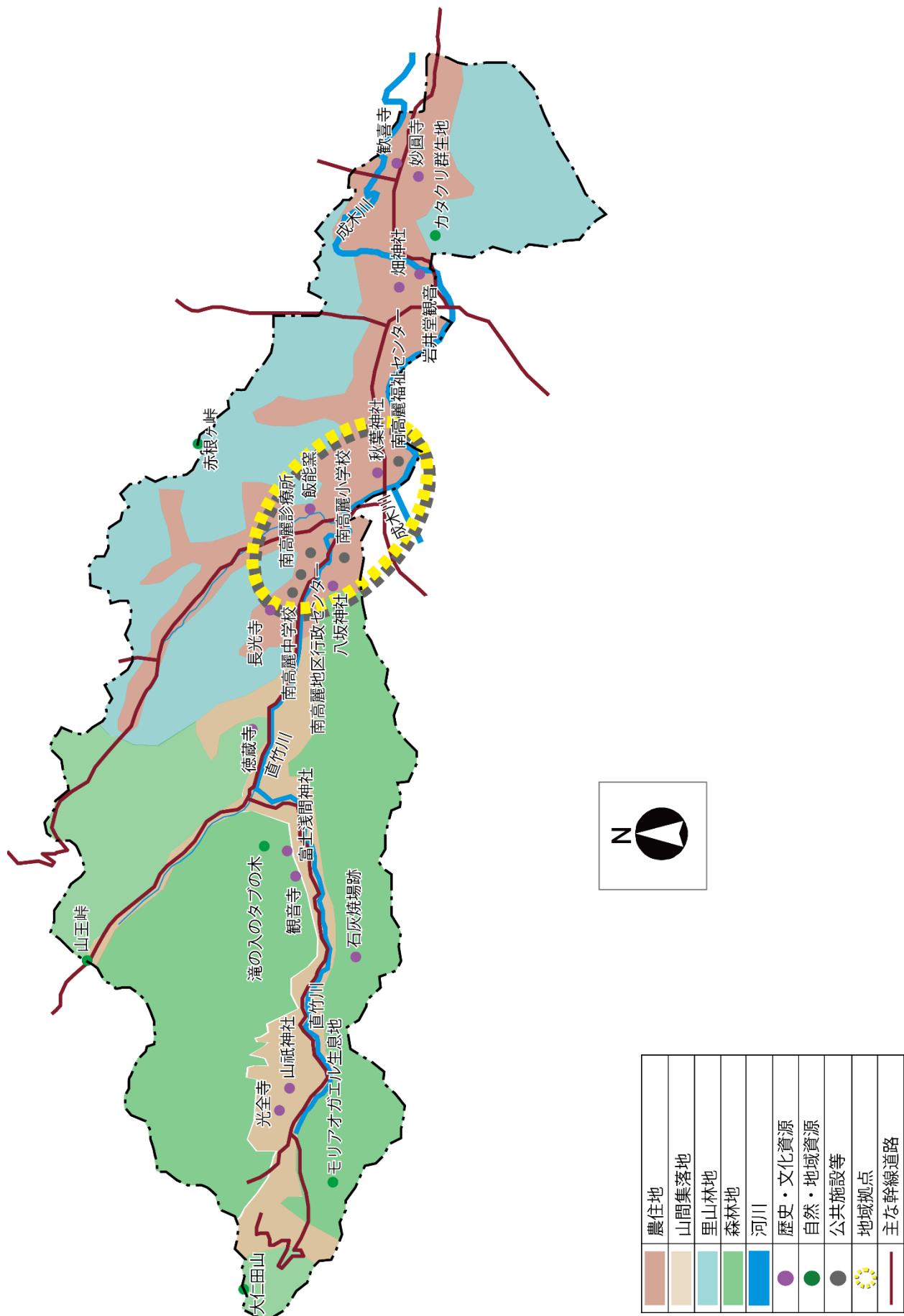
③ 水と緑のまちづくりの方針

- ・直竹川は、生態系に配慮した護岸整備や河川改修を促進し、水生動植物が生息できる水辺空間の形成を図ります。
- ・赤根ヶ崎周辺は、遊休地や市有林を活用した自然を体験できる場としての活用を図ります。
- ・自然や歴史、文化を体験しながら学び、保全にもつなげるエコツーリズムを水辺や里山で展開し、地域住民の活動の場を増やし、交流を促す環境の創出を図ります。
- ・「都市回廊空間」と連携し、山間地域の自然環境と都市環境が融合する回遊ネットワークの形成を図ります。
- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。

④ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・農地の適切な維持管理により、居住環境が融合した安らぎとうるおいが感じられる農山村風景の保全を図ります。
- ・西川材などの地域資源の活用により、後背地の自然景観と調和した集落地景観の形成を図ります。
- ・長光寺や富士浅間神社、石灰焼場跡(県史跡)などの歴史資源の保全や飯能窯などの地域文化資源を活用し、地域活性化を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する居住空間の形成を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路沿道は広葉樹化を進め、四季を感じる自然景観の創出を図ります。

■南高麗地区まちづくり方針図



農住地
山間集落地
里山林地
森林地
河川
歴史・文化資源
自然・地域資源
公共施設等
地域観点
主な幹線道路

(6) 吾野地区まちづくり構想

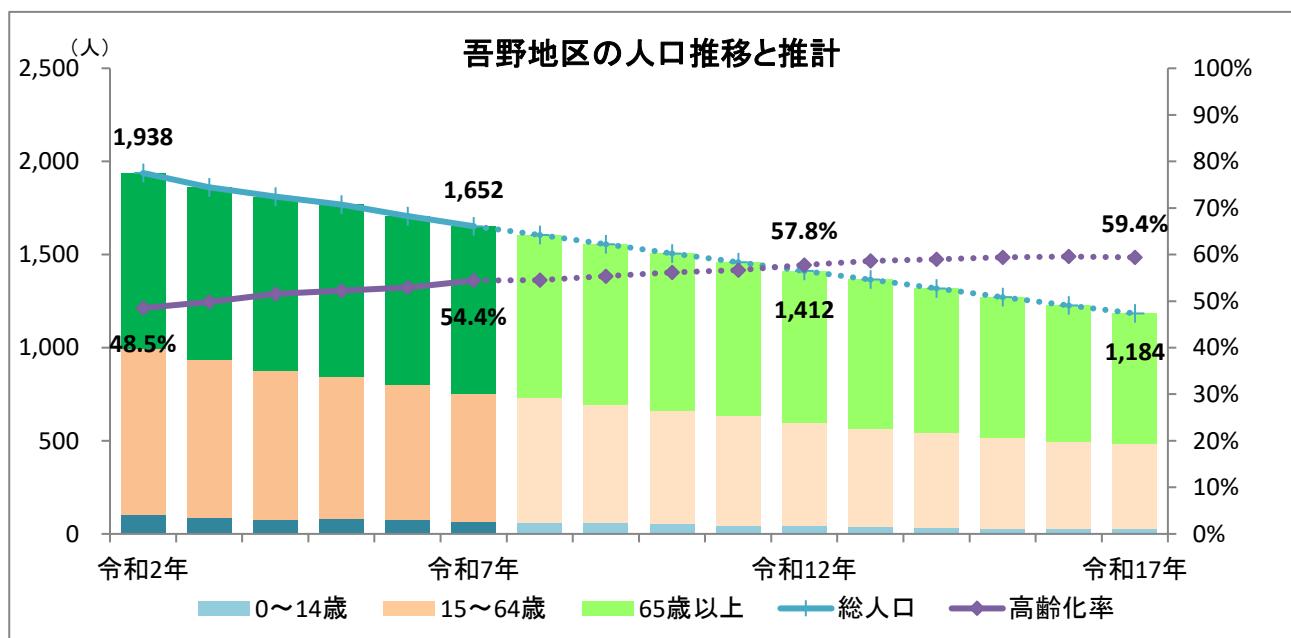
1) 地区の概況

■吾野地区位置図



	面積		人口		密度 人/km²	世帯	
	ha	%	人	%		世帯	人/世帯
吾野地区	3,457.2	17.9	1,652	2.1	48	902	1.8
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

吾野地区は、本市の北西端に位置し、豊かな森林に囲まれ、高麗川の流域や谷津沿いに集落地が形成されています。地区内には、西武線の吾野駅、西吾野駅、正丸駅があり、公共交通の軸として利用されているほか、市街地と秩父地域を結ぶ国道299号が高麗川沿いに通っています。

地区内には、伊豆ヶ岳や正丸峠、関八州見晴台の自然、地域資源のほか、子ノ権現、高山不動、秩父御嶽神社、吾野宿などの社寺・史跡が存在し、市外からもハイキングや川遊びを目的に多くの人が訪れています。

■地区の課題

地区的課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
- ◆ 公共交通の維持確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
- ◆ 自然災害などに対する防災対策

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
 - ・高麗川周辺の水辺環境、水源林の保全と活用
 - ・林業の再生と活性化による森林の保全・活用
 - ・就労場所の確保などによる若者の定住促進
 - ・飲料水の安定供給など山間地域の住環境の整備
- ◆ 公共交通の維持確保
 - ・鉄道を中心とした地域住民に便利な公共交通の維持・確保
 - ・駅周辺の機能強化
 - ・高齢者の移動手段の確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
 - ・廃校となった小学校の跡地活用
 - ・空家、空き地、遊休農地の解消と利活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
 - ・山間集落地や森林地の自然資源や歴史資源などを活用したエコツーリズムの展開
 - ・歴史的な宿場の街並みを中心とした交流拠点の充実
 - ・鉄道や国道299号を生かした広域交流の活性化
 - ・森林とのふれあい体験
- ◆ 自然災害などに対する防災対策
 - ・自然災害の抑止、対応
 - ・山林火災対策や鳥獣被害対策

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■山間集落地

- ・吾野駅周辺は、西川林業により育まれた歴史・文化が残り、宿場町の面影を感じる伝統的な街並みを保存・活用した交流拠点として位置付けるとともに、交流や定住にふさわしい居住環境の形成を図ります。
- ・西吾野駅周辺は、吾野地区行政センター、旧吾野小学校などが立地する三社地区を含め、吾野地区の地域拠点として位置付け、生活基盤の形成を図ります。また、休暇村奥武蔵周辺を交流拠点に位置付け、自然を体験する賑わいのある拠点の形成を図ります。
- ・駅周辺は、自動車・自転車利用の利便性を向上するため、駅のバリアフリー化や駅前交通広場、駐車場、駐輪場などの確保を図ります。
- ・国道 299 号沿道は、商業施設、観光施設、サービス施設などの適正な立地を促進し、花などによるうるおいと歴史ある秩父往還の雰囲気を感じられる街並みの形成を図ります。
- ・古民家や空家などを活用して、移住希望や二地域居住に対応する適切な誘導を行い、集落地の豊かな自然環境の中で暮らせる定住環境の形成を図ります。
- ・山間集落地は、環境と共生する伝統的な形態を生かしつつ、周辺の豊かな自然環境や農林業環境と調和した定住環境の形成を図ります。

■森林地

- ・西川材の生産地としての森林の育成及び管理、伐採などの林業振興を図ります。
- ・高麗川源流の水源地一帯は森林として保全を図ります。
- ・広葉樹の植林による水源かん養機能の向上や景観間伐などにより、集落地周辺の森林環境の形成を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通などを処理する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、道路空間の維持整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭あい道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。

■公共交通(鉄道ほか)

- ・鉄道路線について、市、交通事業者、地域が連携し、観光施策と連携した利用促進等により持続可能な運行を図ります。
- ・NPO 法人など地域主体の有償運送等により住民の移動手段を確保します。

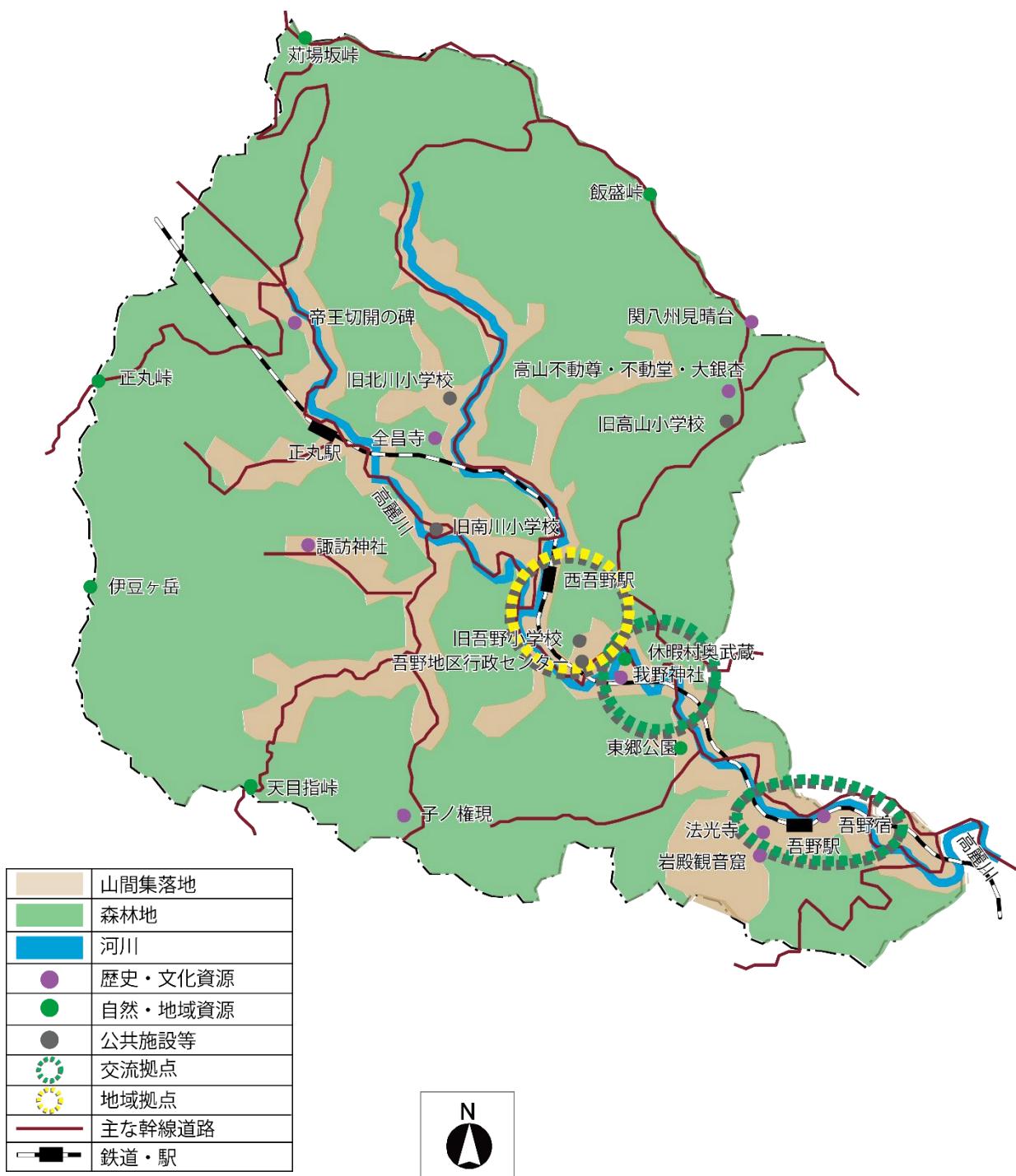
③ 水と緑のまちづくりの方針

- ・吾野宿周辺を交流拠点として位置付け、山々に分布する社寺・史跡を活用し、市民及び来訪者の憩いや自然体験の場、また観光レクリエーションの場として地域活性化を図ります。
- ・休暇村奥武蔵周辺を交流拠点と位置付け、市民及び来訪者が水辺に親しみ自然を体験とともに、賑わいのある拠点の形成を図ります。
- ・河岸環境の保全を図りつつ、キャンプ場やバーベキュー広場などが充実し、親水性の高い河川空間を市民及び来訪者が交流できる場として活用を図ります。
- ・河岸林の植樹や花の植え込みなどにより、国道 299 号からの眺望が、水辺と豊かな自然環境を感じる景観を形成するよう整備を図ります。
- ・「都市回廊空間」と連携し、山間地域の自然環境と市街地との都市環境が融合する回遊ネットワークの形成を図ります。
- ・山あいの家々を訪ねるふれあいツアーや、自然や歴史、文化を体験しながら学び、保全にもつなげるエコツーリズムの展開により住民活動の場を確保し、交流を促す環境の創出を図ります。
- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。

④ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・吾野宿の歴史的な街並みや吾野地区の木造公共建築物を保全し、歴史を感じる景観形成を図ります。
- ・豊かな森林景観を保全し、関八州見晴台などの自然景観資源を保全します。
- ・西川材などの地域資源の活用により、後背地の自然景観と調和した集落地景観の形成を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する居住空間の形成を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路沿道は広葉樹化を進め、四季を感じる自然景観の創出を図ります。

■吾野地区まちづくり方針図



(7) 東吾野地区まちづくり構想

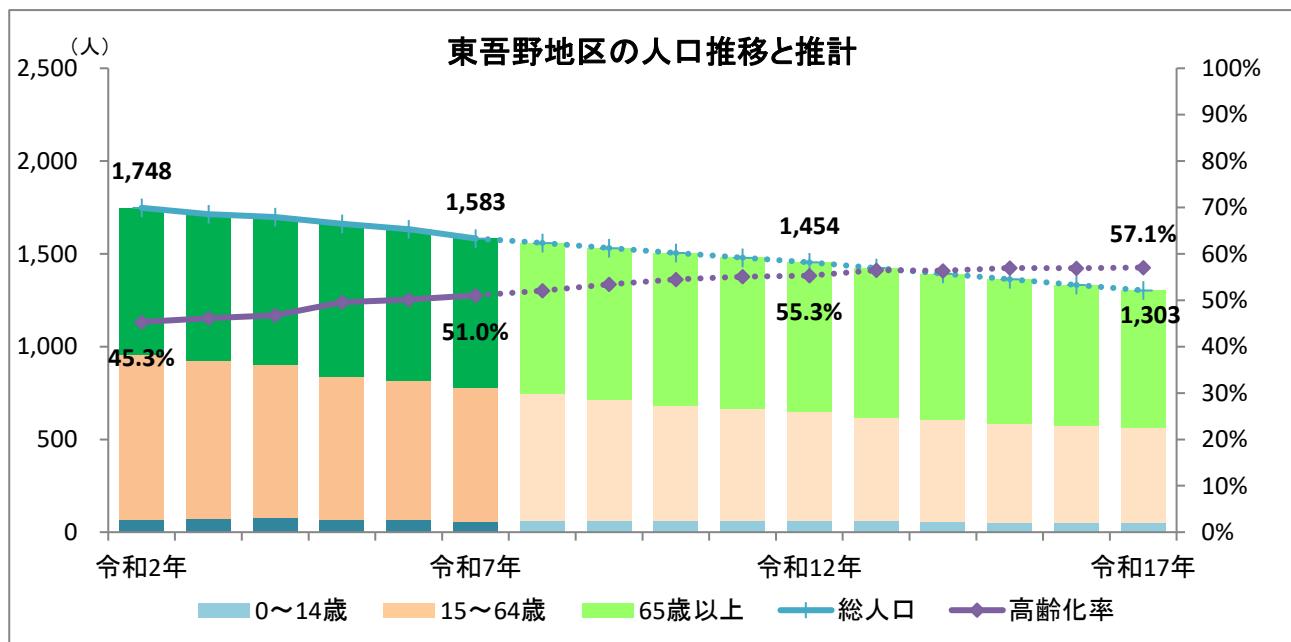
1) 地区の概況

■東吾野地区位置図



	面積		人口		密度 人/km²	世帯	
	ha	%	人	%		世帯	人/世帯
東吾野地区	1,999.7	10.4	1,583	2.0	79	791	2.0
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

東吾野地区は、本市の北西に位置し、豊かな森林に囲まれ、高麗川流域や谷津沿いに集落地が形成されています。地区内には、西武池袋線の東吾野駅があり、公共交通の軸として利用されているほか、市街地と秩父地域を結ぶ国道299号が高麗川沿いに通っています。また、地区には、顔振峠、ユガテ、天文岩などの自然、地域資源のほか、長念寺や福德寺などの社寺・史跡やふれあい農園が立地しています。隣接して西武池袋線の吾野駅(吾野地区)、武蔵横手駅(日高市)があります。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
- ◆ 公共交通の維持確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
- ◆ 自然災害などに対する防災対策

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
 - ・高麗川周辺の水辺環境の保全と活用
 - ・林業の再生と活性化による森林の保全・活用
 - ・就労場所の確保などによる若者の定住促進
 - ・飲料水の安定供給など山間地域の住環境の整備
 - ・福祉・医療サービスの充実
- ◆ 公共交通の維持確保
 - ・鉄道を中心とした地域住民に便利な公共交通の維持・確保
 - ・駅周辺の機能強化
 - ・高齢者の移動手段の確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
 - ・空家、空き地、遊休農地の解消と利活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
 - ・山間集落地や森林地の自然資源や歴史資源などを活用したエコツーリズムの展開
 - ・鉄道や国道299号を生かした広域交流の活性化
 - ・森林とのふれあい体験
- ◆ 自然災害などに対する防災対策
 - ・自然災害の抑止、対応
 - ・山林火災対策や鳥獣被害対策

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■山間集落地

- ・東吾野地区行政センター、東吾野医療介護センター、わせがく夢育高等学校などが立地する東吾野駅周辺を地域拠点として位置付け、公共施設や生活関連機能の充実を図ります。
- ・ふれあい農園周辺は、交流拠点として位置付け、農業体験や環境学習の場として充実とともに、市民及び来訪者が水辺に親しみ、交流が生まれる拠点として充実を図ります。
- ・奥武蔵小学校、奥武蔵中学校、吾野保育所などの立地する周辺は、こどもたちの安全な通学や送迎に向けて、交通環境の形成を図ります。
- ・駅周辺は、自動車・自転車利用の利便性を向上するため、駅のバリアフリー化や駅前交通広場、駐車場、駐輪場などの確保を図ります。
- ・国道 299 号沿道は、商業施設、観光施設、サービス施設などの適正な立地を促進し、花などによるうるおいと歴史ある秩父往還の雰囲気を感じられる街並みの形成を図ります。
- ・古民家や空家などを活用して、移住希望や二地域居住に対応する適切な誘導を行い、集落地の豊かな自然環境の中で暮らせる定住環境の形成を図ります。
- ・山間集落地は、環境と共生する伝統的な形態を生かしつつ、周辺の豊かな自然環境や農林業環境と調和した定住環境の形成を図ります。
- ・山上の桃源郷と称されるユガテの集落景観を保全し、自然と共に存する山村集落の魅力向上を図ります。

■森林地

- ・西川材の生産地としての森林の育成及び管理、伐採などの林業振興を図ります。
- ・広葉樹の植林による水源かん養機能の向上や景観間伐などにより、集落地周辺の森林環境の形成を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通などを処理する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、道路空間の維持整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭あい道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。

■公共交通(鉄道ほか)

- ・鉄道路線について、市、交通事業者、地域が連携し、観光施策と連携した利用促進等により持続可能な運行を図ります。
- ・NPO 法人など地域主体の有償運送等により住民の移動手段を確保します。

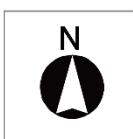
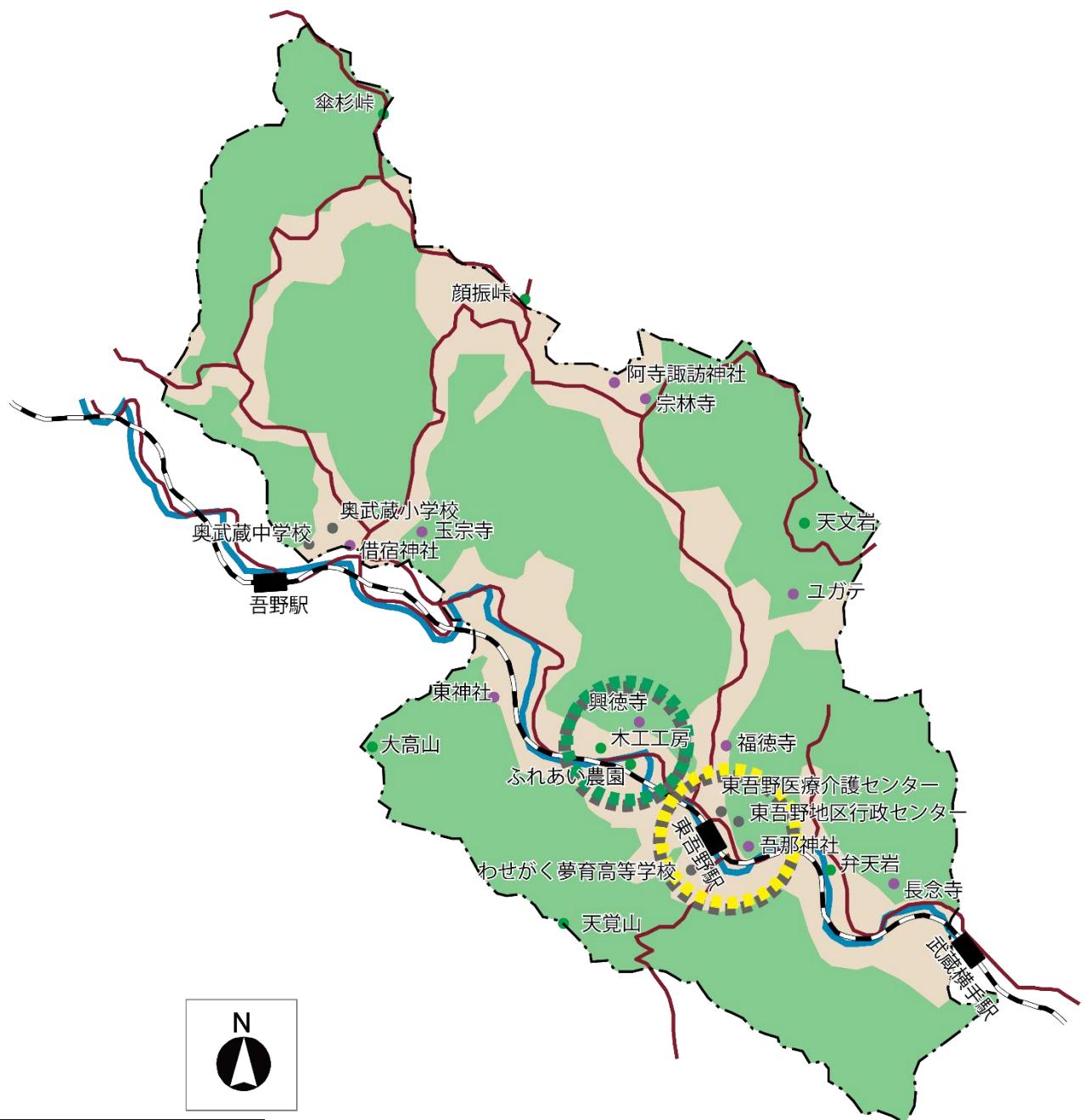
③ 水と緑のまちづくりの方針

- ・ふれあい農園周辺は、市民及び来訪者が水辺に親しむ交流拠点の形成を図ります。
- ・河岸環境の保全を図りつつ、キャンプ場やバーベキュー広場などが充実し、親水性の高い河川空間を市民及び来訪者が交流できる場として活用を図ります。
- ・河岸林の植樹や花の植え込みなどにより、国道 299 号からの眺望が、水辺と豊かな自然環境を感じる景観を形成するよう整備を図ります。
- ・「都市回廊空間」と連携し、山間地域の自然環境と市街地との都市環境が融合する回遊ネットワークの形成を図ります。
- ・山あいの家々を訪ねるふれあいツアーや、自然や歴史、文化を体験しながら学び、保全にもつなげるエコツーリズムの展開により住民活動の場を確保し、交流を促す環境の創出を図ります。
- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。

④ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・顔振峠やユガテ、天文岩などの自然景観資源の保全を図るとともに、長念寺、福德寺、阿寺諏訪神社など、東吾野地区の社寺・史跡を保全し、歴史景観資源の保全を図ります。
- ・西川材などの地域資源の活用により、後背地の自然景観と調和した集落地景観の形成を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する居住空間の形成を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路沿道は広葉樹化を進め、四季を感じる自然景観の創出を図ります。

■東吾野地区まちづくり方針図



[Light Tan Box]	山間集落地
[Green Box]	森林地
[Blue Box]	河川
[Purple Dot]	歴史・文化資源
[Green Dot]	自然・地域資源
[Grey Dot]	公共施設等
[Green Circle with Dot]	交流拠点
[Yellow Circle with Dot]	地域拠点
[Red Line]	主な幹線道路
[Black Line with Dot]	鉄道・駅

(8) 原市場地区まちづくり構想

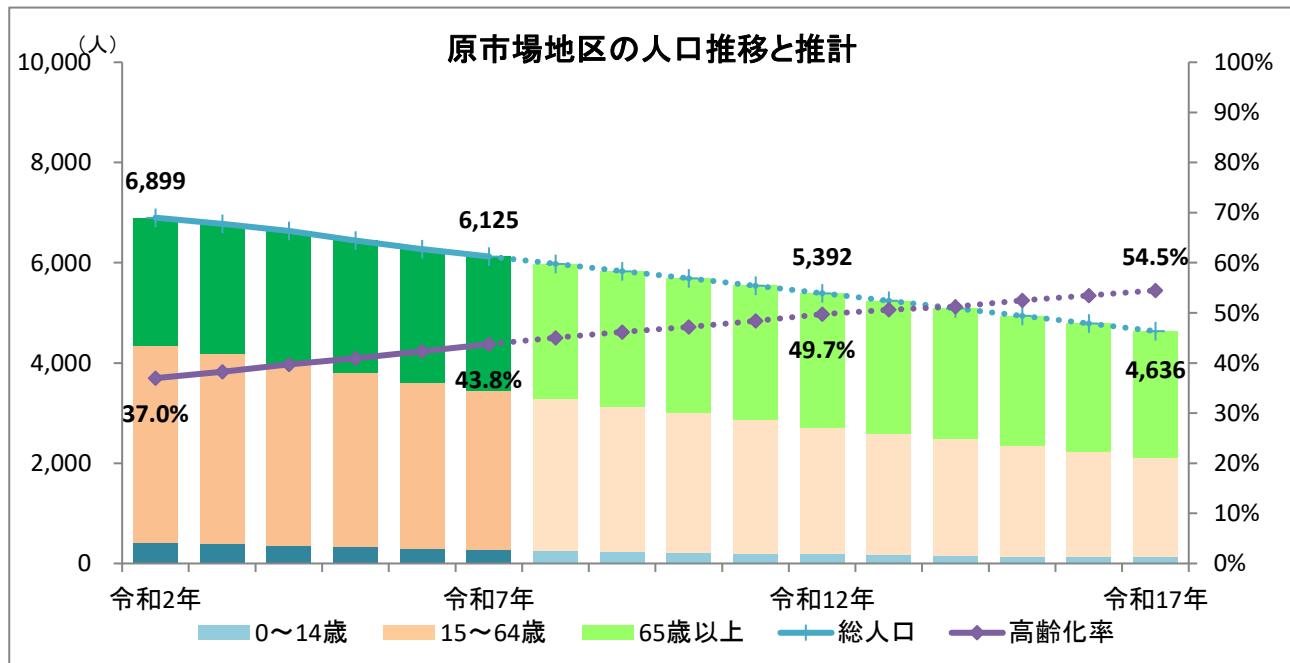
1) 地区の概況

■原市場地区位置図



	面積		人口		密度	世帯	
	ha	%	人	%	人/km²	世帯	人/世帯
原市場地区	2,984.6	15.5	6,125	7.9	205	3,044	2.0
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

原市場地区は、本市のほぼ中央に位置し、入間川上流の名栗地区と市街地を結ぶかたちで形成されており、清流保全地域となっています。主に入間川の左岸、右岸に住宅地が形成されているほか、中藤川流域にも集落地が形成され、地区内には市街地と名栗地区を結ぶ主要地方道飯能下名栗線が入間川沿いに通っており、公共交通の軸として路線バスが利用されています。地区行政センター、原市場中学校、原市場福祉センターから原市場小学校にかけてのエリアが地区の拠点となっているほか、地区内には竹寺、医王寺、八坂神社、白髭神社などの社寺・史跡が点在し、古くからの集落地が形成されています。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
- ◆ 公共交通の維持確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
- ◆ 地域の特性を生かしたまちづくり
- ◆ 自然災害などに対する防災対策

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
 - ・螢の飛び交う清流入間川、中藤川の水辺環境の保全と活用
 - ・自然環境と生物多様性の保全
 - ・林業の再生と活性化による森林の保全及び活用
 - ・就労場所の確保などによる若者の定住促進
 - ・飲料水の安定供給など山間地域の住環境の整備
 - ・福祉・医療サービスの充実
- ◆ 公共交通の維持確保
 - ・地域住民に便利な公共交通の維持・確保
 - ・中心市街地や広域圏などとの交流を促進する公共交通の充実
 - ・高齢者の移動手段の確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
 - ・空家、空き地、遊休農地の解消と利活用
- ◆ 地域の特性を生かしたまちづくり
 - ・草花や広葉樹による四季を感じる景観づくり
 - ・山間集落地や森林地の自然资源や歴史資源などを活用したエコツーリズムの展開
 - ・自然、地域資源、歴史、文化遺産の活用
 - ・レクリエーションの場としての森林活用
 - ・森林とのふれあい体験
- ◆ 自然災害などに対する防災対策
 - ・自然災害の抑止、対応
 - ・山林火災対策や鳥獣被害対策

3) 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■山間集落地

- ・原市場地区行政センター、原市場中学校、原市場福祉センターから原市場小学校までの一帯を地域拠点として位置付け、公共施設や生活関連機能の充実を図り、生活環境の整った拠点の形成を図ります。
- ・地域拠点周辺は、こどもたちが安心して遊べる広場などの確保を図るとともに、生活道路などの基盤整備を進め、災害のない安全な生活環境の形成を図ります。
- ・古民家や空家などを活用して、移住希望や二地域居住に対応する適切な誘導を行い、集落地の豊かな自然環境の中で暮らせる定住環境の形成を図ります。
- ・幹線道路沿道の宅地開発が進んだ区域については、周辺の自然環境と調和した安全安心な定住環境の形成を図ります。
- ・遊休地の活用を図ることにより、木の文化を伝える住民活動の場を確保し、地域の交流の場の創出を図ります。
- ・山間集落地は、環境と共生する伝統的な形態を生かしつつ、周辺の豊かな自然環境や農林業環境と調和した定住環境の形成を図ります。

■森林地

- ・広葉樹の植林による水源かん養機能の向上や景観間伐などにより、集落地周辺の森林環境の形成を図ります。
- ・西川材の生産地としての森林の育成及び管理、伐採などの林業振興を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通などを処理する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、道路空間の維持整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭あい道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。

■公共交通(路線バスほか)

- ・地区内を運行する路線バスについて、一定以上の運行水準を確保できるよう交通事業者と連携して維持確保に努め、持続可能な運行を図ります。
- ・エコツーリズムや観光イベント等と連携して、来訪者や観光客によるバス利用の促進を図ります。
- ・幹線のバス路線や地区内の拠点を連絡しているコミュニティバス(おでかけむーま号)の利用促進に努め、持続可能な運行を図ります。
- ・路線バスとコミュニティバスの乗継環境を整備し、利用者の利便性の向上を図ります。

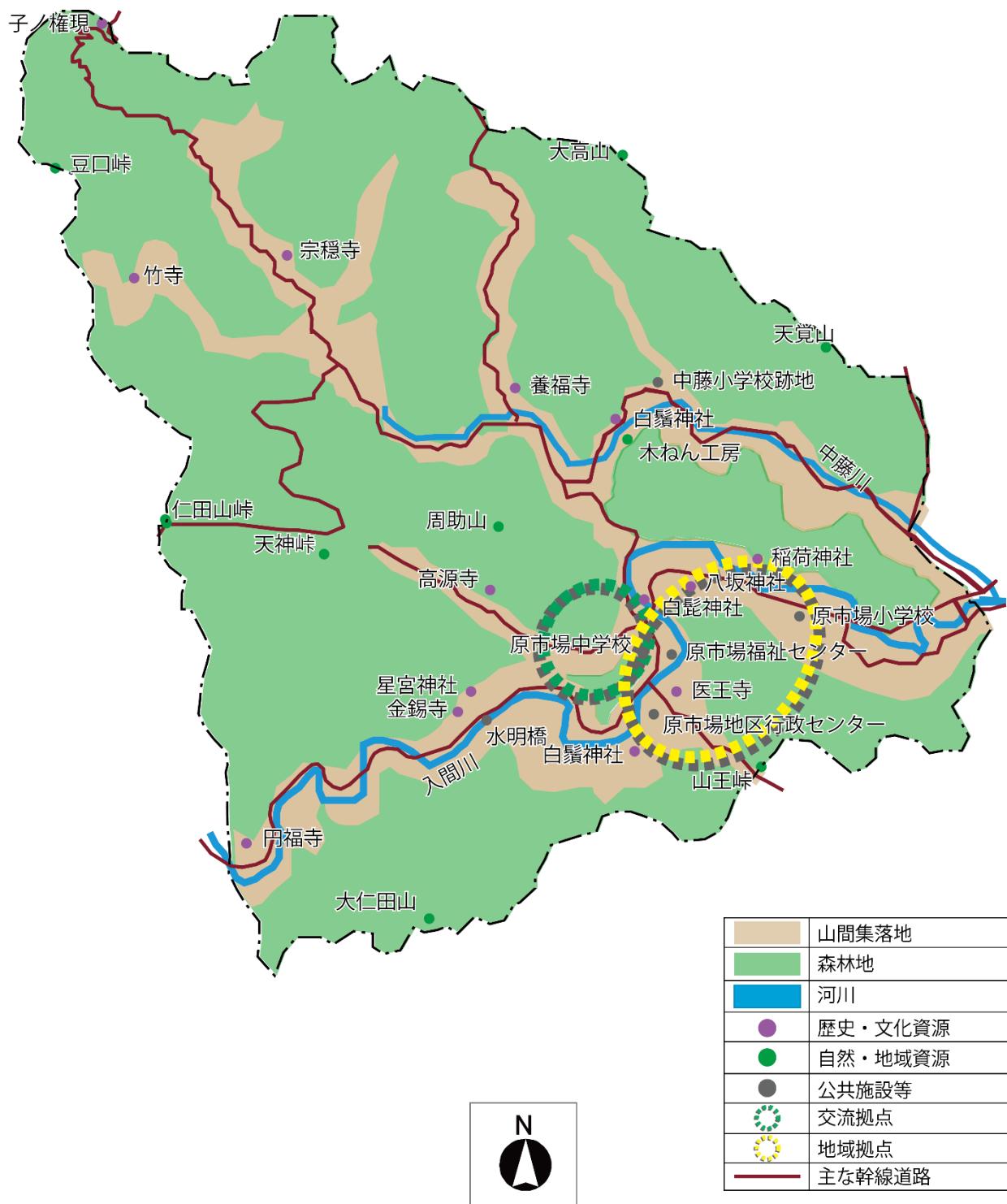
③ 水と緑のまちづくりの方針

- ・原市場中学校周辺を交流拠点として位置付け、遊休地や山林を活用した自然を楽しむレクリエーション活動のほか、こどもたちの遊び場や住民の憩いの場として、また、森林文化や環境の大切さを学ぶ学習林として活用できる空間形成を図ります。
- ・河岸環境の保全を図りつつ、キャンプ場やバーベキュー広場などが充実し、親水性の高い河川空間を市民及び来訪者が交流できる場として活用を図ります。
- ・蛍が飛び交う清流の保全に努め、蛍の生息地として観光・交流人口の増加に向けた親水空間の形成を図ります。
- ・「都市回廊空間」と連携し、山間地域の自然環境と市街地との都市環境が融合する回遊ネットワークの形成を図ります。
- ・山あいの家々を訪ねるふれあいツアーや、自然や歴史、文化を体験しながら学び、保全にもつなげるエコツーリズムの展開により住民活動の場を確保し、交流を促す環境の創出を図ります。
- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。

④ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・福寿草や一輪草・二輪草の原生地を保全するとともに、竹寺、子ノ権現などの歴史、文化資源を活用し、観光資源としての利用促進を図ります。
- ・西川材などの地域資源の活用により、後背地の自然景観と調和した集落地景観の形成を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する居住空間の形成を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路沿道は広葉樹化を進め、四季を感じる自然景観の創出を図ります。

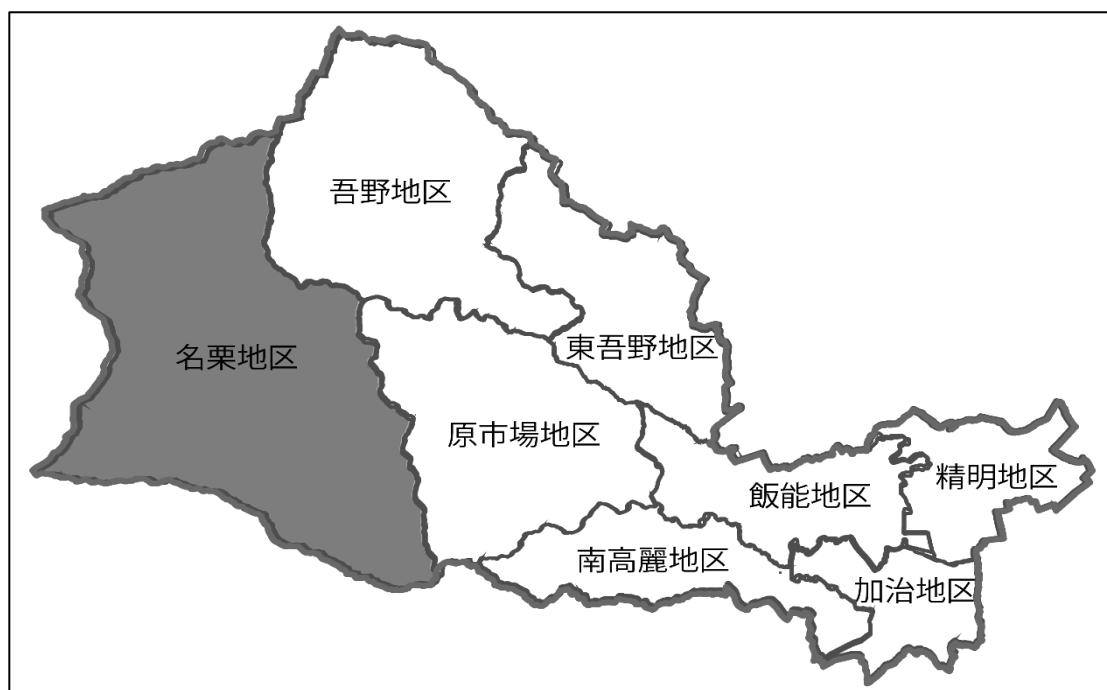
■原市場地区まちづくり方針図



(9) 名栗地区まちづくり構想

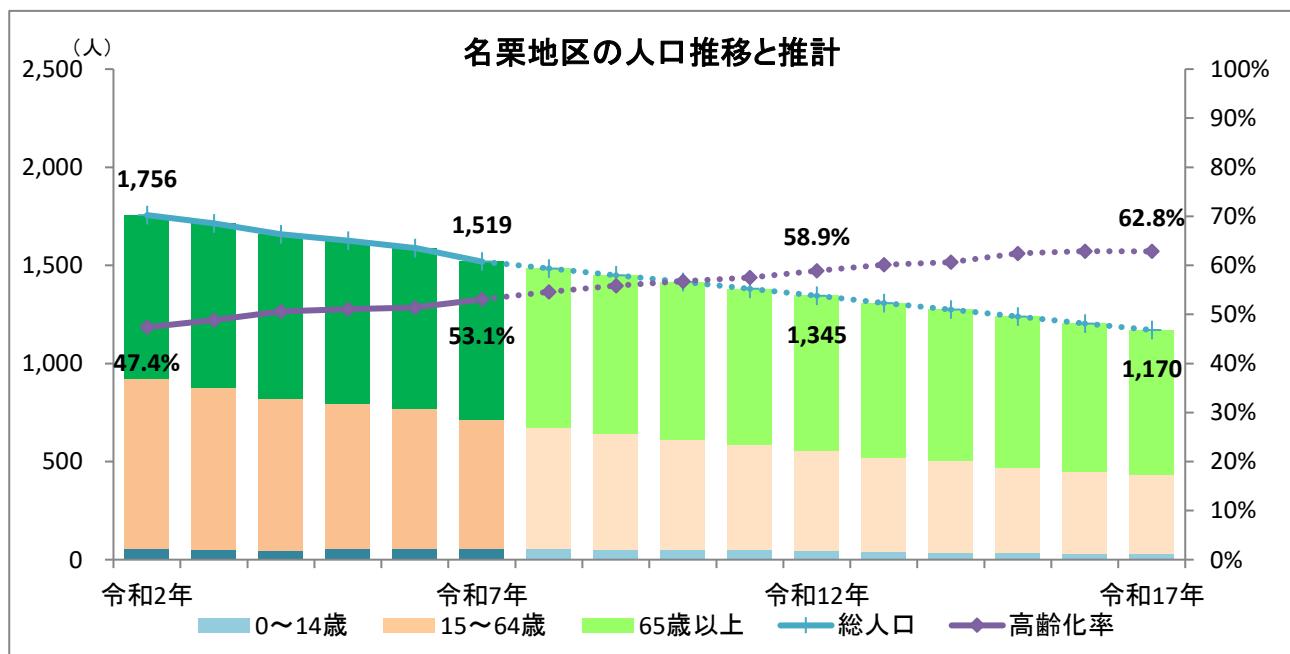
1) 地区の概況

■名栗地区位置図



	面積		人口		密度 人/km ²	世帯	
	ha	%	人	%		世帯	人/世帯
名栗地区	5,851.5	30.3	1,519	1.9	26	819	1.9
市全体	19,305	100.0	77,963	100.0	404	36,685	2.1

■地区別人口(飯能市人口ビジョンより)



■地区の特性

名栗地区は、市域の最西部に位置し、西川材の主要な産地であるとともに、市民の水源でもある入間川の源流を有しています。地区は、清流保全地域となっており、入間川流域に形成された集落と広大な森林により形成され、名栗湖や棒ノ嶺などの自然、地域資源のほか、下名栗諏訪神社、鳥居觀音、名栗川橋など地区の歴史を物語る多くの史跡や教育、文化、公共施設が分布し、生活圏が形成されています。また、ノーラ名栗、名栗湖周辺の交流拠点に年間を通じてハイキングや川遊びを目的に多くの人が訪れ、観光目的地として交流人口の増加が期待されています。

■地区の課題

地区の課題抽出に当たっては、市民ワークショップ、市民アンケート、地区別検討会のほか、本市の各計画を基に反映しています。

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
- ◆ 公共交通の維持確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
- ◆ 自然災害などに対する防災対策

2) 地区まちづくりの方向性

- ◆ 豊かな自然と共生する居住環境の形成
 - ・螢の飛び交う清流入間川の水辺環境の保全と活用
 - ・入間川源流の水源林の保全
 - ・「西川材」の主産地としての森林の育成と林業の振興
 - ・自然志向的な若者の移住促進
 - ・福祉・医療サービスの充実
 - ・就労場所の確保
- ◆ 公共交通の維持確保
 - ・地域住民に便利な公共交通の維持・確保
 - ・中心市街地や広域圏などとの交流を促進する公共交通の充実
 - ・高齢者の移動手段の確保
- ◆ 空家、空き地、遊休農地などの活用
 - ・廃校となった中学校の跡地活用
 - ・空家、空き地、遊休農地の解消と利活用
- ◆ 水と緑を生かしたまちづくり
 - ・名栗湖及びノーラ名栗を中心とした交流拠点の活用による地域活性化
 - ・地区内の自然資源、歴史・文化遺産などを活用した交流するまちづくり
 - ・森林とのふれあい体験
 - ・山間集落地や森林地の自然資源、歴史資源などを活用したエコツーリズムの展開
- ◆ 自然災害などに対する防災対策
 - ・自然災害の抑止、対応
 - ・山林火災対策や鳥獣被害対策

③ 地区まちづくりの方針

① 土地利用の方針

■山間集落地

- ・名栗小学校、名栗スポーツ広場、名栗診療所などが立地する名栗地区行政センター周辺を地域拠点とし、公共施設や生活関連機能の充実を図り、生活環境の整った拠点の形成を図ります。
- ・名栗湖周辺の自然資源やノーラ名栗などの施設を最大限に活用し、市民及び来訪者が集う交流拠点の形成を図ります。
- ・古民家や空家などを活用して、移住希望や二地域居住に対応する適切な誘導を行い、集落地の豊かな自然環境の中で暮らせる定住環境の形成を図ります。
- ・山間集落地は、環境と共生する伝統的な形態を生かしつつ、周辺の豊かな自然環境や農林業環境と調和した定住環境の形成を図ります。
- ・観光施設、サービス施設などの適正な立地を促進し、観光・サービス機能の集積を図るとともに、農産物の販売やイベントなどを行う場の充実を図り、産業振興に寄与する土地利用を図ります。

■森林地

- ・西川材の生産地としての森林の育成及び管理、伐採などの林業振興を図ります。
- ・入間川源流の水源地一帯は森林として保全を図ります。
- ・広葉樹の植林による水源かん養機能の向上や景観間伐などにより、集落地周辺の森林環境の形成を図ります。

② 道路・交通網整備の方針

■道路

- ・幹線道路は、周辺諸都市間との交通や通過交通などを処理する道路として、安全な走行性の向上を図るとともに、道路空間の維持整備を図ります。
- ・主要な生活道路は、狭あい道路の整備をはじめ、安全な道路空間としての維持整備を図ります。

■公共交通(路線バス)

- ・地区内の運行する路線バスについて、一定以上の運行水準を確保できるよう交通事業者と連携して維持確保に努め、持続可能な運行を図ります。
- ・エコツーリズムや観光イベント等と連携して、来訪者による路線バスの利用促進を図ります。

③ 水と緑のまちづくりの方針

- ・ノーラ名栗、名栗湖周辺を交流拠点とし、市民及び来訪者の憩いや環境学習などの自然体験の場として地域活性化を図ります。
- ・河岸環境の保全を図りつつ、キャンプ場やバーベキュー広場などが充実し、親水性の高い河川空間を市民及び来訪者が交流できる場として活用を図ります。
- ・蛍が飛び交う清流の保全に努め、蛍の生息地として観光・交流人口の増加に向けた親水空間の形成を図ります。

- ・「都市回廊空間」と連携し、山間地域の自然環境と市街地との都市環境が融合する回遊ネットワークの形成を図ります。
- ・山あいの家々を訪ねるふれあいツアーや、自然や歴史、文化を体験しながら学び、保全にもつなげるエコツーリズムの展開により住民活動の場を確保し、交流を促す環境の創出を図ります。
- ・市民及び来訪者が安全・快適に楽しむことができるよう、案内板や観光公衆トイレなどの維持管理に努めます。
- ・地域住民が様々な地域活動や憩い、集うことの出来るスポーツ広場やふれあい公園などの親水公園の維持保全を図ります。

④ 景観に配慮したまちづくりの方針

- ・豊かな森林景観を保全し、伊豆ヶ岳や棒ノ嶺などの自然景観の保全を図ります。
- ・鳥居観音、下名栗諏訪神社などの社寺や名栗川橋、旧名栗郵便局などの史跡を保全し、歴史や文化を感じる景観形成を図ります。
- ・西川材などの地域資源の活用により、後背地の自然景観と調和した集落地景観の形成を図ります。
- ・森林文化都市にふさわしい自然環境と調和する居住空間の形成を図ります。
- ・西川材を使用するなど、木のぬくもりや地域の個性が感じられる景観形成を図ります。
- ・幹線道路沿道は広葉樹化を進め、四季を感じる自然景観の創出を図ります。

■名栗地区まちづくり方針図

